

地方公共団体職員のための 競争政策・独占禁止法ハンドブック

令和6年11月



公正取引委員会
JAPAN FAIR TRADE COMMISSION

地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック

(目 次)

はじめに	1
1 本ハンドブックのねらい	1
2 本ハンドブックの構成	4
第1章 地方公共団体の活動における独占禁止法上及び競争政策上の考え方	5
1 地方公共団体と独占禁止法及び競争政策の関係	5
2 条例等の制定改廃・運用時における独占禁止法上及び競争政策上の考え方	6
(1) 条例等の制定改廃時における競争状況に及ぼす影響のセルフチェック	6
ア 条例等の制定改廃時における競争評価の実施	6
(7) 競争評価の意義	6
(イ) 競争評価の手法	7
(ウ) 競争評価チェックリストの概要	7
(エ) 規制的内容を含む場合における競争評価チェックリストの活用	8
＜想定事例1＞	9
イ 規制的内容を含まない場合における競争評価チェックリストの活用	15
＜想定事例2＞	15
(2) 条例等の制定改廃・運用時における独占禁止法違反行為の誘発の防止	19
ア 行政指導ガイドラインの概要・意義	20
イ 独占禁止法違反行為を誘発し得る条例等を把握するための行政指導ガイドライン の活用	21
(7) 参入・退出に関する条例等の制定改廃・運用における留意点	21
＜想定事例3＞	22
(イ) 価格に関する条例等の制定改廃・運用における留意点	24
＜想定事例4＞	24
(ウ) 数量・設備に関する条例等の制定改廃・運用における留意点	26
＜想定事例5＞	26
(エ) 営業方法、品質・規格、広告・表示等に関する条例等の制定改廃・運用におけ る留意点	28
＜想定事例6＞	29
3 事業者として事業活動を行う場合における独占禁止法上の考え方	32
第2章 地方公共団体からの相談事例集	34
○ 地方公共団体の活動に関する相談窓口	81
○ 参考資料集	82

第2章 地方公共団体からの相談事例集（細目次）

行政の 行 為	政策目的	相 談 事 例	参照条文 (独占禁止法)	頁
条例等 の制定	災害対策 ①	1 事業者団体との間で締結する物資供給に係る災害協定について	第3条、第8条、第19条	35
	環境対策 ①	2 県が事業者と営業時間短縮等に係る協定を結ぶことについて	第3条、第8条	39
	流通・取 引対策①	3 県によるガソリン小売価格表示を推奨するための認定制度の策定等について	-	42
	中小企業 振興①	4 建設工事の受注事業者に対する地元業者の下請利用の義務付けについて	-	44
行政 指導	流通・取 引対策②	5 市によるごみ袋の小売価格の統一に係る行政指導について	第3条、第19条	46
	流通・取 引対策③	6 市による灯油の小売価格の統一に係る行政指導について	第8条	48
	医療・ 福祉①	7 福祉用具（電動ベッド）のレンタルに係る助成及び価格指導について	-	51
	医療・ 福祉②	8 市による訪問理美容サービスの料金統一に係る行政指導について	第3条	54
補助金 等の 交付	中小企業 振興②	9 取扱事業者の規模により商品券の販売額に上乗せされるプレミアム率に差を設けることについて	-	57
	環境対策 ②	10 家庭用コージェネレーション購入に係る助成制度について	第19条	60
委託 事業等	流通・取 引対策④	11 堆肥の販売価格等の調査の実施及び調査結果の周知について	第3条、第8条	62
	災害対策 ②	12 事業者団体に対する災害発生時の道路啓開作業に係る委託事業者の候補の選定依頼について	第3条、第8条、第19条	65
	運輸・ 交通	13 区域ごとに委託するデマンド型乗合タクシー事業者の数を各区域1社とすることについて	-	68
	医療・ 福祉③	14 予防接種に係る被接種者の負担額及び委託費を県内で統一することについて	第3条、第8条	71
	医療・ 福祉④	15 ガイドヘルプサービス（移動支援事業）の提供を特定のNPO法人に一元化することについて	-	76

公共 調達	環境対策 ③	16 市が公営住宅建設に使用する木材を特定の森林認証を受けた事業者の供給するものに限定する行為について	-	79
----------	-----------	---	---	----

※第2章に関連する主なガイドライン

- 「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」（行政指導ガイドライン）（平成6年6月）
- 「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（事業者団体ガイドライン）（平成7年10月）

なお、第2章でこれらのガイドラインの考え方を援用等したところは、当該ガイドラインの参照箇所を付記している。

○ 参考資料集（細目次）

資料 1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号） （抄）	83
資料 2 不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）	108
資料 3 行政指導に関する独占禁止法上の考え方（行政指導ガイドライン）（平成 6年6月30日公正取引委員会）	111
資料 4 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（事業者団体ガイドライン） （平成7年10月30日公正取引委員会）（抄）	120
資料 5 規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方に ついて（別添：競争評価チェックリスト）（平成29年7月31日公正取引委員 会事務総局）	164
資料 6 規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マ ニュアル（令和6年6月24日公正取引委員会事務総局）	173
資料 7 知ってなっとく独占禁止法（令和6年4月版）	199

はじめに

1 本ハンドブックのねらい

- (1) 近年、地域経済の活性化が重要な経済・社会的な課題となっており、地方公共団体では、地域経済の活性化を目的として多種多様な施策・事業が実施されている。地域経済を活性化させるためには、短期的な需要創出にとどまらず、当該地域経済の自律的な成長力の向上が必要であり、そのための環境の整備において、地域経済の実情をよく知る地方公共団体の果たす役割は重要である。

事業者が自由で自主的な判断により経済活動を行うことができ、かつ、事業者間において公正かつ自由な競争が行われるよう環境を整備することにより、事業者は創意工夫を十分に発揮でき、また、地域内外の消費者に提供する商品・サービスの質を向上させることができる。これによって、地域の住民の利益が増進するとともに、地域経済を担う事業者の競争力が向上することを通じて、地域の所得と雇用の水準が高まることになる。

このため、地域経済の活性化等を目的として地方公共団体が各種の施策・事業を実施する際には、当該施策・事業が、事業者の自由で自主的な判断による経済活動を妨げたり、事業者間の公正かつ自由な競争を阻害したりするおそれはないかなどという観点から検討することが有益である。

また、既存の施策・事業が、その後の社会構造や経済情勢の変化により、事業者の自由で自主的な判断による経済活動を妨げたり、事業者間の公正かつ自由な競争を阻害したりするものとなっていないかなどについて、不断に見直しを行うことが望ましい。

- (2) 独占禁止法¹は、公正かつ自由な競争の促進を直接の目的とし、一般消費者の利益の確保を究極の目的としている（独占禁止法第1条）。また、競争政策とは、公正かつ自由な競争を維持・促進することを目的に行われる政策である。

公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を促進することを任務として、これまでも国や地方公共団体の規制・制度・施策等が競争促進的なものとなることを目指し、提言等を行ってきた。

このうち、地方公共団体との関係では²、地方公共団体を含む行政機関

¹ 内閣府（2017）「地域の経済2017-地域の『稼ぐ力』を高める」

² 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

³ なお、国の行政機関との関係では、公正取引委員会は、規制に係る制度改革に関する提言、

が実施する行政指導に対する独占禁止法上の考え方について、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」（平成6年6月）（以下「行政指導ガイドライン」という。）を策定したほか、独占禁止法等違反行為の未然防止を図る観点から、地方公共団体等の調達担当者に対する研修会を開催するなどしている。また、地方公共団体の活動に係る独占禁止法上及び競争政策上の問題の有無についての相談にも対応してきており、その中から地方公共団体等の施策立案の参考になると考えられる事例を「地方公共団体からの相談事例集」（平成19年6月）（以下「平成19年相談事例集」という。）として取りまとめ、公表している。これらを通じて、公正取引委員会は、地方公共団体の活動における独占禁止法上及び競争政策上の考え方を明らかにしてきている。

- (3) 平成19年相談事例集の公表から約15年以上が経過した。この間も、地域経済の活性化に関する議論の高まりや、地方分権改革の進展によって地方公共団体が地域の実情等に照らして主体的に施策を講じることなどへの期待に加えて、独占禁止法のコンプライアンス意識の社会的な高まりなどもあり、地方公共団体からの公正取引委員会に対する相談は引き続き寄せられている。このことは、地方公共団体における独占禁止法及び競争政策に対する意識・関心の高さの表れとも考えられる。
- (4) そこで、平成19年相談事例集公表後の事例の蓄積も踏まえ、独占禁止法及び競争政策に関する地方公共団体の理解を一層深めるため、今般、「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」を作成し、公表することとした。作成に当たっては、単なる相談事例集のアップデートではなく、地方行政に携わる職員が施策・事業を検討・実施するに当たって感じるであろう独占禁止法上及び競争政策上の疑問や懸念等に対して、手元に置いて日々参照してもらえよう、地方公共団体の活動における独占禁止法上及び競争政策上の考え方を示すこととした。
- (5) 独占禁止法及び競争政策の考え方を理解するためには、まずは地方公共団体の活動が事業者間の競争状況に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握することが重要となる。本ハンドブックでは、事業者間の競争に影響を及ぼし得る行政機関の活動についての独占禁止法上及び競争政策上の考え方が示されている「競争評価」と「行政指導ガイドライン」の活用方法を、地方行政に関する想定事例とともに示している。競争評価と行政指導ガイドラインの詳細については後述するが、競争評価とは、国の行政機関において政策評価の一環として規制の新設又は改廃が事業

法令協議や事業所管官庁の政策形成プロセスへの関与等を行っている。

者間の競争状況に及ぼす影響を把握するために行われているものであり、行政指導ガイドラインとは、行政指導と独占禁止法との関係を明らかにした指針である。

競争評価と行政指導ガイドラインは、いずれも地方公共団体の活動が事業者間の競争状況に及ぼす影響を把握するに当たって活用できるものであるが、活用される場面は異なっている。例えば、施策・事業の企画・検討段階において、競争評価を活用して、地方公共団体の活動が事業者間の競争状況に及ぼす影響を適切に把握するとともに、行政指導ガイドラインも活用することで、独占禁止法違反行為を誘発するかどうかを確認し、独占禁止法に係るコンプライアンス意識を更に高めることができると考えられる。

- (6) 最後に、本ハンドブックを通じて地方行政に携わる職員が独占禁止法及び競争政策の考え方に触れるとともに、本ハンドブックが今後の地方行政に活用されることを期待している。また、実際に施策・事業を検討・実施するに当たって、独占禁止法上及び競争政策上の観点からの疑問や懸念等があれば、後記の公正取引委員会の窓口にご相談していただきたい。

2 本ハンドブックの構成

本ハンドブックは2部構成となっている。

まず、第1章では、地方公共団体の活動において留意すべき独占禁止法及び競争政策に関する事柄について、考え方を整理している。

第2章では、地方公共団体の活動における独占禁止法及び競争政策に対する理解をより深める観点から、これまで蓄積された地方公共団体からの具体的な相談事例に即して、留意すべき独占禁止法及び競争政策の考え方を示している。

第1章 地方公共団体の活動における独占禁止法上及び競争政策上の考え方

1 地方公共団体と独占禁止法及び競争政策の関係

地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っており（地方自治法⁴第1条の2第1項）、当該地域における多種多様な課題に対処するため、法律の範囲内で条例を制定するほか（憲法第94条）、規則、規程、要綱等を制定し、必要に応じて見直しを行った上、これらに基づき、施策・事業を実施することなどの活動を行っている。

以下、第1章において、特段の断りがない限り、地方公共団体が制定改廃する条例、規則、規程、要綱等の成文規範を総称して「条例等」という。

地方公共団体では、一般に、条例等の制定改廃やその運用の各過程において、憲法、地方自治法を始めとした法令や政策等、様々な観点から検討が行われている。

その上で、このような検討を行う場面において、事業者の自由で自主的な判断による経済活動を妨げたり、事業者間の公正かつ自由な競争を阻害したりするおそれがないかなどの観点からも検討し、事業者が競争しやすい環境を作っていくことは、地域経済の自立的な成長力の向上のためにも有益である。

そこで、本ハンドブックでは、地方公共団体が条例等の制定改廃やその運用の各過程において留意すべき独占禁止法及び競争政策に関する事柄について、地方公共団体が条例等を制定改廃・運用する場合（後記2）と、自ら事業者として事業活動を行う場合（後記3）とに分けて、それぞれ検討し、考え方を整理することとする。

⁴ 昭和22年法律第67号

2 条例等の制定改廃・運用時における独占禁止法上及び競争政策上の考え方

(1) 条例等の制定改廃時における競争状況に及ぼす影響のセルフチェック

ア 条例等の制定改廃時における競争評価の実施

国の行政機関は、政策評価法⁵に基づく政策評価の実施が義務付けられており、規制の新設又は改廃を行おうとする場合、規制の事前評価（政策を決定する前に行う政策評価をいう。以下同じ。）の実施が義務付けられている（政策評価法第9条）。規制の事前評価とは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課す規制を新設又は改廃する際に発生する効果や負担を予測・評価するものであるが、そこでは、規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響についても、「競争評価」を用いて、把握することとされている⁶。

本ハンドブックでは、競争評価の概要及び「競争評価チェックリスト」の活用方法を紹介する。競争評価のより効果的な実施方法等、詳細な活用方法については、本ハンドブックの参考資料6の「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」⁷（以下「事務参考マニュアル」という。）を参照されたい。

(7) 競争評価の意義

規制は、様々な目的を達成するために行政機関が設けるものであるが、規制の内容及び程度によっては、事業者の新規参入や事業者の事業活動が制限等されることで、事業者が提供する商品又は役務の価格が上昇し、また多様な商品・サービスの供給が制限され、ひいてはイノベーションの創出までも阻害されるなど、経済的損失を発生させるおそれもある。また、規制は、一度導入されると、規制の影響を受ける事業分野によっては、規制の存在が事業活動を行う上で一定の前提条件となるなど、規制を撤廃することが困難になることがある。そのため、規制の新設又は改廃を行おうとする際には、競争評価を実施し、規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響を適切に把握する必要がある⁸。このようなことから、規制の目的

⁵ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）

⁶ 地方公共団体は政策評価法の適用対象ではなく、競争評価の実施義務を負うものではないが、「競争評価」は、規制の新設又は改廃が競争状況に及ぼす影響を把握・分析するという点で、地方公共団体にも有効な視点を提供するものと考えられる。

⁷ 公正取引委員会事務総局（平成29年9月）

⁸ 一般に、規制は、産業の健全な発展等を目的とした経済的規制と、消費者や労働者の安全・

にかかわらず、規制の新設又は改廃を行おうとする場合には、当該規制を設けようとする目的を達成する観点からだけではなく、競争評価を実施し、規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響を適切に把握し、可能な限りその影響を小さくすることが重要である。

なお、「競争評価」の結果によっては、事業者間の競争状況に負の影響を及ぼし得るものと整理される場合も想定されるが、それによって直ちに当該規制の導入が否定されるわけではなく、その整理の結果を踏まえた上で、競争状況に及ぼす影響を小さくする観点から、導入しようとする規制の内容の再検討を行うことが望ましい。

(イ) 競争評価の手法

国の行政機関が行う競争評価の手法については、公正取引委員会が定める手法によることとされており⁹、公正取引委員会では、平成29年7月、「競争評価チェックリスト」（後記(ウ)参照）に加え、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」（以下「競争評価の考え方」という。）を作成し、公表している（参考資料5参照）。

なお、事務参考マニュアルでは、例えば、地方公共団体が制定改廃する条例等、規制の事前評価の実施が義務付けられてはいないものについても、事業者間の競争状況に影響を及ぼすことがあり得るため、競争評価チェックリストや競争評価の考え方を参考に、競争状況に及ぼす影響を把握することが推奨されている¹⁰。

(ウ) 競争評価チェックリストの概要

規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響は様々あると考えられるが、競争評価チェックリストでは、競争状況に負の影響を及ぼすものを、①事業者の数の制限、②事業者の競争手段の制限、③事業者の競争回避的行動の誘発、④需要者が利用できる情報・選択

健康の確保、環境の保全、災害の防止等を目的とした社会的規制とに分けて考えられることが多い。社会的規制であっても、経済活動に対する効果や負担を伴う場合や事業者の経済活動に対する制限の内容や程度によっては、事業者の自由な事業活動を妨げ、新たな事業活動を展開していくことを困難にするなど、競争状況に影響を及ぼすことがある。

⁹ 「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承、平成29年7月28日一部改正）のⅡ4(2)エ、6頁

¹⁰ 事務参考マニュアル、3頁

肢の制限に大別している。

その上で、競争評価チェックリストは、これら4つの観点から、次のとおり、具体的な質問を設けている。競争評価は、回答者によって判断に差が生まれないように、質問項目を規制の内容に基づき外形的に判断し、「はい」「いいえ」で回答できるようにしている。これらの質問に回答することによって、当該規制が事業者間の競争状況に負の影響を及ぼす可能性があるかを把握することができるようになっている。

競争評価チェックリスト（質問項目）

競争評価チェックリスト

(1) 事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

(イ) 規制的内容を含む場合における競争評価チェックリストの活用

地方公共団体において、住民の権利を制限し又は義務を課すためには条例を制定することが必要であり（地方自治法第14条第2項）、この

ような規制的な内容を含む条例を制定改廃する場合、その制定改廃過程において事業者間の競争状況に及ぼす影響という視点から検討を行うために、前記(ウ)で紹介した「競争評価チェックリスト」を用いたセルフチェックを行うことが有効である。

セルフチェックの結果、前記(ア)のとおり、当該規制が事業者間の競争状況に負の影響を及ぼし得るものとされる場合も想定されるが、それによって直ちに当該規制の導入が否定されるわけではなく、その結果を踏まえた上で、競争状況に及ぼす影響を小さくする観点から、導入しようとする規制の内容の再検討を行うことが望ましい。また、このようなセルフチェックは、当該条例の制定改廃過程の適宜の場面において繰り返し実施し、その結果を踏まえて、より事業者間の競争状況に及ぼす影響を小さくする観点から検討を行うことが望ましい。

以下では、地方公共団体における競争評価チェックリストの活用方法について、想定事例¹¹⁾を用いて紹介する。

なお、競争評価チェックリストは、後記イのとおり、規制的な内容を含まない条例や条例以外の成文規範の制定等の過程においても、必要に応じて活用されることが望まれる¹²⁾。

想定事例 1 農産物Aは加工されて商品Bとなる。農産物Aは全国各地で生産され、産地ごとに特徴を持ち、商品Bの特色にもなっている。各地の商品Bの中でも、P県産は品質が高く人気があり、P県を代表する特産品である。また、P県の就業者数に占める商品Bの生産に係る従事者の割合は高く、P県の産業上重要な地位を占めている。P県には、県内に所在する全ての商品Bの加工業者から構成される事業者団体Xがある。

近年、他県産商品Bの品質が向上して販売量を大幅に伸ばしている一方、P県産の商品Bの販売量は減少が続けている。

この状況を受け、P県における本件担当部局は、問題の所在を確認した結果、P県産商品Bの加工業者ごとに加工及び管理方法がまちまちであることが品質の不均一を生み、P県産

¹¹⁾ 想定事例1を含め、第1章において紹介する全ての想定事例は飽くまで想定であり、特定の地方公共団体による施策等を指すものではない。

¹²⁾ 条例自体は規制的な内容を含まない場合であっても、例えば当該条例の下位法令までを含めてみると規制的な内容を含み得る場合も考えられる。したがって、競争評価の実施対象の選定に当たっては、このような点にも留意することが望まれる。

商品B全体の品質低下につながっていると認識した。その上で、担当部局は、P県産商品Bの品質を一定水準に保つことが地域の産業振興や雇用安定等に寄与するものと考えた。そこで、P県産商品Bの品質を一定水準以上に保つため、加工・管理方法に係る基準を策定し、当該基準を満たさない商品は販売できない旨を条例で定めることを検討している。なお、これには事業者団体Xのほとんどの構成事業者が賛同している。

上記検討内容は、飽くまで本件担当部局における企画段階のものであるが、本施策案について事業者間の競争状況に及ぼす影響という観点から留意すべきことはあるか。

上記想定事例において、本件担当部局は、本条例案の検討を更に進める上で「競争評価チェックリスト」を用いて、条例案が事業者間の競争状況に及ぼす影響を把握するためのセルフチェックを実施したところ、次のような結果が得られた。

観点1：事業者の数の制限

(考え方) 事業者の参入・退出は、本来、市場における競争を通じて決められるべきものであり、その数を制限するような規制は、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものである。

規制が事業者の数に影響を及ぼすと考えられる場合、次の問1から問3のいずれか又は複数の質問に該当し得ると考えられる。

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

(考え方) 事業活動の要件として許認可等を設定することは、ある事業者を他の事業者と比べて優位にすることにつながり、参入障壁となる。

(回答及び解説)

上記想定事例では、事業活動の要件として許認可等の設定は予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、P県における今後の検討において、仮に商品Bの加工に係る事業活動の要件として許認可等を設定することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

(考え方) 本来自由に商品・役務の取引が可能な場合に、その商品・役務の

取引を行うことができる地域を制限することは、その地域へ参入しようとする者にとって参入障壁となる。

(回答及び解説)

上記想定事例では、事業者が活動する地理的範囲を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、P県における今後の検討において、仮に商品Bの加工業者の活動する地理的範囲を制限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

(考え方) 既存事業者と新規参入者の間で負担するコストが実質的に異なり既存事業者が費用面で優位となる場合や、新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストが生じる場合には、新規参入者が参入するためのコストを高めることから、新規参入者にとって参入障壁となる。

(回答及び解説)

上記想定事例では、既存事業者と新規参入者とのコストの差異や新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストの発生は予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、P県における今後の検討において、仮に新たに策定される基準に適合させるため、既存の事業者の設備には追加的な要件を課さないが、新規参入者が設置する設備に何らかの要件を課そうとする場合、新規参入者のみがコストを負担することとなることから、本質問には「はい」と回答することとなる。また、新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコスト（例えば、加工・管理方法に係る基準を満たすために用いられ、売却が不可能だったり他の用途に転用できない機器や設備を導入するコスト）が生じる場合は、本質問には「はい」と回答することとなる。

一方、既存業者と新規参入業者の間にコスト面での非対称性が生じず、新たに必要となるコストが小さい場合、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

観点2 事業者の競争手段の制限

(考え方) 規制により事業者の競争手段が制限されれば、本来は自由な事業者の行動が制限されることとなる。

規制が事業者の競争手段に制限を及ぼすと考えられる場合、次の問1から問3のいずれか又は複数の質問に該当し得ると考えられる。

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

(考え方) 価格競争は、良質・廉価な商品・役務を提供して需要者を獲得する競争の中核をなすものであり、また、商品・役務の数量は、価格を決定する主要因である。よって、価格や数量は事業者にとっての重要な競争手段である。

(回答及び解説)

上記想定事例では、商品Bの加工業者が供給する商品Bの価格、数量を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、P県における今後の検討において、仮に商品Bのブランド力を維持するため、商品Bの加工業者に対してその供給量を制限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

(考え方) 規制により事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等の競争手段が制限される場合、事業者が多種多様な商品を提供することができなくなる可能性がある。

(回答及び解説)

上記想定事例では、商品Bの品質を一定水準に保つための加工・管理方法に係る基準を策定し、当該基準を満たさない商品は販売できない旨を条例で定めることが検討されていることから、本質問には「はい」と回答することとなる。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

(考え方) 規制により事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等の競争手段が制限される場合、事業者が多種多様な商品・役務を提供できなくなる可能性がある。

(回答及び解説)

上記想定事例では、商品Bの加工業者が供給する商品Bの広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、P県における今後の検討において、仮に商品Bの品質維持の一環として、商品Bの広告又は宣伝の方法等を制限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

観点3：事業者の競争回避的行動の誘発

(考え方) 事業者の競争回避的行動を誘発する規制は、事業者の競争的行動の意欲を減少させ、商品・役務の価格低下や質の向上といった競争により得られる効果を小さくすることとなる。

例えば、事業者間で共有されていない情報について、共有・公開を求める仕組みを導入する規制は、事業者間での情報交換・行動の予測を容易にすることで、談合やカルテル等の競争回避的行動を誘発し、その結果、市場の競争に直接的な影響を及ぼす可能性がある。

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

(考え方) 事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等、事業者にとって現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報のうち、事業者間で把握・認識されていない情報が事業者間で共有されると、各事業者が競争者の行動を互いに予測することが容易になり、競争回避的な行動をとることが利益となる場合があることから、競争により得られる効果が小さくなる可能性がある。

(回答及び解説)

上記想定事例では、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することの義務付け等は予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、P県における今後の検討において、例えば、商品Bのブランド力の維持・強化のため、商品Bの加工業者間で生産数量の計画を共有する仕組みを設けることとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

観点 4：需要者が利用できる情報・選択肢の制限

(考え方) 競争が消費者利益をもたらすためには供給者側だけでなく需要者側も制約を受けないことが重要である。

規制によって需要者が利用できる情報や選択肢が制限される場合、供給者である事業者は、自らが提供する商品・役務が選択・消費される可能性が小さくなることから、新たな商品開発への投資や、現在提供している商品・役務を改善する意欲を失う可能性がある。

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

(考え方) 需要者が利用できる情報や選択肢が制限される場合、需要者の意思決定に悪影響が生じる結果、事業者の競争意欲を減少させる可能性がある。

(回答及び解説)

上記想定事例では、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、P 県における今後の検討において、例えば、需要者の正しい選択に資する広告の媒体、回数、場所、内容等を制限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。逆に、例えば、事業者に対し、需要者に商品・役務を供給する際の説明義務を課すこととなる場合、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

結論

(考え方) チェックリストのいずれかの質問に「はい」と回答した場合には、当該規制は、基本的には「競争状況に負の影響を及ぼす可能性がある」ものとして整理される。

(回答及び解説)

上記のとおり、セルフチェックの結果、検討段階の現時点では、少なくとも、観点 2 の問 2（事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか）に対して「はい」との回答があることから、本条例案については「競争状況に負の影響を及ぼす可能性がある」ものと整理されることとなる。

この結果から直ちに本条例案の制定が否定されるわけではないが、本件担当部局においては、事業者間の競争状況に及ぼす影響という観点から、この結果を分析することが望まれる。その際、商品 B の品質を

一定水準以上に保つ手法に関して、事業者間の競争状況に及ぼす影響を小さくする観点からは、より事業者の自主性が尊重されるような条例等を制定することが望ましく、例えば商品Bの品質に関する規格を定めてこれに適合する商品には認証を与えることとするが、当該認証の取得は事業者の任意とするなど、より事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限しない方法について検討を行うことが望ましい。

(注) 後記(2)イ(エ)(想定事例6)では、上記の競争評価の結果も踏まえて再検討された企画案に対する行政指導ガイドラインの活用例も紹介している。

【参考】規制的内容を含む条例の制定に関する地方公共団体からの相談事例
第2章 4

イ 規制的内容を含まない場合における競争評価チェックリストの活用

前記アでは、規制的内容を含む条例の制定改廃過程において競争評価チェックリストを活用したセルフチェックを行うことが有効であるとして、その活用について紹介した。

本項イでは、規制的内容を含まない条例や条例以外の成文規範の制定改廃時における競争評価チェックリストの活用方法について、想定事例を用いて紹介する。条例自体は規制的内容を含まない場合であっても、例えば当該条例の下位法令までを含めてみると規制的内容を含み得る場合も考えられることから、競争評価チェックリストを活用したセルフチェックの対象は、前記アの規制的内容を含む条例に限ることなく、それ以外の成文規範についても、その制定改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響を把握することが望ましい。

以下では、規制的内容を含まない条例や条例以外の成文規範の制定時における競争評価チェックリストの活用方法について、想定事例を用いて紹介する。

想定事例2 Q県の立地はC事業に適しているといわれているが、これまで大規模な企業の進出はなかった。このため、Q県においてC事業に関する担当部局では、地域の産業振興及び雇

用の確保などを促進する観点から、C事業に関する企業立地を促進させるため、指定地区においてC事業を新規で営む企業に対する補助金の交付を内容とする補助事業Dの実施を検討することとした。

本件担当部局では、補助事業Dを具体化するため、補助金交付の要件、手続等を規定する要綱案を検討することとした。要綱案では、事業期間、交付の対象事業者、補助額を規定するほか、指定地区付近の住民に対する交通・騒音等の環境面への配慮の観点から、補助金交付対象事業者に対して、交付決定後に対象事業者間で、工場の稼働時間帯等の調整を行うことを要件とすることを検討している。

なお、上記検討内容は、飽くまで本件担当部局における企画段階のものであるが、本施策案について事業者間の競争状況に及ぼす影響の観点から留意すべきことはあるか。

上記想定事例において、本件担当部局は、補助事業Dに係る要綱案を検討する上で事業者間の競争状況に及ぼす影響の観点から留意すべき点を確認するため、「競争評価チェックリスト」を用いて、要綱案が競争状況に及ぼす影響を把握するためのセルフチェックを実施したところ、次のような結果が得られた。

※以下では、各観点及び問における（考え方）の記載は省略する。

観点1：事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

（回答及び解説）

上記想定事例では、事業活動の要件として許認可等を設定することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、Q県における今後の検討において、仮にC事業に係る事業活動の要件として許認可等を設定することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

（回答及び解説）

上記想定事例では、事業者が活動する地理的範囲を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

となる。

なお、Q県における今後の検討において、仮に補助事業Dに係る補助金交付の要件が、事業者が活動する地理的範囲を制限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

(回答及び解説)

上記想定事例では、既存事業者と新規参入者とのコストの差異は予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、Q県における今後の検討において、仮に補助事業Dに係る補助金の交付要件として、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きなコストを負担させることとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

観点2：事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

(回答及び解説)

上記想定事例では、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、Q県における今後の検討において、仮に補助事業Dに係る補助金の交付の要件が、事業者が供給する商品の価格、数量を制限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

(回答及び解説)

上記想定事例では、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、Q県における今後の検討において、仮に補助事業Dに係る補助金の交付の要件が、事業者が供給する商品の品質、規格等を制

限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

(回答及び解説)

上記想定事例では、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、Q県における今後の検討において、仮に補助事業Dに係る補助金の交付の要件が、事業者の広告又は宣伝の方法等を制限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

観点3：事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

(回答及び解説)

上記想定事例では、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報の交換を促す仕組みを設けることは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、Q県における今後の検討において、例えば、補助金交付対象事業者間で、生産する商品の数量等の具体的な計画や見通し等の情報交換を促す仕組みを設ける場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

観点4：需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

(回答及び解説)

上記想定事例では、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、Q県における今後の検討において、補助事業Dに係る補助金の交付の要件が、例えば、需要者の正しい選択に資する広告の媒

体、回数、場所、内容等を制限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。逆に、例えば、事業者に対し、需要者に商品・役務を供給する際の説明義務を課することとなる場合、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

結論

(回答及び解説)

上記のとおり、セルフチェックの結果、検討段階の現時点では、全て「いいえ」と回答された点からは、本要綱案は、基本的には「競争状況に負の影響を及ぼさない」ものと整理されることとなる。

ただし、この結果は、飽くまで本件担当部局における企画段階のものであるため、Q県においては、今後も、本要綱案の策定過程の適宜の場面において、セルフチェックを繰り返し実施し、より事業者間の競争状況に及ぼす影響を小さくする観点から検討を行うことが望ましい¹³。

【参考】規制的な内容を含まない条例等の制定に関する地方公共団体からの相談事例

第2章 2、3、9

(2) 条例等の制定改廃・運用時における独占禁止法違反行為の誘発の防止

本項(2)では、条例等、すなわち地方公共団体が制定改廃する条例、規則、規程、要綱等の成文規範の制定改廃あるいはその運用が、場合によっては、事業者による独占禁止法違反行為を誘発し得る点に着目し、地方公共団体が事業者の独占禁止法違反行為を誘発しないよう、留意すべき点について考え方を整理する。

国や地方公共団体が条例等を運用するに当たって、例えば、行政需要への機敏な対応、行政の弾力性の確保、行政目的の円滑な達成等のために行政指導¹⁴が行われているが、行政指導の中には、その相手方の独占禁止法違反行為を誘発し得るものもある。このため、公正取引委員会では、この

¹³ 必要に応じて、行政指導ガイドラインも参照されたい。

¹⁴ 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条6号）。

ような行政指導と独占禁止法との関係について、「行政指導ガイドライン」を取りまとめて公表することにより、その考え方を示してきたところである。

その上で、行政指導ガイドラインは、飽くまで「行政指導」と独占禁止法との関係を示したものであるが、ここで示される独占禁止法上の考え方の枠組みは行政指導に限定されるものではなく、地方公共団体が、事業者の独占禁止法違反行為を誘発させ得る条例等の法令やその運用とはどのようなものかを把握する上で、有効な視点を提供するものと考えられる。

ア 行政指導ガイドラインの概要・意義

行政指導に関して、公正取引委員会では、独占禁止法との関係を取りまとめた「行政指導ガイドライン」を公表している。

「行政指導ガイドライン」は、公正取引委員会が行った他の行政機関との調整事例や独占禁止法違反被疑事件の審査の過程等で認められた事例を踏まえて、作成されたものである。

行政指導ガイドラインは、行政指導が「事業者の参入・退出、商品又は役務の価格・数量、設備等に直接・間接に影響を及ぼす」場合には、「その目的、内容、方法等によっては、公正かつ自由な競争を制限し、又は阻害するとともに、独占禁止法違反行為を誘発する場合さえある」（「行政指導ガイドラインはじめに」）としている。そして、事業者が行政指導に従って独占禁止法上問題のある行為を行った場合、「当該行為について直接法的責任を問われるのは行政指導に従った事業者」であることから、行政指導を行う場合には慎重であることを求めている。

また、行政指導ガイドラインでは、行政指導には、法令（法律、法律に基づく命令〔告示を含む。〕、条例及び地方公共団体の執行機関の規則〔規程を含む。〕をいう。以下2(2)において同じ。）に具体的な規定がある場合と、法令に具体的な規定がない場合とがあり、これを踏まえて、行政指導ガイドラインは、法令に具体的な規定のない行政指導について、その目的、内容、方法によっては、公正かつ自由な競争を制限し、又は阻害するとともに、その相手方の独占禁止法違反行為を誘発する場合、当該行為に対する独占禁止法の適用は妨げられないとの考えを示している。また、法令に具体的な規定がある行政指導によって誘発された事業者の行為が独占禁止法違反行為の要件に該当する場合、当該行政指導の根拠となる法令において独占禁止法の適用を除外する規

定が定められていない限り¹⁵、当該事業者の行為に対する独占禁止法の適用は妨げられないとの考えも示している。

なお、前記(1)で述べたとおり、事業者の独占禁止法違反行為を誘発させ得るか否かは別として、条例等の制定改廃過程において、必要に応じて、競争評価によるセルフチェックを実施し、事業者間の競争状況に及ぼす影響を把握することも有効である。

イ 独占禁止法違反行為を誘発し得る条例等を把握するための行政指導ガイドラインの活用

「行政指導ガイドライン」では、行政指導の内容や対象に応じて、①参入・退出に関する行政指導、②価格に関する行政指導、③数量・設備に関する行政指導、④営業方法、品質・規格、広告・表示等に関する行政指導に類型分けをし、それぞれに対する独占禁止法上の考え方を示している。

以下では、独占禁止法違反行為を誘発し得る条例等及びその運用を把握するための行政指導ガイドラインの活用方法について、前記4つの類型に即して、想定事例を用いて紹介する。

(ア) 参入・退出に関する条例等の制定改廃・運用における留意点

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、参入・退出の自由が保障されている必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない参入・退出に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある（行政指導ガイドライン2(1)）。

この考え方を基にすると、例えば、次のような事例は、独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

¹⁵ 特定分野の行為に対して独占禁止法の適用を除外する規定が設けられているものがあり、その根拠規定が独占禁止法自体に定められているもの（独占禁止法第21条〔知的財産権の行使行為〕、第22条〔一定の組合の行為〕、第23条〔再販売価格維持契約〕）と、個別法に基づくもの（保険業法第101条、損害保険料率算出団体に関する法律第7条の3、著作権法第95条、海上運送法第28条、道路運送法第18条、航空法第110条等）とがある（17の法律において23の適用除外制度がある（令和6年10月現在））。なお、独占禁止法の適用除外規定が定められていたとしても、特定分野の行為に対する独占禁止法の適用が除外されるには、所定の手続の完了を要する場合がある。

想定事例３ E事業を営むには都道府県知事の許可が必要である。

R県では、複数の事業者がE事業を営んでおり、これら全ての事業者で構成された事業者団体Yがある。近年、事業者団体Yの各構成員の受注は減少傾向にある。その一方で、他県においてE事業を営む事業者のうちの複数が、新たにR県への参入を検討している。

このような状況において、事業者団体Yは、今般、構成員の事業の継続や安定した雇用の確保等の観点から、R県に対して、今後E事業への新規参入を認めないこと、また、仮に参入を認めざるを得ない場合であっても、営業の許可を与えるに当たり、事業者団体Yの同意を得るよう指導することを要望することとした。

この要望を受けたR県における本件担当部局は、当該要望を検討した結果、要件を満たした者を不許可とすることはできないが、許可に当たり事業者団体Yの同意を得るよう求めることは、R県内のE事業を営む事業者間の意思疎通が円滑化されることとなり、事業者の受注が減少傾向にある中、過度の競争を防止することにつながり、ひいては地域の産業振興や安定雇用の確保に寄与し得るのではないかと考えた。そこで、R県は、許可に当たっては地域の産業振興や安定雇用の確保に配慮する旨などを定めた条例を制定し、新規参入者に対するE事業の許可に当たり事業者団体Yの同意を得ることを求める行政指導を行うことを検討している。

上記検討内容は、飽くまで本件担当部局における企画段階のものであるが、本施策案の検討を更に進める上で、独占禁止法上留意すべきことはあるか。

(考え方)

- (1) 本想定事例は、R県が、条例を制定し、E事業に関する営業の許可に当たり事業者団体Yの同意を得ることを求める行政指導を行うこととするものである。
- (2) 特定の事業への参入に当たり、当該事業分野の既存事業者若しくは事業者団体の同意を得ることを求め、又は参入の条件についてこれらのものと調整するよう指導することは、これにより、当該既存事業者が共同して、又は事業者団体が、参入の同

意を拒否することにより新規参入を断念させ、当該事業分野の事業者の数を制限し、又は参入しようとする事業者の事業活動を不当に制限する条件を付すことになるおそれがある〔行政指導ガイドライン2(1)①〕。そして、事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない〔行政指導ガイドラインはじめに〕。

- (3) R県が、E事業の営業の許可を与えるに当たり、事業者団体Yの同意を得ることを求める指導を行うことは、それによって事業者団体Yが新規参入を求める者への同意を拒否することにより新規参入を断念させ、当該事業分野においてE事業を営む者の数を制限し、又は事業者団体Yへの加入に当たり参入しようとする事業者の事業活動を不当に制限する条件を付すといった、事業者団体Yの独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第8条第1号、第3号、第4号）。

さらに、新規参入の可能性が低くなることによって、既存事業者が新たな競争にさらされる可能性が低くなれば、既存事業者において良質低廉な商品・役務を供給しようとする経営努力を行うインセンティブは低くなり、消費者の不利益にもなりかねない。

- (4) したがって、R県における本施策は、地域の産業振興や安定雇用の確保を目指すものであったとしても、事業者団体Yの独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあり、当該行為によって既存事業者が新たな競争にさらされる可能性が低下し、経営努力を行うインセンティブが低下すれば、消費者の不利益にもなりかねない。また、既存事業者と新規参入者との間で新たな競争を生じさせ、これにより既存事業者において良質低廉な商品・役務を供給しようとする経営努力を行うインセンティブを高めることで、公正かつ自由な競争を維持・促進することが、むしろ消費者の利益の向上や競争力のある地元事業者の育成にも寄与するものと考えられる。

【参考】参入・退出に関する地方公共団体からの相談事例

第2章 1、4、12、13、15

(イ) 価格に関する条例等の制定改廃・運用における留意点

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある（行政指導ガイドライン2(2)）。

この考え方を基にすると、例えば、次のような事例は、独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

想定事例4 S市は、S市が設置した音楽ホールを有料で市民等に貸し出している。S市が設置した複数の音楽ホールの管理については、S市が指定管理者を指定して行わせている。指定管理者が収受する利用料の額については、S市の条例で設定された範囲内で、指定管理者の申請に基づき、S市の承認を受けた上、決定される。

S市の音楽ホールの指定管理者は、かつては全ての音楽ホールに同一の者が指定されていた。しかし、現在は、各ホールの指定管理者は異なり、また、各指定管理者がS市から承認を受けた利用料は異なっているため、音楽ホールが提供するサービスの程度が同じであっても、それぞれの利用料は異なっている。

この状況について、音楽ホールの利用者である市民等からS市に対して、音楽ホールごとに利用料が異なることに関して、分かりにくい、料金を一律にすべき等の意見が多数寄せられている。

S市における本件担当部局は、これらの意見を検討した結果、各音楽ホールの利用料を統一させるため、条例に基づきS市に利用料案を申請しようとする者に対して、目安となる具体的な額を示して申請事項である利用料を指導する、又は申請する利用料案を指定管理者等の間で調整するよう促すこととし、これにより、各音楽ホールの利用料を統一させることで、市民等の不満解消や利便性の向上にも寄与するのではないかと考えた。そこで、利用料案の申請手続等を定めた要綱を改正し、これに基づき、申請者に対し行政指導を行うことを検討している

上記検討内容は、飽くまで本件担当部局における企画

段階のものであるが、本施策案の検討を更に進める上で、
独占禁止法上留意すべき点はあるか。

(考え方)

- (1) 本想定事例は、S市が、条例に基づき各指定管理者がS市に申請する利用料案を申請者間で統一するため、申請手続等を定めた要綱を改正して、申請者に対して目安となる具体的な額を示して申請事項である利用料を指導する、又は申請する利用料案を申請者間で調整するよう促す指導を行うこととするものである。
- (2) 個々の事業者が自主的判断で決めることとされている価格について事前届出制が採られている場合に、目安となる具体的な数字を示して届出事項について指導したり、事業者間で調整をさせたりすることは、それにより、事業者が共同して、届出事項である価格について決定することになるおそれがある〔行政指導ガイドライン2(2)⑤〕。そして、事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない〔行政指導ガイドラインはじめに〕。
- (3) 現状、S市において指定管理者が収受する利用料については、指定管理者が条例で設定された範囲内で自主的な判断により決定した利用料案をS市に申請し、承認を得ることで決定されているが、S市が検討している施策は、指定管理者が申請する利用料案の目安となる具体的な額を示したり、又は指定管理者間で申請する利用料案を調整するよう指導するものである。こうしたS市の施策によって、指定管理者間で話し合うなどして、申請する利用料案を決定するといった、指定管理者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第3条）。

個々の指定管理者が申請する利用料案を統一することは、いづれの音楽ホールも同じ利用料となる点で利用者の利便が図られるようにも見えるが、他方、それによって、個々の指定管理者による利用料案や提供するサービスの内容等の設定に係る創意工夫の発揮が妨げられるほか、指定管理者が共同して申請する利用料案を決定することとなれば、例えば利用料が条例の上限額に高止まりするなど、かえって利用者の不利益にもなりかねない。

- (4) したがって、S市における本施策は、市民等の不満解消や利便性の向上を目指すものであったとしても、指定管理者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあり、当該行為によって指定管理者の創意工夫の発揮が妨げられることとなれば、消費者の不利益にもなりかねない。また、条例の範囲内で設定される利用料について、例えば、利用料の設定に係る指定管理者の自由度を担保した上で、同程度のサービスを提供する音楽ホール間の差が小さくなるよう利用料の審査基準をより明確にするなど、公正かつ自由な競争を維持・促進する他の方法を検討することが、利用者の利益になると考えられる。

【参考】価格に関する地方公共団体からの相談事例

第2章 5、6、7、8、14

(ウ) 数量・設備に関する条例等の制定改廃・運用における留意点

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、数量・設備に関する事業活動が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない数量・設備に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある（行政指導ガイドライン2(3)）。

この考え方を基にすると、例えば、次のような事例は、独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

想定事例5 T県で産出される農産物Fを加工した商品Gは、T県を代表する特産品として、全国各地で販売されている。また、T県の就業者数に占める農産物F及び商品Gの生産・加工の従事者の割合は高く、農産物F及び商品GはT県の産業上重要な地位を占めている。

近年、T県では、農産物Fの生産量は横ばい傾向にあるが、商品Gの販売量は減少傾向にあることに対して、T県の本件担当部局は、商品Gの販売量の減少には、商品Gの品質の低下が影響していると考えた。

その上で、本件担当部局は、T県における農産物F及び商品Gの重要性に鑑みると、今後は県が農産物F及び商品Gの生産・加工・販売の各数量の管理に関与すること

が、商品Gの販売量の増加につながり、地域産業の振興や安定雇用の確保に寄与するものと考えた。そこで、T県は、条例を制定して、①T県は農産物F及び商品Gの生産・加工・販売事業に関する基本計画を毎年策定し、商品Gの品質を維持するために適正と考えられる農作物F及び商品Gの生産・加工・販売数量を定めること、②農産物Fの生産者及び商品Gの加工・販売事業者は、それぞれ生産・加工・販売を行う数量に関して実施計画を立て、それをT県知事に提出すること、③T県知事は、県が定めた基本計画に照らして、必要に応じて、実施計画に記載の生産・加工・販売の各数量について助言又は勧告を行うことを検討している。

上記検討内容は、飽くまで本件担当部局における企画段階のものであるが、本施策案の検討を更に進める上で、独占禁止法上留意すべきことはあるか。

(考え方)

- (1) 本想定事例は、T県が、条例を制定し、農産物F及び商品Gの生産・加工・販売に関する基本計画を策定し、県内の農産物F及び商品Gの生産・加工・販売事業者それぞれ生産等を行う数量に関して実施計画を立てさせてこれを知事に提出させ、個々の事業者が定める実施計画に記載された生産・加工・販売の各数量について指導又は勧告を行うこととするものである。
- (2) 個々の事業者が自主的判断で決定することとされている生産・販売数量、輸入・輸出数量、設備の新增設等について事前届出制が採られている場合に、具体的な目安を示して届出事項について指導したり、事業者間又は事業者団体で調整をさせたり、事業者団体に一括して届出をさせたり、事業者団体を經由して届出をさせることは、それにより、事業者が共同して、又は事業者団体が、届出事項である数量等について決定することになるおそれがある〔行政指導ガイドライン2(3)⑥〕。そして、事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない〔行政指導ガイドラインはじめに〕。
- (3) 現状、T県において農産物F及び商品Gの生産・加工・販売

の各数量については、各事業者が自主的な判断で決定することができるにもかかわらず、個々の事業者に対してそれぞれ生産・加工・販売を行う各数量に関する実施計画を定めさせてこれを提出させ、T県が定める基本計画に照らして、必要に応じて当該実施計画に記載された生産・加工・販売の各数量について助言及び勧告する仕組みを設けることは、それにより、農産物F及び商品Gの各事業者が、T県が基本計画で示す適正な生産等の数量を踏まえ、それぞれ話し合うなどして、提出する実施計画の各数量を決定したり、実施計画に従って事業活動を行うことを決定するといった、当該事業者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第3条）。

また、事業者の生産・加工・販売の各数量は、本来事業者が自らの判断で自由に決定するものであるが、これについてT県が事業者にその実施計画を作成・提出させ、さらにT県知事が実施計画に記載の生産・加工・販売の各数量について助言又は勧告を行うこととなれば、事業者の自主的な創意工夫の発揮を妨げ、良質廉価な商品供給のための経営努力も行われなくなり、品質低下や販売価格の高止まりを招くなど、かえって消費者の不利益にもなりかねない。

- (4) したがって、T県における本施策は、地域産業の振興及び安定雇用の確保を目指すものであったとしても、事業者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあり、当該行為によって農産物F及び商品Gの各事業者の創意工夫の発揮が妨げられることとなれば、消費者の不利益にもなりかねない。また、例えば、商品Gの販路開拓を支援することによって事業者の創意工夫をより促すなど、本施策の目的（商品Gの販売量の増加）を実現する方法について、公正かつ自由な競争を維持・促進する他の方法を検討することが、競争力のある地元事業者の育成にも寄与するものと考えられる。

(I) 営業方法、品質・規格、広告・表示等に関する条例等の制定改廃・運用における留意点

営業方法、品質・規格、広告・表示等は、事業者が創意工夫を発揮して行う重要な競争手段であり、行政機関は、法令に具体的な規定がない営業方法、品質・規格、広告・表示等に関する行政指導により、これらの事項についての事業者の活動が不当に制限され、公正かつ自由な競

争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある（行政指導ガイドライン2(4)）。

この考え方を基にすると、例えば、次のような事例は、独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

想定事例6 想定事例1（前記2(1)ア(エ)参照）において、商品Bの品質を一定水準以上に保つ手法として、加工・管理方法に適合しない商品は販売できない旨を条例で定めることを検討をしていたが、競争評価を実施した結果、「競争に負の影響を及ぼす可能性がある」と整理されたことを受け、本件担当部局は、この結果を分析し、施策案の内容を再検討した。その結果、品質を一定水準以上に保つ仕組みは必要だが、その手法については、規制による遵守の強制ではなく、より事業者の自主性を尊重することが重要と認識した。

そこで、本件担当部局では、商品Bの品質に関して望ましい水準を定める規格を設けて、当該規格に適合する商品にはP県が認証を与えることとし、規格への適合審査を行う者の要件も含めて、これらを条例で定めることを検討している。

その上で、本件担当部局では、P県産商品Bの品質を早期に向上させることが販売量の増加につながると考え、認証の取得は事業者の任意ではあるが、多くの事業者に早期の認証の取得を促したいと考えている。そこで、本条例の施行に合わせて認証手続を定める要綱を制定し、県内の全ての商品Bの加工業者から構成される事業者団体Xに対して、要綱に基づき、早期の認証の取得を促すための行政指導を行うことを検討している。

上記検討内容は、飽くまで本件担当部局における企画段階のものであるが、本施策案の検討を更に進める上で、独占禁止法上留意すべきことはあるか。

（考え方）

- (1) 本想定事例は、P県が、品質を一定水準以上に保つために定める商品の規格について、その認証の取得は事業者の任意であるが、早期の認証の取得を促すために、要綱を制定し、事業者

団体に対して行政指導を行うこととするものである。

- (2) 商品の生産若しくは流通又は役務の供給の合理化のために、行政機関が品質・規格等に関して、具体的に制限したり、事業者又は事業者団体に対して標準化を図るよう指導することは、原則として、独占禁止法との関係において問題となるものではないが、当該行政指導を受けて事業者が共同して、又は事業者団体が決定した基準等が、需要者の利益を不当に害し、又は構成事業者等にその遵守を強制するものであれば、事業者又は事業者団体の当該基準等の決定は独占禁止法上問題となることから、行政機関は、この点に十分留意する必要がある〔行政指導ガイドライン2(4)〕。そして、事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない〔行政指導ガイドラインはじめに〕。

- (3) 品質を一定水準以上に保つために定める認証について、その取得は事業者の任意である場合に、P県が事業者団体Xに対して、その早期の取得を促すための行政指導を行うことは、原則として独占禁止法との関係で問題となるものではない。

しかしながら、P県が、事業者の任意である認証の取得について、事業者団体Xに対し、早期の取得を促すための行政指導を行うことによって、例えば、当該行政指導を受けた事業者団体Xが、全ての構成事業者が認証を早期に取得する旨を決定し、当該決定に基づき、認証の取得を希望しない構成事業者にその取得を求め、取得しない構成事業者に対しては事業者団体からの脱退を勧告するなど、その遵守を強制することによって当該構成事業者の事業活動に関して制限を加え、公正かつ自由な競争を阻害することとなれば、事業者団体Xによる当該行為は独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第8条第4号）。

- (4) したがって、P県における本施策は、原則として独占禁止法との関係で問題となるものではないが、当該行政指導によって、事業者団体Xによる構成事業者の事業活動を制限する行為が誘発された場合には、事業者団体Xによる当該行為は独占禁止法上問題となるおそれがある。このため、当該行政指導の実施に当たり、例えば、事業者団体Xに対して、飽くまで認証の取得は事業者の任意であるが、個々の事業者にとって認証取得が

有効であること等を説明した上で、構成事業者の自主的な取組を促すなど、当該行政指導の実施においても、公正かつ自由な競争が維持・促進されることに留意することが、競争力のある地元業者の育成に寄与するものと考えられる。

【参考】営業方法、品質・規格、広告・表示等に関する地方公共団体からの相談事例

第2章 2、3、16

3 事業者として事業活動を行う場合における独占禁止法上の考え方

地方公共団体は、前記1のとおり、条例等を制定改廃・運用するだけでなく、自ら事業者として事業活動を行う場合もある。

独占禁止法で禁止されている行為（私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法）を行うことで、排除措置命令や課徴金納付命令等の行政処分等の対象となる主体は「事業者」である。事業者とは、「商業、工業、金融業その他の事業を行う者」（独占禁止法第2条第1項）であり、「その他の事業」について、判例によれば、「なんらかの経済的利益の供給に対応し反対給付を反復継続して受ける経済活動を指し、その主体の法的性格は問うところではない」¹⁶。したがって、地方公共団体が事業活動を行うに当たっては、地方公共団体も独占禁止法の適用を受ける事業者に該当し得ることから、この点を十分留意する必要がある。

事業者として地方公共団体が事業活動を行う際に留意すべき独占禁止法上の問題については、公正取引委員会ホームページ (<https://www.jftc.go.jp>) に掲載されている各種情報（独占禁止法に関する一般的なQ&Aが掲載されている「よくある質問コーナー」、事業者からの相談事例をまとめた「相談事例集」等）や、本ハンドブックの末尾に「参考資料」として掲載した、独占禁止法に関するパンフレット等を参照されたい。

【参考】事業者としての地方公共団体に関する相談事例

第2章 10

¹⁶ 都営芝浦と畜場事件（最高裁判平成元年12月14日第一小法廷判決、民集43巻12号2078頁）

第2章 地方公共団体からの相談事例集

平成19年相談事例集の公表後も、地方公共団体からの独占禁止法上及び競争政策上の疑問や懸念に関する相談が寄せられている。

ここでは、これまでに蓄積された事例の中から、複数の地方公共団体から同様の相談が寄せられている事例や、独占禁止法及び競争政策の観点からの関心が高いと考えられる事例等を選定して掲載している。これに加えて、平成19年相談事例集の中から、本相談事例集に収録することが有用と考えられる事例についても、必要に応じて修正した上で、掲載している。

なお、本事例集では、相談内容等を一部加工している。

〔条例等の制定〕

（災害対策①）

1 事業者団体との間で締結する物資供給に係る災害協定について

災害発生時の簡易ベッドの供給事業者の決定に関して、県が、事業者団体からあつせんされた事業者と個別交渉の上で随意契約を締結する旨を県が事業者団体と締結する災害協定において規定することは、独占禁止法との関係で問題とはならない。

1 相談の要旨

(1) A県では、災害発生時の必要物資の円滑な調達を目的に、災害発生時に県が指定する避難所に設置する簡易ベッドの調達について、県内の簡易ベッドの供給事業者によって構成される事業者団体との間で、災害協定を締結することを検討している。

(2) 本災害協定においては、簡易ベッドの供給事業者の決定について、そこに至る方法を含め、次のとおり規定することを検討しているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

ア 災害対策基本法が規定する災害が発生した場合に、災害協定に基づき、A県は、事業者団体に対して、県が指定する避難所ごとに必要な簡易ベッドの数量を伝達し、避難所ごとに供給可能な事業者のあつせんを要請する。

イ 事業者団体は、構成事業者の中から、供給先となる避難所から構成事業者の事業所までの距離が最も近い者であって必要な供給能力を有する者を、当該構成事業者の承諾を得た上で、県にあつせんする。あつせんした構成事業者の供給能力を超える数量が必要とされる場合には、避難所からの距離が次に近い者から順に、必要数量に達するまで、あつせんする。

ウ A県は、あつせんされた事業者との間で個別に供給価格や数量等を交渉の上、随意契約を締結する。

(3) A県は、事業者団体に加盟していない事業者に対しても、必要に応じて、簡易ベッドの供給を要請することとしている。

- (3) A県が、本協定において簡易ベッドの供給事業者の決定方法をどのように規定するかについては、独占禁止法上の問題ではなく、法令に則った上でのA県の判断に委ねられている。

その上で、本協定においては、A県による簡易ベッドの供給事業者の決定は随意契約の方法によるとしているが、その過程において、A県は、随意契約の相手方となり得る事業者について事業者団体から適当な構成事業者のあつせんを受けるとされているところ、事業者団体によるあつせん者の決定は、供給先となる避難所からの距離という客観的な基準によって行われる上、あつせんされた者とA県との間においては、個別に供給価格や数量等の交渉が行われ、条件が合致した場合に随意契約が締結されるものであることに加え、A県は、事業者団体に加盟していない事業者に対しても必要に応じて供給を要請することとしている。これらのことからすれば、本協定における供給事業者の決定方法について、独占禁止法との関係で問題とはならない。

なお、事業者団体においては、例えば、収集した構成事業者の個々の供給能力等の情報について、他の構成事業者に提供したり、構成事業者間で共有されたりすることがないよう留意する必要がある。また、当該事業者団体が、その構成事業者が供給する価格を決定¹⁸し、供給する商品の数量を制限し、構成事業者間で受注を配分し、当該事業者団体への加入を不当に制限し、又は当該事業者団体において特定の事業者を不当に差別的に取り扱うなどにより、事業者間の競争を制限するなどの場合には、当該事業者団体の行為は独占禁止法上問題となるおそれがあり、また、その構成事業者間において、提供する役務の価格を決定し、供給する商品の数量を制限し、又は受注を配分するなどにより、事業者間の競争を制限するなどの場合には、当該構成事業者の行為は独占禁止法上問題となるおそれがある。

3 結論

災害発生時に避難所に設置する簡易ベッドの供給事業者の決定に関して、県が、事業者団体が構成事業者の中からあつせんした事業者との間で、個別に価格・数量等を交渉した上で随意契約を締結する旨を県が事業者団体との間で締結する災害協定において規定することは、独占禁止法との関係で問題とはならない。

¹⁸ 「決定」とは、明示的に決定し、又は合意することだけをいうのではなく、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることも含まれる。

【参考】 公正取引委員会事務総局は、東日本大震災の発生を受けて、平成 23 年 3 月 18 日、「被災地への救援物資配送に関する業界での調整について」¹⁹を公表している。その内容は以下のとおり。

今回の地震は前例のない大規模なものであり、その被害は広範囲に及び、被災地には必要な様々な物資が供給されにくい困難な状況に置かれています。

このような緊急の状況に対処し、被災地に円滑に物資を供給するため、関係事業者が共同して、又は関係団体において、配送ルートや配送を担当する事業者について調整することは、(1)被災地に救援物資を円滑に輸送するという社会公共的な目的に基づくものであり、(2)物資の不足が深刻な期間において実施されるものであって、かつ、(3)特定の事業者に対して差別的に行われるようなおそれはないと考えられることから、独占禁止法上問題となるものではありません。

また、公正取引委員会は、「震災等緊急時における取組に係る想定事例集」²⁰（平成24年3月）を公表しているので、必要に応じて参照いただきたい。

¹⁹ 「被災地への救援物資配送に関する業界での調整について」（平成23年3月18日）

<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/110318busshi.html>

²⁰ https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/index_files/souteijirei.pdf

〔条例等の制定〕

（環境対策①）

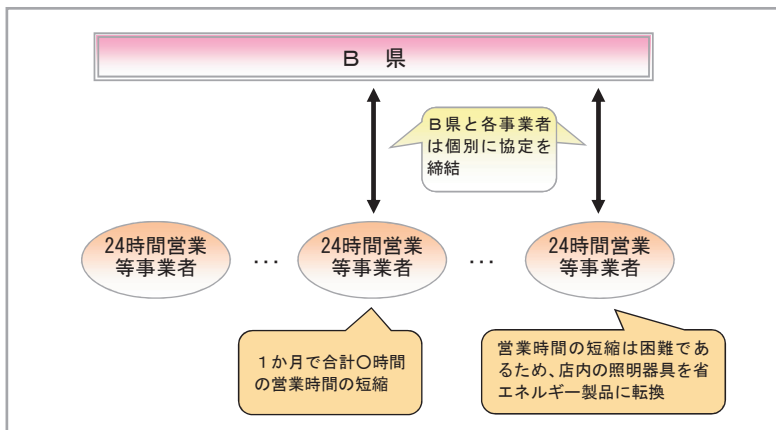
2 県が事業者と営業時間短縮等に係る協定を結ぶことについて

県が、温室効果ガス排出量抑制のための取組として、条例に基づき、24時間営業等事業者との間で、個別に営業時間短縮のための自主的な努力に係る協定を結ぶことは、合意の得られた事業者ごとに個々に締結されるものであり、営業時間の短縮以外の取組も選択肢として予定されており、事業者の活動を制限するとまではいえないことから、独占禁止法との関係で問題とはならない。

1 相談の要旨

B県では、地球温暖化対策に関する意見を県民から募ったところ、深夜営業店の必要性について疑問の声が多数寄せられた。しかし、県が営業時間の短縮を内容とする営業規定を設けることは難しいと判断し、現在検討中の条例案の中で、県は、温室効果ガス排出抑制の観点から、終日営業を行う店舗並びに自動販売機の設置及び管理事業者（以下「24時間営業等事業者」という。）と、店舗の営業時間又は自動販売機の稼働時間の短縮等に関する協定を締結するよう努める旨の規定を設ける予定であるが、この案について独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

なお、合意の得られた事業者1社ごとに1件の協定を締結することを予定しており、事業者団体が協定の当事者となることや、1件の協定に複数の事業者が連名で協定の当事者となることはない。さらに、この協定は、温室効果ガス排出の抑制を目的としているので、営業時間の短縮が困難な場合でも、例えば、照明のエネルギーの効率化等、温暖化防止の取組に係る協定の締結や、この条例をきっかけに、温暖化対策について、各事業者との話し合いの場を持つことができれば有意義であると考えている。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

(1) 本件は、温室効果ガス排出量の抑制を図るために、条例に基づき、B 県が 24 時間営業等事業者との間で、営業時間短縮のための協定を締結するものである。

(2) 営業時間は事業者にとって重要な競争手段の一つであり、各事業者が自らの経営戦略の中で自主的に判断することができる。行政機関が、法令に具体的な規定がない営業時間（営業方法）に関する行政指導を行うことにより、営業時間（営業方法）に関する事業者の活動が不当に制限され、公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害される場合には、事業者のサービスの向上のインセンティブを失わせることとなるため、こうした弊害が生じることのないよう十分留意する必要がある（行政指導ガイドライン 2 (4)）。

なお、本協定の締結を契機として、競争を回避することを目的として、事業者間又は事業者団体に深夜営業を行う店舗数を制限することなどの営業時間に関する調整が行われるなど、事業者間の競争が制限されるなどの場合には、当該事業者又は事業者団体の行為は独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第 3 条、同第 8 条第 1 号、第 3 号、第 4 号）。これが行政機関が実施する施策により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに）。

(3) 本件において、B 県が、条例に基づき 24 時間営業等事業者との締結を予定する協定は、個別事業者ごとに合意の得られた相手方と個々に締結するものであり、協定の内容については、営業時間等の短縮に限らず、営業時間

等の短縮が難しい場合には、照明のエネルギーの効率化等、他の温暖化防止に係る取組を内容とすることも選択肢として予定されていることからすれば、事業者の活動を制限するとまではいえず、独占禁止法との関係で問題とはならない。

3 結論

本協定は、条例に基づき、地球温暖化対策の見地から、営業時間短縮のための自主的な取組に関して、県が個別事業者ごとに合意の得られた相手方と個々に締結し、営業時間の短縮以外の取組も選択肢として予定されているものであり、事業者の活動を制限するとまではいえないことから、独占禁止法との関係で問題とはならない。

〔条例等の制定〕

（流通・取引対策①）

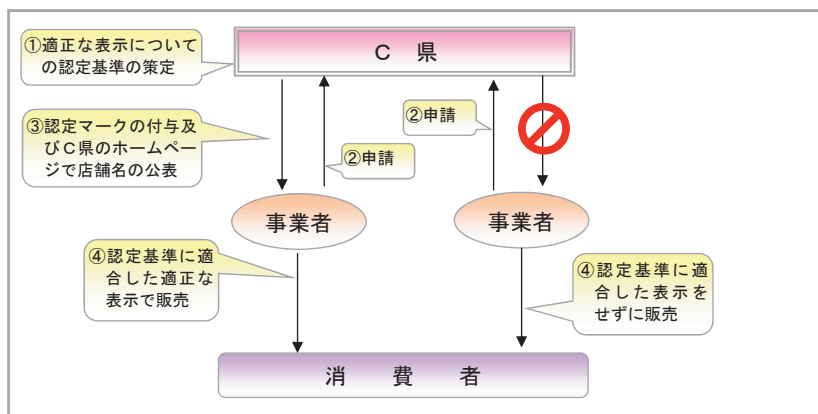
3 県によるガソリン小売価格表示を推奨するための認定制度の策定等について

県が、ガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化を推進するため、一定の基準を設定し、これに合致する事業者を県が認定してその店舗名を公表することは、消費者に対してガソリンスタンドに関する合理的な選択を行うための必要な情報を与えることとなり、それによってガソリンスタンド間の競争を促進させることにつながり、消費者の利益にもなるものと考えられる。

1 相談の要旨

C県では、県内のガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化を推進するため、事業者の申請を受けて、県が設ける販売価格の表示に関する基準に基づき、当該基準に適合する事業者を認定して認定マークを付与するとともに、当該事業者が運営する店舗名をC県のホームページ上で公表し、当該基準に適合しない事業者には認定マークを付与しないことを検討している。なお、販売価格の表示に関する基準は公表する予定だが、具体的な内容については検討中である。

この施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

(1) 本件は、ガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化を推

進するために、県が設ける基準に合致する事業者に対して、県が認定マークを付与するとともに、その店舗名を公表するものである。

(2) 一般に、行政機関が実施する施策において、その方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づく当該行政機関の判断に委ねられている。しかし、当該施策の制度設計や運用の方法によって特定の事業者が競争上著しく有利又は著しく不利になる場合には、市場における競争をゆがめ、その結果、価格やサービス面で消費者の不利益にもなりかねない。

(3) 本件において、C県は、ガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化の推進を目的に、県が設ける基準に合致する事業者に対して県が認定マークを付与するとともに店舗名を公表することを検討しているが、その実施方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づくC県の判断に委ねられている。

その上で、C県が、表示に関して基準を設けて適合する事業者に対して認定マークを付与し、店舗名を公表することは、消費者に対してガソリンスタンドに関する合理的な選択を行うための必要な情報を与えることとなり、それによってガソリンスタンド間の競争を促進させることにもつながり、消費者の利益にもなるものと考えられる。

3 結論

県が、ガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化を推進するため、あらかじめ設けた基準に基づき、これに合致する事業者を認定して店舗名を公表することは、消費者に対してガソリンスタンドに関する合理的な選択を行うための必要な情報を与えることとなり、それによってガソリンスタンド間の競争を促進させることにもつながり、消費者の利益にもなるものと考えられる。

〔条例等の制定〕

（中小企業振興①）

4 建設工事の受注事業者に対する地元業者の下請利用の義務付けについて

市が、競争入札の実施に当たって、一定の条件を付すこと自体は、独占禁止法上の問題ではないが、一般的な要請を超えて、建設工事の受注事業者に対して下請発注時に地元業者の利用を義務付けることは、受注事業者の自由な事業活動を制限することとなるほか、地元業者と地元業者以外の事業者との競争が失われることにより、地元業者の競争力を弱め、かえって地元業者の健全な育成を阻害するおそれがあることに留意する必要がある。

1 相談の要旨

D市は、市内の建設業者で構成する事業者団体から受けた要望において、近年公共工事の発注金額が減少傾向にあり、地元の中小建設業者の受注機会を確保するため、D市発注の建設工事において受注事業者が工事を下請発注する場合、地元業者を優先させた発注を行うよう求められている。

当該要望を受けて、D市では、地元業者の受注機会の確保を目的に、一般競争入札の方法により発注する建設工事の受注事業者に対し、工事を下請発注する場合における地元業者の利用を義務付け、その旨を条例に規定することを考えているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

(1) 本件は、D市が、地元の中小建設業者の受注機会の確保を図るため、条例において、一般競争入札の方法により発注する建設工事の受注事業者に対し地元業者の下請利用を義務付けるというものである。

(2) 一般に、行政機関が、法令に則り、どのように入札を行うかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該行政機関の判断に委ねられている。

(3) 本件は、地元の中小建設業者の受注機会の確保という目的の下、一般競争入札の方法により発注する建設工事の受注事業者の下請利用を地元業者に限定するものであり、このような要件の設定自体は独占禁止法上の問題ではない。

その上で、D市が、受注事業者に対して、下請発注する事業者を地元業者に限定させるに当たって、受注業者に対する一般的な要請によって行う場合には、地元業者も含めてどの事業者に発注するかについては、当該受注事業者の自主的な判断に委ねられるが、一般的な要請を超えて受注事業者に対して地元業者の下請利用を義務付ける場合には、受注事業者は、下請発注する

事業者を自由に決定することができず、当該受注事業者の自由な事業活動を制限することとなる。また、受注事業者に対して地元業者の下請利用を義務付けることによって、地元業者と地元業者以外の事業者との競争が失われることにより、地元業者の競争力を弱め、かえって地元業者の健全な育成を阻害するおそれもある。

3 結論

市が、競争入札の実施に当たって、一定の条件を付すこと自体は、独占禁止法上の問題ではないが、一般的な要請を超えて、一般競争入札の方法により発注される建設工事の受注事業者に対して、下請発注時における地元業者の利用を義務付ける旨を条例に規定することは、それによって受注事業者の自由な事業活動を制限することとなるほか、地元業者と地元業者以外の事業者との競争が失われることにより、地元業者の競争力を弱め、かえって地元業者の健全な育成を阻害するおそれがあることに留意する必要がある。

【行政指導】

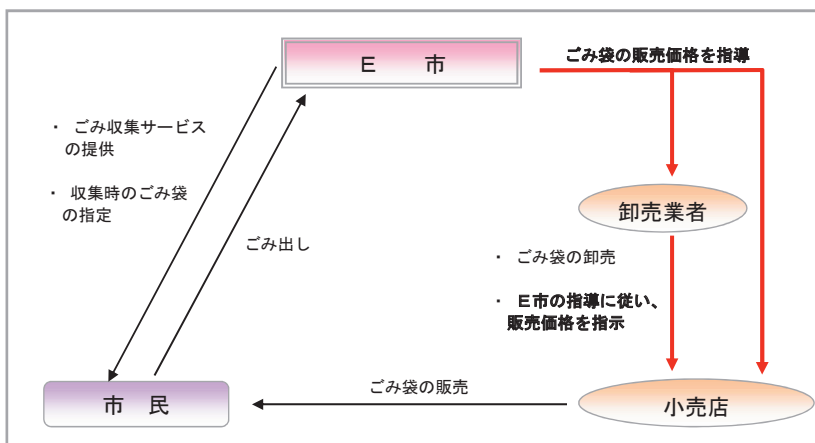
（流通・取引対策②）

5 市によるごみ袋の小売価格の統一に係る行政指導について

市が、一般の商品として流通しているごみ袋について、市民の負担を平準化するために、卸売業者を通じて又は直接小売店に対して、一定価格で販売するよう行政指導を行うことは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、価格引下げのインセンティブを失わせることとなり、かえって市民の不利益にもなりかねないことに加え、当該行政指導は、卸売業者間又は小売店間において価格を共同して決定するなど、卸売業者又は小売店の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

1 相談の要旨

E市は、ごみの収集に当たり、E市指定の規格を満たすごみ袋を使用することを義務付けているところ、市民の負担を平準化するとの見地から、既に一般商品として流通しているE市指定のごみ袋の小売価格を統一させることを検討している。具体的には、卸売業者を通じて、あるいは小売店に対して直接一定の価格水準、価格帯等を示すなどして、ごみ袋を一定価格で販売させることを考えているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

(1) 本件は、E市指定のごみ袋を使用する市民の負担を平準化するために、当

該ごみ袋の小売価格を一定にするものである。

- (2) E市指定のごみ袋の価格は、卸売業者、小売店等が自主的に設定しており、事業者は、価格の引下げを行うことなどを自由に決定することができる。公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに、2(2)）。
- (3) 個々の卸売業者又は小売業者が自らの判断で自由に設定することができるE市指定のごみ袋の小売価格の設定が、当該行政指導によってE市から示された一定価格に統一されることとなれば、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、価格引下げのインセンティブを失わせることとなり、かえって市民の不利益にもなりかねない。
- (4) また、E市による卸売業者に対する小売価格の行政指導によって、卸売業者による小売業者に対する販売価格の自由な決定の拘束（再販売価格維持行為）といった、卸売業者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあり（独占禁止法第2条第9項第4号、同第19条）、さらに、E市による各小売店に対する小売価格の統一のための一定の価格水準、価格帯等を示すなどした行政指導によって、卸売業者間又は小売店間において、当該行政指導で示された価格を目安とするなどして価格を共同して決定するといった、卸売業者又は小売店による独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第3条）。

3 結論

市が、市指定のごみ袋を一定価格で販売するよう行政指導を行うことは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、事業者による価格引下げのインセンティブが失われ、消費者の不利益になりかねないことに加え、当該行政指導は、卸売業者間又は小売店間において価格を共同して決定するなど、卸売業者又は小売店の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

【行政指導】

（流通・取引対策③）

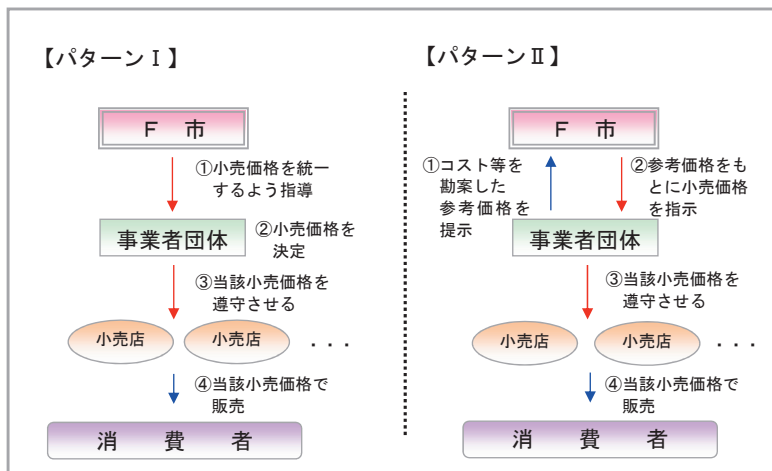
6 市による灯油の小売価格の統一に係る行政指導について

市が、事業者団体を通じて市内の小売業者に対し灯油について統一価格で販売するように行政指導を行うことは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、価格引下げのインセンティブを失わせることとなり、かえって消費者の不利益にもなりかねないことに加え、当該行政指導は、事業者団体が加盟小売業者の小売価格を決定するなど、当該事業者団体の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

1 相談の要旨

F市は、市民から、市内の灯油の価格が小売店によって多様であることから、価格が高い店で買ってしまったという苦情が寄せられている。このため、F市では、小売店によって灯油の小売価格が異なることのないよう、以下のような2つの対策案を検討しているが、それぞれ独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

- ① F市内の灯油小売業者全社が加盟している事業者団体に要請し、F市内で販売される灯油の小売価格を決めさせ、当該事業者団体を通じて各小売店に当該価格を遵守させる案（パターンⅠ）。
- ② ①と異なり、灯油の小売価格を上記事業者団体に決めさせるのではなく、上記事業者団体からコストなどを勘案した参考価格を提示させた上、この参考価格をもとにF市において小売価格を決定し、当該事業者団体を通じて各小売店に当該価格を遵守させる案（パターンⅡ）。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、灯油の小売価格が多様であることによる市民の不公平感を払拭するために、各小売店の販売価格を統一させるものである。
- (2) 灯油の小売価格は、小売店が自主的に設定しており、事業者は、価格の引下げを行うことなどを自由に決定することができる。公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が、事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに、2（2））。
- (3) 灯油の小売価格は、本来小売店が自らの判断で自由に設定することができるものであるにもかかわらず、当該行政指導によってF市から示されたパターンⅠ又はパターンⅡの方法によって小売価格を統一させることは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、価格引下げのインセンティブを失わせることとなり、かえって消費者の不利益にもなりかねない。また、F市がパターンⅠ及びパターンⅡにより、灯油小売業者全社が加盟する事業者団体を通じて各小売業者に当該小売価格を遵守させようとするることによって、事業者団体が加盟小売業者の小売価格を決定するなど、当該事業者

団体の独占禁止法違反行為（独占禁止法第 8 条第 1 号、第 4 号）を誘発するおそれがある。

3 結論

市が、灯油の小売価格の統一化を図るために、市内の灯油小売業者全社が加盟する事業者団体を通じて、各小売業者に対し、市が決定した販売価格又は当該事業者団体が決定した販売価格を遵守するよう行政指導を行うことは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、事業者による価格引下げのインセンティブを失わせ、消費者の不利益になりかねないことに加え、当該行政指導は、事業者団体が加盟小売業者の小売価格を決定するなど、当該事業者団体の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

【行政指導】

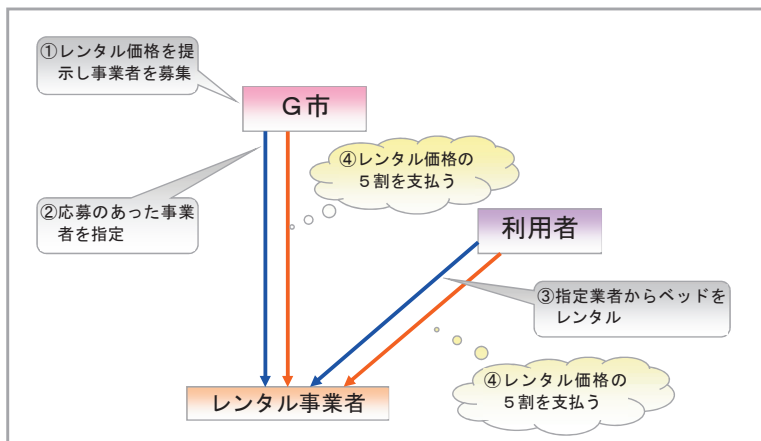
（医療・福祉①）

7 福祉用具（電動ベッド）のレンタルに係る助成及び価格指導について

市が、市民の特殊寝台（電動ベッド）のレンタル費用の一部を助成するに際して、助成の対象となる特殊寝台のレンタル価格の上限額を定め、当該価格に従う事業者がレンタルを行う特殊寝台についてのみ助成することは、個々の事業者のレンタル価格の設定における創意工夫の発揮を妨げるとともに、事業者による価格引下げのインセンティブが失われ、かえって利用者の不利益になりかねないため、他のより競争制限的でない方法を採用することが望ましい。

1 相談の要旨

- (1) G市では、平成18年度の介護保険法の改正により、軽度者に対する特殊寝台（電動ベッド）のレンタルが介護保険の給付の対象から外れたことに伴い、制度改正以前から利用していた住民に特殊寝台のレンタル費用の一部を助成することを検討している。
- (2) 従来介護保険制度の下で請求されていたレンタル価格はみな極めて高額であることから、限られた予算の中、低所得者も利用しやすい制度とするため、助成制度の仕組みとして、G市が助成の対象となる特殊寝台のレンタル価格を決定し、その額のうち一定額（5割を想定）の助成を行うこととし、G市が決定したレンタル価格に従ってサービスを提供してくれる事業者をG市が募り、G市において助成制度の適用対象となるレンタル事業者を指定したいと考えているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。
- (3) なお、市が低所得者にも利用しやすいようなレンタル価格を設定することにより、一般レンタル価格や介護保険の請求額が低下する波及効果も期待できるものと考えている。また、G市における特殊寝台のレンタル価格は、事業者からのヒアリングなどを参考に設定したいと考えている。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、制度改正前から特殊寝台を利用していただいていた住民が引き続き特殊寝台を使用しやすくするために、G市が、助成の対象となる特殊寝台のレンタル価格を決定し、その額の一部を助成する制度を設けるものである。
- (2) 特殊寝台のレンタル価格は、レンタル事業者が自主的に設定しており、事業者は、価格の引下げを行うことなどを自由に決定することができる。公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに、2(2)）。

また、一般に、行政機関が助成金を支給する場合に、その対象や支給の条件をどのように設定するかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該助成金の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかし、当該政策目的を達成するために助成金を支給するに当たって、競争に対する影響のない又は競争に対する影響のより少ない支給方法がある場合には、そのような方法を採用することが望ましい。

- (3) 本件特殊寝台のレンタル価格については、個々の事業者が自らの判断で自由に設定することができるにもかかわらず、G市が助成の対象となる特

殊寝台のレンタル価格を定め、当該価格に従う事業者がレンタルを行う特殊寝台についてのみ助成することによって、個々の事業者のレンタル価格の設定における創意工夫の発揮が妨げられるとともに、事業者による価格引下げのインセンティブが失われ、かえって利用者の不利益にもなりかねない。

一方、G市の限られた予算の中で、低所得者も利用しやすい制度にするためには、例えば、助成額の上限額を決めるなどにとどめ、特殊寝台のレンタル価格の設定自体は各事業者が自らの判断で行うといった、他のより競争制限的でない方法を採用することが、利用者の利益になるものと考えられる。

3 結論

市が、市民の特殊寝台のレンタル費用の一部を助成するに際して、助成の対象となる特殊寝台のレンタル価格を定め、当該価格に従う事業者がレンタルを行う特殊寝台についてのみ助成することは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、事業者による価格引下げのインセンティブが失われ、かえって利用者の不利益にもなりかねない。一方、例えば、助成額の上限額を決めるなどにとどめ、特殊寝台のレンタル価格を決定すること自体は事業者自らの判断で行うといった、他のより競争制限的でない方法を採用することが、利用者の利益になるものと考えられる。

【行政指導】

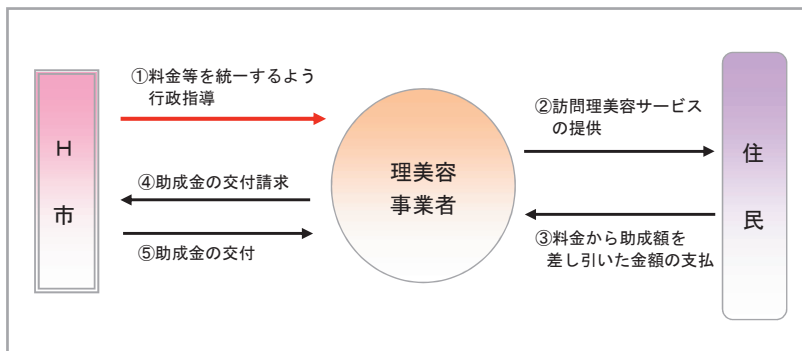
(医療・福祉②)

8 市による訪問理美容サービスの料金統一に係る行政指導について

市が、訪問理美容サービスの利用者に対する費用の助成制度の開始に当たり、個々の理美容事業者に標準的な料金等を示してこれに合わせるよう行政指導を行うことは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、事業者による料金引下げなどのインセンティブを失わせ、かえって消費者の不利益になりかねないことに加え、当該行政指導は、理美容事業者が共同して提供する訪問理美容サービスの料金を決定するなど、理美容事業者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

1 相談の要旨

- (1) H市内の複数の理美容を営む者（以下「理美容事業者」という。）は、理美容室まで出向くことが困難な高齢者や障害者等の住民を対象に、訪問理美容サービス（理美容事業者が対象者宅に訪問して理美容サービスを提供することをいう。）を実施している。理美容事業者が提供する訪問理美容サービスの内容及び料金については、各理美容事業者が自ら設定している。
- (2) H市は、市内における訪問理美容サービスの更なる普及のため、利用者が支出した費用の一部を助成することを検討している。H市は、本助成制度を開始するに当たり、個々の理美容事業者によってその内容及び料金がまちまちでは本助成制度の利用者に混乱を生じさせるおそれがあるため、H市が個々の理美容事業者に対して標準的な理美容サービスの内容及び料金を示してこれに合わせるよう行政指導を行い、これにより、H市内で提供される訪問理美容サービスの内容及び料金を統一することを検討しているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、訪問理美容サービスの利用者が支払う費用の一部助成を開始するに当たり、訪問理美容事業者によって料金等がまちまちでは利用者に混乱を生じさせるおそれがあるため、H市が理美容事業者に標準的な料金等を示してこれに合わせるよう行政指導を行うものである。
- (2) 公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。そして、事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに、2(2)）。
- (3) 本件訪問理美容サービスの内容及び料金については、個々の理美容事業者が自らの判断で自由に設定することができるにもかかわらず、H市が、個々の理美容事業者に対して標準的な内容及び料金を示してこれに合わせるよう行政指導を行うことによってH市から示された標準的なものに統一されることとなれば、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、料金の引下げやサービスを向上させるインセンティブを失わせることとなり、かえって利用者の不利益にもなりかねない。また、たとえ当該行政指導が利用者の混乱を防ぐ観点からのものであっても、それによって、理美容事業者が共同して、提供する訪問理美容サービスの内容や料金を決定するなど、理美容事業者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第3条）。

3 結論

市が、訪問理美容サービスの利用者が支出した費用の一部を助成する制度を開始するに当たり、個々の理美容事業者が設定するサービスの料金等がまちまちでは本助成制度の利用者に混乱を生じさせるおそれがあるため、標準的な料金等を示してこれに合わせるよう行政指導を行うことは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、事業者による料金引下げなどのインセンティブを失わせ、かえって消費者の不利益になりかねないことに加え、当該行政指導は、理美容事業者が共同して提供する訪問理美容サービスの料金を決定するなど、理美容事業者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

〔補助金等の交付〕

（中小企業振興②）

9 取扱事業者の規模により商品券の販売額に上乘せされるプレミアム率に差を設けることについて

市が、利用者、利用期間、利用地域を限定したプレミアム付き商品券事業を実施する事業者団体に対して、プレミアムに相当する額の補助金を交付するに当たり、プレミアム付き商品券の取扱事業者の規模によってプレミアム率に最大数パーセント程度の差を設けさせることは、特定の事業者を競争上著しく有利又は著しく不利にするものではないことから、競争に与える影響は限定的である。

1 相談の要旨

- (1) I 市内の商工事業者が加盟する事業者団体は、プレミアム付き商品券（販売価格に対して一定の割増分〔プレミアム〕の付いた券面額となっている商品券）の発行・販売に係る事業（以下「プレミアム付き商品券事業」という。）を、期間を限定して、実施している。

プレミアム付き商品券の取扱いは I 市内に店舗・事業所を置く商工事業者に限られ、取り扱うには当該事業者団体への申込みが必要である（以下「取扱事業者」という。）。また、プレミアム付き商品券を購入することができるのは、I 市の在住者・在勤者に限られる。

- (2) I 市は、市内経済の活性化の目的に合致する事業に対して補助金を交付しており、交付に際して必要となる事項については、その都度、要綱に定めている。

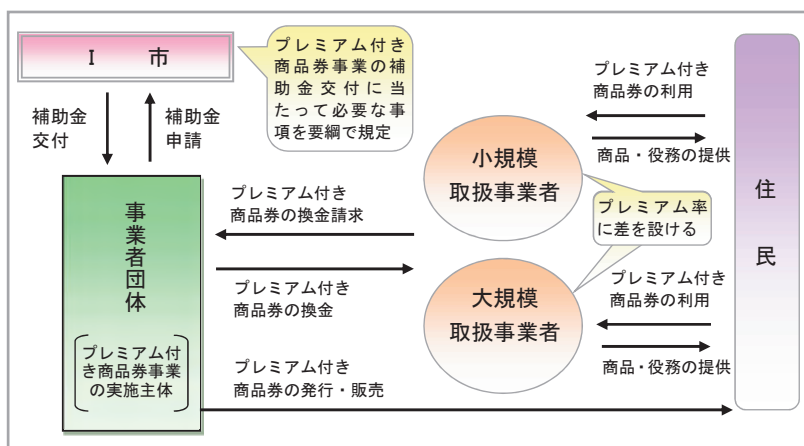
I 市では、これまでも、プレミアム付き商品券事業に対して、要綱に必要事項（実施期間、発行総額、プレミアム率〔販売価格に対するプレミアムの割合〕等）を定めた上で、プレミアムに相当する額の補助金を当該事業者団体に対して交付している。

- (3) I 市がこれまで交付したプレミアム付き商品券事業に係る補助金においては、取扱事業者の規模にかかわらずプレミアム率は一律のものであったが、プレミアム付き商品券の利用状況をみると、中小事業者の店舗・事業所での利用が低調であった。

このため、今後、I 市では、中小事業者の店舗・事業所におけるプレミアム付き商品券の利用を促進させ、これにより市内経済を活性化させるため、I 市における中小事業者の店舗・事業所の多くが床面積1,000平方メートル未満であることを踏まえ、店舗・事業所の床面積を基準に、取扱事業者を、1,000平方メートル未満の取扱事業者（以下「小規模取扱事業者」という。）

とそれ以外の取扱事業者（以下「大規模取扱事業者」という。）とに分けた上で、それぞれが取り扱うプレミアム付き商品券のプレミアム率について、大規模取扱事業者と比べて小規模取扱事業者向けのものを高く設定する旨を要綱に規定した上で、当該プレミアムに相当する額の補助金の交付を行うことを考えている。具体的なプレミアム率については検討中だが、その差は、最大でも数パーセント程度と考えている。なお、プレミアム付き商品券は、小規模取扱事業者用と大規模取扱事業者用とを分けて発行する。

以上の施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、事業者団体が実施するプレミアム付き商品券事業に対して、I市がプレミアムに相当する補助金を当該事業者団体に交付するに当たり、取扱事業者の規模によってプレミアム付き商品券の販売額に上乗せするプレミアム率に差を設けさせるものである。
- (2) 一般に、行政機関が実施する施策において、その方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。一方、当該施策の制度設計や運用の方法によって特定の事業者が競争上著しく有利又は著しく不利になる場合は、市場における競争をゆがめ、その結果、価格やサービス面で住民の不利益にもなりかねない。
- (3) 一般に、プレミアム付き商品券事業は、地域経済の活性化を目的として全

国各地において広く実施されている。

本件において、I市は、中小事業者におけるプレミアム付き商品券の利用促進による市内経済の活性化を目的に、商品券の取扱事業者の規模によってプレミアム率に差を設けた補助金の交付を検討しているが、交付する補助金の内容をどのように設定するかについては、独占禁止法上の問題ではなく、政策目的に基づくI市の判断に委ねられている。

また、プレミアム付き商品券の取扱事業者の規模に応じてプレミアム率に差を設けることは、中小事業者におけるプレミアム付き商品券の利用促進による市内経済の活性化を目的に行われるものであり、プレミアム率の差も最大でも数パーセントであること、プレミアム付き商品券を利用できる期間及び地域は限定されており、その購入者もI市の在住者・在勤者に限定されていることを踏まえれば、特定の事業者を競争上著しく有利又は著しく不利にするものではなく、競争に与える影響は限定的である。

3 結論

I市が、プレミアム付き商品券事業を実施する事業者団体に対して、プレミアムに相当する額の補助金を交付するに当たり、中小事業者におけるプレミアム付き商品券の利用促進による市内経済の活性化を目的に、プレミアム付き商品券の取扱事業者の規模によってプレミアム率に最大数パーセント程度の差を設けさせることは、中小事業者におけるプレミアム付き商品券の利用促進による市内経済の活性化という目的の下、プレミアム付き商品券の利用範囲が期間及び地域を限定され、またその購入者もI市の在住者・在勤者に限定されていることを踏まえれば、特定の事業者を競争上著しく有利又は著しく不利にするものではなく、競争に与える影響は限定的である。

〔補助金等の交付〕

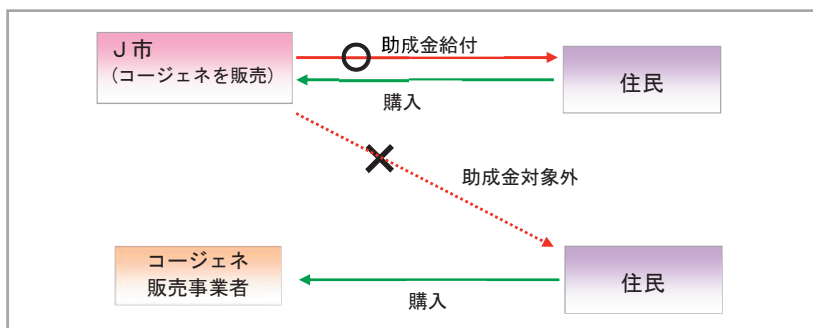
（環境対策②）

10 家庭用コージェネレーション²¹購入に係る助成制度について

一般ガス事業（いわゆる都市ガス事業）を営む市が、家庭用コージェネレーション（以下「コージェネ」という。）の普及・促進のため、市からコージェネを購入する住民に限ってコージェネ購入に係る助成金を支給することは、市が他のコージェネ販売事業者に比べて有利となり、市場における競争をゆがめるおそれがある。また、市の当該行為については、不当廉売として独占禁止法上問題となるおそれがあるかどうかとも考慮する必要がある。

1 相談の要旨

J市は、都市ガス事業を営むとともに、都市ガス用のコージェネを販売している。J市において、都市ガス用のコージェネの販売は、J市以外の民間の事業者も行っている。このような状況の下、今般、J市は、地球温暖化対策の一環としてコージェネの普及・促進を図るため、コージェネを購入する一般消費者に対して助成金を支給することを検討しており、当該助成金の支給対象者をJ市からコージェネを購入する都市ガス利用者に限定したいと考えているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

²¹ ガスや石油等を燃料として、熱と電気とを同時に供給する熱・電併給システム。ガスエンジン等原動機を使い発電を行いながら、同時に発生する廃熱を給湯や暖房に利用するため、電気と熱を別々に生成するよりもエネルギー効率が良く、環境負荷が小さい。

- (1) 本件は、コージェネの普及・促進を図るため、コージェネを購入する住民に対して助成金を支給するものである。
- (2) 一般に、行政機関が助成金を支給する場合に、その対象や支給の条件をどのようにするかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該助成金の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかし、助成金の制度設計や運用の方法によって、特定の事業者が著しく有利又は著しく不利になる場合は、市場における競争をゆがめ、その結果、価格やサービスの面で住民の不利益にもなりかねない。
- (3) J市は、本助成金の支給対象者をJ市からコージェネを購入する住民に限定することとしている。他方、J市においては、民間の事業者もコージェネの販売事業を営んでいる。

その上で、J市が、助成金の支給対象をJ市からコージェネを購入する住民に限定し、民間事業者から購入する者をその対象から除外する場合には、コージェネの販売に関して、J市が他のコージェネ販売事業者に比べて有利となり、コージェネ販売市場における競争をゆがめるおそれがある。

- (4) また、J市はコージェネ販売事業を営んでいることから、当該事業に関しては独占禁止法上の「事業者」に当たる（独占禁止法第2条第1項）。

J市は、助成金の支給対象をJ市からコージェネを購入した住民に限定していることから、本件においては、J市は、コージェネを住民に対して、当該助成金の額を値引きした価格で販売しているとみるのが適当である。したがって、J市のコージェネ販売価格から助成金の額を差し引いた金額がJ市のコージェネの供給に要する費用を著しく下回っている場合には、J市の行為は、不当廉売として独占禁止法上問題となるおそれもあると考えられる（独占禁止法第2条第9項第3号、同第19条〔一般指定第6項〕）。

3 結論

コージェネ販売事業を営む市が、合理的な理由なく、市からコージェネを購入する住民に限って、コージェネ購入に係る助成金を支給することは、市が他のコージェネ販売事業者に比べて有利となり、市場における競争をゆがめるおそれがある。また、市の当該行為については、不当廉売として独占禁止法上問題となるおそれがあるかどうかとも考慮する必要がある。

〔委託事業等〕

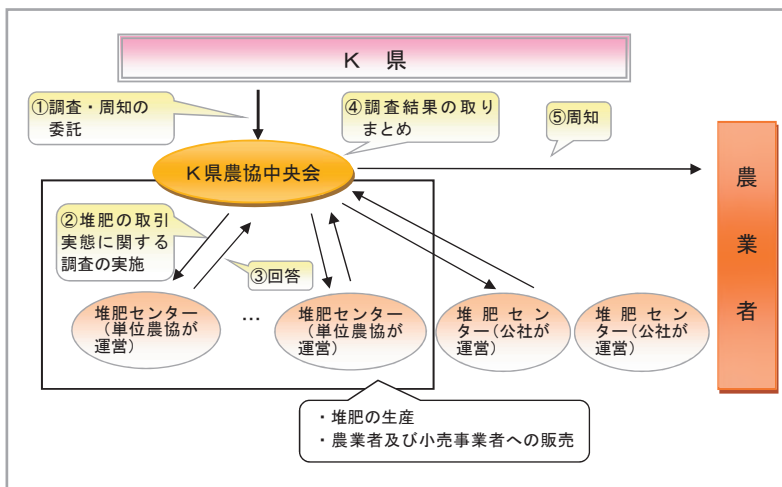
（流通・取引対策④）

11 堆肥の販売価格等の調査の実施及び調査結果の周知について

県が、県内の堆肥センターが製造・販売する堆肥の取引実態を調査して、統計処理等して取りまとめた結果の周知を行うという一連の業務を外部に委託して実施することは、独占禁止法との関係で問題とはならない。

1 相談の要旨

- (1) K県内には、良質な堆肥の生産及び販売を目的とする「堆肥センター」が複数設置されている。各堆肥センターの運営は、K県が設置する公社、農業協同組合（以下「単位農協」という。）等が行っている。なお、各堆肥センターが製造・販売する堆肥の種類は一樣ではない。
- (2) K県は、多種多様な堆肥の流通促進を目的として、県内の堆肥センターが製造・販売する堆肥を対象に、その取引実態を把握するため、各堆肥センターから任意に、堆肥の生産量、在庫量、販売価格等の個別の取引実態に係る情報を収集し、統計処理等して取りまとめ、その結果を需要者（農業者）に向けて周知することを検討している。また、当該調査の実施に当たっては、取引実態に係る情報収集から周知までの一連の業務を、K県内における堆肥の需要者である農業者や、堆肥センターの主な運営者である単位農協をよく知る立場にある、K県農業協同組合中央会（以下「K県農協中央会」という。）に委託することを検討している。なお、本件調査の対象である堆肥センターの運営者の中には、K県農協中央会の会員である単位農協も含まれている。このような業務を委託することについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、K県が、多種多様な堆肥の流通促進を目的に、K県内の堆肥センターにおける堆肥の取引実態を調査してその結果を周知するに当たり、当該業務を、事業者団体（K県農協中央会）に委託するものである。
- (2) 一般に、行政機関が実施する施策において、その方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられているが、公共調達においては、安くて質の高い物品やサービスを調達することが要請されるものであることから、可能な限り競争性の確保に配慮された調達が行われることが望ましい。その上で、公的事業の実施のための一定の業務等が事業者団体に委託等された場合に、事業者団体が、公的業務の実施に際して、独占禁止法上問題となり得る行為を行うことがあることに留意する必要がある（事業者団体ガイドライン第二12(3)）。なお、事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関が実施する施策によって誘発された行為であっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに）。
- (3) 本件は、多種多様な堆肥の流通促進を目的に、堆肥の取引実態を調査し、その結果を統計処理等して取りまとめた上、農業者に周知する業務を委託するものである。K県は、取引実態に係る情報収集から周知までの一連の業務を本件調査対象に関する知見を有するとの理由からK県農協中央会に委託

することとしているところ、委託先の選定をどのような方法等によって行うかは、独占禁止法上の問題ではなく、K県の判断に委ねられているが、その選定においては、可能な限り競争性が確保された方法によることが望ましい。

また、本件委託業務の内容は、委託先において取引実態を調査しその結果を取りまとめ周知することであるが、調査結果の取りまとめ及び周知においては、各堆肥センターから任意に収集した堆肥の生産量、在庫量、販売価格等の個別の取引実態に係る情報を統計処理等した上で、K県農協中央会の会員である単位農協の組合員に限らず、広く農業者に向けて周知することが予定されていることから、本件委託は独占禁止法との関係で問題とはならない。

なお、K県農協中央会においては、取引実態の調査の実施の過程において、K県農協中央会による価格、数量、顧客等に関する制限行為が行われる場合、あるいはその調査結果の需要者に向けた周知の内容によって、堆肥センター間で重要な競争手段に関する個別の取引実態に係る情報（個別農業者への販売価格、数量、小売業者への卸売価格、数量等）が共有されることで市場における競争が実質的に制限される場合等、本件取引実態に係る情報収集から周知までの一連の業務によってK県農協中央会又は堆肥センターの行為が独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第3条、同第8条第1号、第3号、第4号）。

3 結論

県が、県内の堆肥センターが製造・販売する堆肥の取引実態を調査して、統計処理等して取りまとめた結果の周知を行うという一連の業務を外部に委託して実施することは、独占禁止法との関係で問題とはならない。

〔委託事業等〕

(災害対策②)

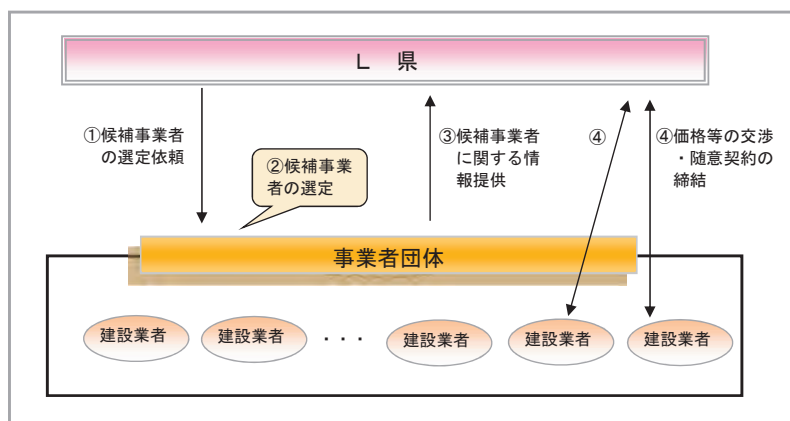
12 事業者団体に対する災害発生時の道路啓開作業に係る委託事業者の候補の
選定依頼について

県が、災害発生時の緊急車両等の通行の迅速な確保のため、あらかじめ、建設業者と道路啓開作業の委託に係る随意契約を締結するに当たり、その候補事業者の選定を事業者団体に依頼することは、その選定が客観的な基準に基づいて行われ、委託条件の決定に際しても、県と候補事業者との個別交渉が行われるものであれば、独占禁止法との関係で問題とはならない。

1 相談の要旨

- (1) L県は、近い将来発生が懸念されている災害に備え、災害発生時、緊急車両等の通行のために、早急に最低限の瓦礫処理を行い救援ルートを開ける役務（道路啓開作業）の実施を委託する事業者をあらかじめ選定し、当該事業者と随意契約を締結することを検討している。道路啓開作業を実施する事業者は、建設業を営んでいる者であって、かつ、作業実施に必要なとされる建設機械、資材、技術者等を保有する者であることを必要とする。
- (2) L県には、L県内の全ての建設業者が加盟している事業者団体が存在し、当該事業者団体は、構成員の建設・土木機械等の所有状況や人的資源等を把握している。L県は、道路啓開作業の委託先の候補となる建設業者（以下「候補事業者」という。）の選定に当たり、当該事業者団体に対し、委託業者に求める条件を示した上で候補事業者の選定を依頼し、L県が示した条件を踏まえた客観的な基準に基づき当該事業者団体によってその構成事業者の中から選定された候補事業者それぞれと価格等の交渉を行って、条件が合致した場合に随意契約を締結することを検討している。

以上の施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、災害発生時の道路啓開作業を迅速に実施することを目的に、災害が発生する前の平時において、県が事業者団体に当該事業を委託する建設業者の候補の選定を依頼し、選定された事業者との間で個別の交渉を経た上で、随意契約を行うものである。
- (2) 一般に、行政機関が、法令に則り、どのように調達を行うかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該行政機関の判断に委ねられているが、公共調達においては、安くて質の高い物品やサービスを調達することが要請されるものであることから、可能な限り競争性の確保に配慮した調達が行われることが望ましい。また、行政機関が発注先を選定するに当たり、事業者団体に対して、必要な情報提供等の依頼や候補事業者の選定を求め、事業者団体がこれに応じることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかし、事業者団体が、受注調整や、事業者間で差別的な取扱いをするなど、独占禁止法上問題となる行為を行う場合、かかる事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関が実施する施策により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに）。
- (3) 本件において、L 県は、委託の候補事業者の選定を事業者団体に依頼することを予定しているが、県が道路啓開作業の委託先の決定方法をどのようにするかは、法令に則った上での L 県の判断に委ねられている。

その上で、本件における委託事業者の決定は、事業者団体がその構成事

業者の中から選定した候補事業者の中から行われるところ、L県は、事業者団体に対して委託の条件をあらかじめ示すこととしており、事業者団体は、L県が示した条件を踏まえた客観的な基準に基づいて候補事業者の選定を行うこととしている。加えて、事業者団体が選出した候補事業者について、L県は、そのまま委託事業者とするのではなく、個別の交渉を行い、条件が合致した場合にその事業者との間で随意契約を締結することが予定されている。これらのことからすれば、本件道路啓開作業に係る業務の委託において、L県が候補事業者の選定を事業者団体に依頼することとしたとしても、独占禁止法との関係で問題とはならない。

なお、事業者団体においては、本件の運用に当たって、例えば、収集した個々の構成事業者の重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報について、他の構成事業者提供したり、構成事業者間で共有されたりすることがないように留意する必要がある。また、事業者団体が、構成事業者が提供する役務の価格を決定し、受注を配分し、事業者団体への加入を制限し、事業者団体においてある事業者を不当に差別的に取り扱う場合のほか、構成事業者間において提供する役務の価格を決定し、受注を配分する場合には、事業者団体及び構成事業者の行為は独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第3条、同第8条第1号、第3号、第4号、同第19条〔一般指定第5項〕）。

3 結論

県が、災害発生時における緊急車両等の通行を迅速に確保するため、あらかじめ、道路啓開作業を委託する建設業者との間で随意契約を締結するに当たって、その候補となる事業者の選定を事業者団体に依頼することは、その選定が、県が示した要件を踏まえた客観的な基準に基づいてなされ、委託条件の決定に際しても、県と候補事業者との間で個別の交渉が予定されるものであれば、独占禁止法との関係で問題とはならない。

〔委託事業等〕

(運輸・交通)

13 区域ごとに委託するデマンド型乗合タクシー²²事業者の数を各区域 1 社とするについて

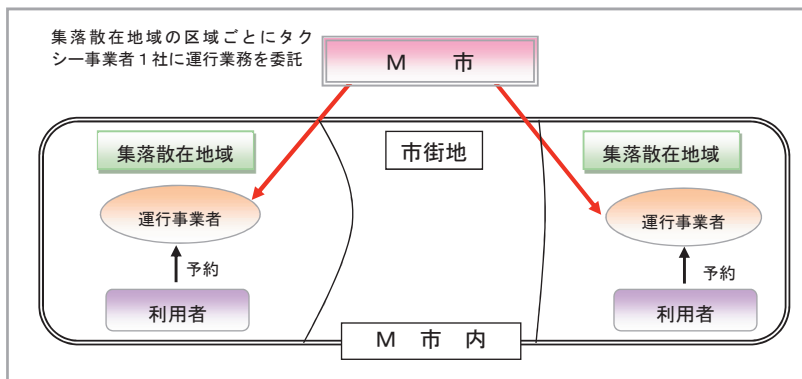
市が、デマンド型乗合タクシーの運行事業において、集落散在地域ごとに区域を設定した上で区域ごとに運行事業を特定のタクシー事業者 1 社に委託することは、その選定が応募条件をあらかじめ明示して公募する方法によって行われる場合には、市場における競争をゆがめるおそれはない。

1 相談の要旨

- (1) M市内には、人口が集中している市街地と過疎化が進む中山間地等の集落散在地域がある。集落散在地域は居住する住民の利用可能な交通手段が限られているため、特に高齢者や身体的理由によって自動車の運転が困難な者等（以下「移動困難者」という。）の移動に支障が生じている。
- (2) M市では、集落散在地域の移動困難者を対象としたデマンド型乗合タクシー（以下「本件デマンド型乗合タクシー」という。）を導入することにより、集落散在地域内の移動や、集落散在地域と市街地との移動等を容易にすることを検討している。その際、本件デマンド型乗合タクシーが運行する区域については、集落散在地域ごとに設定することとし、それぞれの区域における運行业務を一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を営む者に委託することを考えている。そして、各区域の運行业務の委託先については、現在検討中である当該事業の実施に必要な条件をあらかじめ明示した上で、公募により 1 社を決定する。これにより、本件デマンド型乗合タクシーを利用する場合には、当該区域の移動困難者は、当該区域において運行业務を委託したタクシー事業者を利用することとなり、当該タクシー事業者における運行事業の継続的实施にもつながらるものと考えている。なお、発着地は限定されており（例：発着地〔自宅〕←→発着地〔病院等の特定施設等〕）、既存のタクシー事業者とは事業形態が異なっている。また、利用は、移動困難者のうち事前に登録した者とする。

以上の施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

²² タクシー車両を使用した予約型の運行形態の輸送サービスのことであり、バス等の他の公共交通機関と同等程度の安価な料金で、あらかじめ設定された乗降地点を経由しながら、不特定多数の利用者が 1 台の車両に乗り合う形態のもの。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、M市が、移動困難者の移動を容易にするために実施するデマンド型乗合タクシー事業において、運行する区域を集落散在地域ごとに設定した上で、区域ごとに公募によって決定したタクシー事業者1社に当該区域における運行事業を委託するものである。
- (2) 一般に、行政機関が実施する施策において、その方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかしながら、発注者である地方公共団体には、公正な競争が促進されることが求められているほか（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第3条第2号）、競争性の確保が求められている（「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」）。また、当該施策の制度設計や運用の方法によって特定の事業者が競争上著しく有利又は著しく不利になる場合は、市場における競争をゆがめることとなる。
- (3) 本件デマンド型乗合タクシー事業の実施において、M市は、集落散在地域ごとに区域を設定した上で、区域ごとに1社を選定して運行事業を委託することとしているが、委託する事業の内容をどのように設定するかについては、独占禁止法上の問題ではなく、M市の政策目的に基づく判断に委ねられている。また、本件デマンド型乗合タクシー事業は、居住する住民の利用可能な交通手段が限られる集落散在地域における移動困難者の移動を容易にする目的の下、区域ごとに運行事業を委託するタクシー事業者1社を選定するものであるが、M市が行う区域ごとの委託事業者の選定は、広

募条件をあらかじめ明示して公募するという競争性のある方法によって行われることからすれば、本件は、市場における競争をゆがめるものではない。

ただし、M市において今後検討される公募の条件の設定の仕方（委託対象区域の設定、委託期間の設定、保有車両台数の制限等）によっては、特定の事業者による応募を排除することにつながり、その結果、市場における競争をゆがめるおそれがある。

3 結論

市が、デマンド型乗合タクシーの運行事業において、集落散在地域ごとに区域を設定した上で区域ごとに運行事業を特定のタクシー事業者1社に委託することは、その選定が応募条件をあらかじめ明示して公募する方法によって行われる場合には、市場における競争をゆがめるおそれはない。

〔委託事業等〕
（医療・福祉③）

14 予防接種に係る被接種者の負担額及び委託費を県内で統一することについて

市町村が医療機関に委託して実施するインフルエンザの予防接種において、被接種者の負担額及び各市町村の医療機関への委託費を県の要請を受けて統一することは、個々の医療機関の接種の料金も統一されることとなり、それによって、個々の医療機関が創意工夫を発揮して接種の料金を自らの判断で自由に設定できなくなり、かえって住民の不利益にもなりかねないため、他のより競争制限的でない方法を採用することが望ましい。

1 相談の要旨

- (1) 市町村長が65歳以上の住民に対してインフルエンザの予防接種を行うことは、予防接種法によって義務付けられている（このように予防接種法に基づいて市町村長が実施する予防接種のことを「法定接種」という。）。また、インフルエンザの法定接種（以下単に「法定接種」という。）には、公的医療保険制度は適用されない。

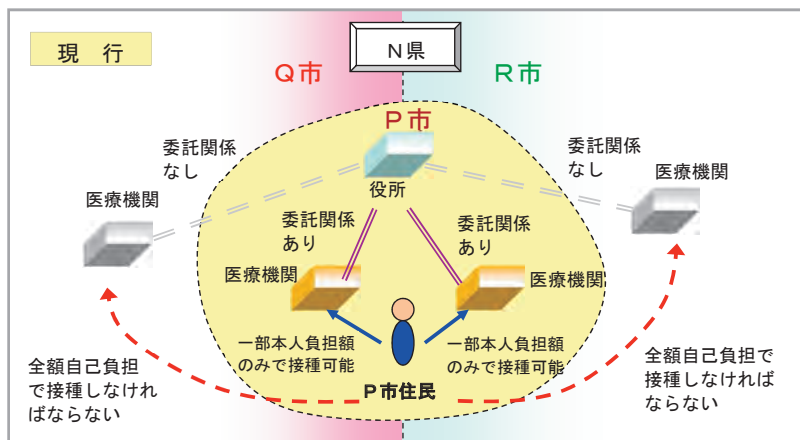
- (2) N県内の各市町村は、法定接種を、当該市町村に所在する医療機関に委託して実施している。実施に当たり、各市町村は、委託した医療機関に対して委託費を支払っており、委託費の額は、各市町村ごとに設定されている。

医療機関における法定接種の接種の料金は、医療機関ごとに設定され、医療機関が被接種者から徴収する接種の料金は、その医療機関が当該被接種者の居住する市町村から法定接種の実施の委託を受けている場合、当該医療機関が設定した接種の料金から、当該医療機関に対して支払われる委託費の額を差し引いた額（以下この額を「一部本人負担額」という。）となる。

接種の料金	=	市町村からの委託費	+	一部本人負担額
-------	---	-----------	---	---------

- (3) 現在、N県では、例えば、法定接種を希望するP市の住民がN県内のQ市に所在するかかりつけ医療機関において接種を受けた場合、当該医療機関はP市からQ市の法定接種の実施を受託していないため、当該医療機関が住民から徴収する接種の料金は、当該医療機関が設定した接種の料金の全額となり、当該住民は全額自己負担となる。

このような現状に対して、住民から各市町村に対して、N県内であれば、居住する市町村以外の市町村であっても全額自己負担せずに接種が受けられるようにしてほしい旨の要望が寄せられている。

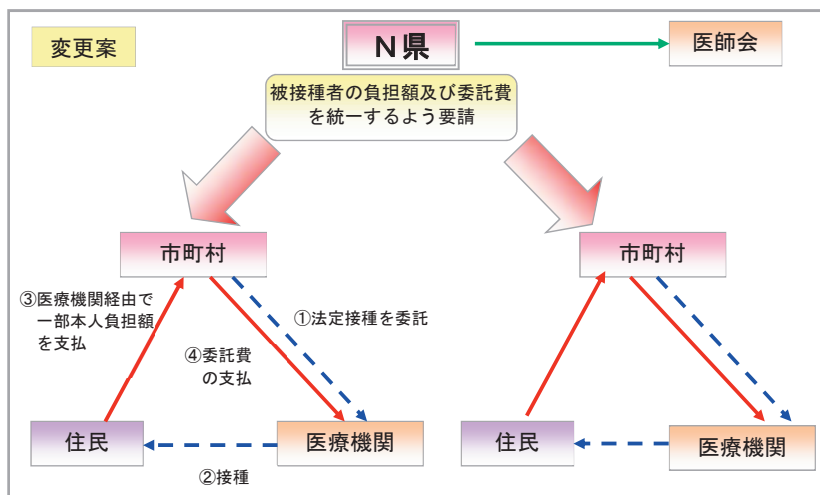


(4) N県及びN県内の各市町村では、このような住民のニーズに応えるため、当該住民が居住する市町村以外の市町村に所在する医療機関で接種を受けた場合でも、当該住民の居住する市町村から当該医療機関に対して委託費が支払われ、当該住民が居住する市町村で法定接種を受けた場合と同様に、一部本人負担額の支払のみで接種を受けられる体制を整えることを考えている。一方、これに対して医療機関は、現在、市町村によって委託費の額がまちまちであることのほか、医療機関ごとに、一部本人負担額や法定接種に係る会計手続等もまちまちであることから、仮に前記の体制による法定接種が実現された場合、各医療機関にはN県内の全市町村からの来院が予想されるため、それによる事務手続に時間を要し、作業ミスが生じやすくなるなどの懸念を示している。

そのため、N県では、住民の要望を受け、県内の各市町村で医療機関ごとに異なっている被接種者の負担額を統一するとともに、各医療機関における事務負担も考慮して、各市町村から医療機関に対する委託費についても統一することとし、これを各市町村に対して要請することを考えている。なお、具体的な方法等については、今後、各市町村及び医師会と協議を行いながら進めていく考えである。

以上の施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ない

か。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、市町村が医療機関に委託して実施する法定接種について、県の要請を受けて県内の各市町村が被接種者の負担額及び委託費を県内で統一するものである。
- (2) 一般に、法令上、行政機関自らがそれぞれの住民に対して行うこととされている業務を外部に委託する場合には、その範囲内でいかなる内容をどのような方法で委託するかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかし、外部に委託するに当たり、競争に対する影響のない又は競争に対する影響がより少ない他の方法がある場合には、そのような方法を採用することが望ましい。

また、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関が実施する施策により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに、2(2)）。

- (3) 法定接種の実施主体は市町村であるところ、各市町村がN県の要請を踏

まえて委託費の額をどのように設定するかについては、独占禁止法上の問題ではなく、各市町村の政策判断に委ねられている。しかし、本件では、N県の要請に基づき、被接種者の負担額及び各市町村からの医療機関に対する委託費が統一されることにより、個々の医療機関が自らの判断で自由に設定することができる接種の料金が行政機関が提示する一定の額（市町村からの委託費＋一部本人負担額）に統一されることとなり、それによって、個々の医療機関が創意工夫を発揮して、接種の料金を自らの判断で自由に設定できなくなり、かえって住民の不利益にもなりかねない。

- (4) 一方で、住民の居住する市町村以外の市町村に所在する医療機関で接種を受けた場合でも、当該住民の居住する市町村から当該医療機関に対して委託費が支払われる体制を整えるという本件の目的を達成する方法としては、例えば、居住する市町村以外の市町村に所在する医療機関で法定接種を受けた住民は、一旦、当該医療機関が設定する接種の料金を全額支払い、レシートを受領した後、当該レシートを居住する市町村に提示することで、提示を受けた市町村から当該住民に対して当該市町村が設定する委託費の額を支払うといった、他より競争制限的でない方法を採用することが、住民等の利益になるものと考えられる。
- (5) なお、N県の要請を契機として、例えば、各市町村が、各医療機関に対して法定接種の接種の料金を県内で統一するよう行政指導を行う場合、それによって、各医療機関が共同して、接種の料金を決定するなど、当該医療機関の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあり（独占禁止法第3条）、また、各市町村が、N県内の医師会に対して、各医療機関に対して法定接種の接種の料金を県内で統一するよう行政指導を行う場合、それによって、当該医師会の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第8条第1号、第4号）。

3 結論

市町村が医療機関に委託して実施する法定接種において、被接種者の負担額及び各市町村の医療機関への委託費を県の要請を受けて統一することは、個々の医療機関接種の料金も統一されることとなり、それによって、個々の医療機関が創意工夫を発揮して、接種の料金を自らの判断で自由に設定することができなくなり、かえって住民の不利益にもなりかねない。一方、例えば、居住する市町村以外の市町村に所在する医療機関で法定接種を受けた住民が、一旦、当該医療機関が設定する接種の料金を全額支払い、レシートを受領した後、当該レシートを居住する市町村に提示することで、提示を受けた市町村から当該住民に対して当該市町村が設定する委託費の額を支払うといった、他

のより競争制限的でない方法を採用することが、住民の利益になるものと考えられる。

【参考】インフルエンザの予防接種に関する独占禁止法違反事例

公正取引委員会は、医師会の会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定し、会員に周知していた医師会に対し、独占禁止法第8条第1号（事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第8条の2第2項の規定に基づき、医師会に対して、今後、会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定せず、会員がそれぞれ自主的に決めることなどを理事会において決議しなければならないなどの排除措置命令を行った（平成26年2月27日排除措置命令）。

〔委託事業等〕

（医療・福祉④）

15 ガイドヘルプサービス（移動支援事業）²³の提供を特定のNPO法人に一元化することについて

ガイドヘルプサービスにおける不適正事例の発生を防止する目的で、市と各事業者が共同でNPO法人を設立し、市内におけるガイドヘルプサービス提供者を当該NPO法人1社に集約することは、事業者間の競争を通じた価格の引下げやサービス向上が期待できず、かえって利用者の不利益にもなりかねないため、他のより競争制限的でない方法を採用することが望ましい。

1 相談の要旨

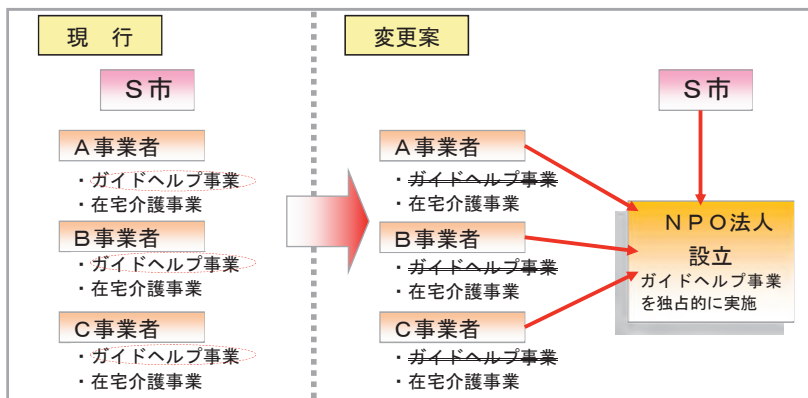
ガイドヘルプサービスについては、規制緩和の結果、社会福祉法人に加え、NPO法人や株式会社も行えることとなり、利用者の選択肢が広がった反面、S市では、利用者が望んでいないにもかかわらず無理やり外出させたり、月末、利用者に割り当てられた利用可能時間が余っている場合に上限近くまで時間を使い切ろうとするなど、ヘルパーによる問題行為が目立つようになった。S市は、このような事例は、各ガイドヘルプ事業者がヘルパーを適切に監督していないために発生していると考えている。

このため、S市では、30余りの事業者がガイドヘルプサービスを行う現在の枠組みを改め、①これら30余りのガイドヘルプ事業者とS市が共同してNPO法人を設立し（法人の理事には、各事業者の代表者が就任）、②各ガイドヘルプ事業者に雇用されているヘルパーは、このNPO法人との間でヘルパーとしての雇用契約を締結し、③利用者は、NPO法人と利用契約を締結し、当該NPO法人からヘルパーの派遣を受ける、という形態を採ることを検討している。

これにより、30余りのガイドヘルプ事業者にとっては、S市におけるガイドヘルプサービスの仕事を失うことになるが、いずれの事業者も在宅介護事業も併せて行っているため、倒産等することはない。

以上の施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

²³ 障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業のこと。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

(1) 本件は、ガイドヘルプ事業者による問題行為の発生を防止するため、従来、複数の事業者が実施してきたS市におけるガイドヘルプサービスについて、市と各事業者が共同でNPO法人を設立し、S市におけるガイドヘルプサービスを当該NPO法人に集約させようとするものである。

なお、ガイドヘルプサービス事業は、社会福祉法人のほか、NPO法人や株式会社も行うことができる。

(2) 一般に、行政機関が実施する施策において、その方法をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかし、行政機関が法令に具体的な規定がない参入・退出に関する行政指導を行うことにより公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害される場合には、事業者の価格引下げやサービス向上のインセンティブを失わせることとなるため、こうした弊害が生じることのないよう十分留意する必要がある（行政指導ガイドライン2(1)）。また、外部に委託するに当たり、競争に対する影響のない又は競争に対する影響がより少ない他の方法がある場合には、そのような方法を採用することが、利用者の利益になるものと考えられる。

(3) S市は、市内におけるガイドヘルプサービスについて、不適正事例の発生防止を目的に、これをガイドヘルプ事業者と共同して設立するNPO法人に行わせることとしている。S市におけるガイドヘルプサービスに係る事業の方法等をどのように定めるかについては、当該NPO法人を設立する

こと²⁴を含めて、独占禁止法上の問題ではなく、政策目的に基づくS市の判断に委ねられている。しかし、現在S市において30余りの事業者が実施するガイドヘルプサービスを今後はNPO法人にのみ行わせることは、S市におけるガイドヘルプサービス分野における競争が全くなくなり、事業者間の競争を通じた価格の引下げやサービス向上が期待できなくなり、かえって利用者の不利益にもなりかねない。

- (4) 一方で、S市のガイドヘルプサービスの適正化という政策目的を達成するためには、例えば、不適正な行為に対する監視を強化するとともに、不適正事例が見られた事業者に対して指定取消しなどの処分を行うといった、他のより競争制限的でない方法を採用することが、利用者の利益になるものと考えられる。

3 結論

従来、複数事業者によって実施されてきたガイドヘルプサービスについて、市と各事業者が共同でNPO法人を設立し、市内における当該事業を当該NPO法人に集約させることは、今後、市におけるガイドヘルプサービス分野における競争が全くなくなり、事業者間の競争を通じた価格の引下げやサービス向上が期待できないこととなり、かえって利用者の不利益にもなりかねない。一方、例えば、不適正な行為に対する監視を強化するとともに、不適正事例が見られた事業者に対して指定取消しなどの処分を行うといった、不適正な行為に対処する他のより競争制限的でない方法を採用することが、利用者の利益になるものと考えられる。

²⁴ 会社の設立ではないため、独占禁止法による企業結合規制の対象とはならない。

〔公共調達〕
〔環境対策③〕

16 市が市営住宅建設に使用する木材を特定の森林認証を受けた事業者の供給するものに限定する行為について

市が、今後市営住宅を建設するのに使用する木材を×認証材に限定することは、当該木材の調達が容易であることから、競争に与える影響は軽微であるが、調達の対象を×認証と同等の森林認証を受けた森林で生産された木材にも広げ、入札に参加し得る事業者を拡大することで、競争を通じた価格の引下げや品質の向上等の効果がより期待されることとなる。

1 相談の要旨

- (1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）において、地方公共団体は、調達に当たり、環境物品、つまり環境への負荷の軽減に役立つ物品等の調達の推進を図るために毎年度ガイドラインを作成することとされている。

当該規定を受けてT市でもガイドラインを策定しているところ、その中で、違法伐採を防ぎ、環境保全・持続可能な森林経営の促進を図るため、T市は、木材の調達に当たって、森林認証制度（環境保護に配慮して森林経営が行われていることを第三者機関が評価・認証する制度）の認証を受けた森林で生産された木材（以下「認証材」という。）を優先した調達を行うと定めている。

- (2) そこで、T市では、市営住宅の建設工事を入札で発注する際、入札仕様書に、「木材は×認証材を使用することとする」旨記載し、落札した建設業者に×認証材を調達する義務を負わせることとしたいが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

なお、森林認証機関は複数存在し、×認証材はそのうちの一つである×機関²⁵による認証を受けた森林で生産された木材のことである。また、いくつかある森林認証規格の中で、×認証材の使用を義務付けるのは、T市近隣には×認証を受けた森林しか存在しないためである。

2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、違法伐採を防ぎ、環境保全・持続可能な森林経営の促進を図るた

²⁵ X機関は、世界各地の環境団体、木材取引企業、先住民団体及び地域林業組合等のグループにより構成される非営利の国際的な会員制民間組織である。

め、市営住宅建設のために使用する木材を、特定の森林認証を受けた木材に限定するものである。

- (2) 一般に、行政機関が、法令に則り、どのように入札を行うかは、独占禁止法上の問題ではなく、行政機関の判断に委ねられている。しかし、入札に関する条件等を過剰に課すこととなれば、入札参加者が一部の事業者に限定され、競争を通じた価格の引下げや品質の向上等の競争入札によって期待される効果が得られないこととなる。
- (3) 本件において、市営住宅の建設工事の入札に当たって、落札した建設業者にX認証材を調達する義務を負わせることは、独占禁止法上の問題ではなく、政策目的に基づくT市の判断に委ねられている。また、X認証を受けている森林は、国内外に広く存在しており、当該市営住宅における使用木材がX認証材に限定されたとしても、木材を供給する事業者は、比較的容易にX認証材を調達できる。したがって、T市の市営住宅の使用木材をX認証材に限定することによって、T市が発注する市営住宅の建設工事における入札参加者が限定されることはなく、また、当該市営住宅建設に係る木材供給市場から木材を供給する事業者が排除される可能性は低いものと考えられることから、競争に与える影響は軽微である。
- (4) 一方で、森林認証は、国際規格ではあるものの、飽くまでも民間の規格であって、競合する森林認証の規格が複数存在しており、T市近隣の森林に対して森林認証を行った機関がX機関のみとしても、木材は県境や国境を越えて流通するのが一般的であり、市営住宅を建設する事業者がT市内以外の地域から木材を調達することも考えられる。

したがって、市営住宅の使用木材として、X認証材だけでなく、これと同等の森林認証規格に基づく認証材に対象を広げることで、入札に参加し得る事業者を拡大し、競争を通じた価格の引下げや品質の向上等の効果がより期待されることとなる。

3 結論

T市が、市営住宅建設に当たって、使用木材をX認証材に限定することは、木材を供給する事業者にとって当該認証材の調達が容易であることから、競争に与える影響は軽微であると考えられるが、調達の対象をX認証と同等の森林認証を受けた森林で生産された木材にも広げ、入札に参加し得る事業者を拡大することで、競争を通じた価格の引下げや品質の向上等の効果がより期待されることとなる。

○ 地方公共団体の活動に関する相談窓口

公正取引委員会では、今後とも、各地方公共団体の活動に係る独占禁止法上及び競争政策上の疑問や懸念についての相談に対応していくこととしており、その窓口は次表のとおりである。

表：地方公共団体の活動に関する相談窓口

連絡先	管轄地域
公正取引委員会事務総局（本局） 〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 ※令和7年冬頃に庁舎移転を予定しているため、最新の住所については公式Webサイトを御参照ください。	経済取引局調整課 TEL：(03)3581-5483 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・長野県・山梨県
北海道事務所 〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	総務課 TEL：(011)231-6300 北海道
東北事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	総務課 TEL：(022)225-7095 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
中部事務所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	経済取引指導官 TEL：(052)961-9422 富山県・石川県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	経済取引指導官 TEL：(06)6941-2174 福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	総務課 TEL：(082)228-1501 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館	総務課 TEL：(087)811-1750 徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州事務所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	経済取引指導官 TEL：(092)431-5882 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	公正取引課 TEL：(098)866-0049 沖縄県

○ 参考資料集

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（抄）

第一章 総則

〔目的〕

第一条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

〔定義〕

第二条 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。

② この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人その他の社団

二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

③ この法律において「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の事業の主任者をいう。

④ この法律において「競争」とは、二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。

一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること

二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

⑤ この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれかに該当する行為をすること。
 - イ ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
 - ロ 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。
- 二 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品又は役務を継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの
- 三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの
- 四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を供給すること。
 - イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。
 - ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。
- 五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。
 - イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
 - ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの
 - イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

- ロ 不当な対価をもつて取引すること。
- ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
- ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。
- ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
- ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

第二章 私的独占及び不当な取引制限

第二条の二 この章において「市場占有率」とは、一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の数量のうち若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の数量の占める割合又は一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の価額のうち若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の価額の占める割合をいう。

- ② この章において「子会社等」とは、事業者の子会社（法人がその総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。以下この項及び次項において同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。以下この項において同じ。）若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。
- ③ この章において「完全子会社等」とは、事業者の完全子会社（法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の完全子会社とみなす。以下この章及び第五章において同じ。）若しくは完全親会社（会社を完全子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と完全親会社が同一である他の会社をいう。
- ④ この章において「供給子会社等」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項に規定する違反行為のうちいずれかの違反行為（第十三項及び第十四項を除き、以下この条において単に「違反行為」という。）をした事業者の子会社等であつて、当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為に係る商品又は役務を供給したものをいう。

- ⑤ この章において「違反供給子会社等」とは、供給子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしたものをいう。
- ⑥ この章において「非違反供給子会社等」とは、供給子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしていないものをいう。
- ⑦ この章において「特定非違反供給子会社等」とは、非違反供給子会社等のうち、違反行為をした事業者と完全子会社等の関係にあるものであつて、他の者に当該違反行為に係る商品又は役務を供給することについて当該事業者から指示を受け、又は情報を得た上で、当該指示又は情報に基づき当該商品又は役務を供給したものをいう。
- ⑧ この章において「購入子会社等」とは、違反行為をした事業者の子会社等であつて、当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為に係る商品又は役務の供給を受けたものをいう。
- ⑨ この章において「違反購入子会社等」とは、購入子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしたものをいう。
- ⑩ この章において「非違反購入子会社等」とは、購入子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしていないものをいう。
- ⑪ この章において「特定非違反購入子会社等」とは、非違反購入子会社等のうち、違反行為をした事業者と完全子会社等の関係にあるものであつて、他の者から当該違反行為に係る商品又は役務の供給を受けることについて当該事業者から指示を受け、又は情報を得た上で、当該指示又は情報に基づき当該商品又は役務の供給を受けたものをいう。
- ⑫ この章において「事前通知」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、第六十二条第四項において読み替えて準用する第五十条第一項の規定により公正取引委員会が違反行為をした事業者に対してする通知をいう。
- ⑬ この章において「実行期間」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項に規定する違反行為をした事業者に係る当該違反行為の実行としての事業活動を行つた日（当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第二百二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第二百三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間をいう。
- ⑭ この章において「違反行為期間」とは、第七条の九第二項に規定する違反行為をした事業者に係る当該違反行為をした日（当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第二百二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第二百三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為がなくなる日までの期間をいう。

- ⑮ この章（第七条の四を除く。）において「調査開始日」とは、違反行為に係る事件について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第一百零二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第百零三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該処分が行われなかつたときは、当該違反行為をした事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）をいう。

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第四条及び第五条 削除

〔特定の国際的協定又は契約の禁止〕

第六条 事業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。

〔排除措置〕

第七条 第三条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

- ② 公正取引委員会は、第三条又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から七年を経過したときは、この限りでない。

- 一 当該行為をした事業者
- 二 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該行為をした事業者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

〔課徴金、課徴金の減免〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約であつて、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務の供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に

規定する手続に従い、当該事業者に対し、第一号から第三号までに掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 当該違反行為（商品又は役務を供給することに係るものに限る。以下この号において同じ。）に係る一定の取引分野において当該事業者及びその特定非違反供給子会社等が供給した当該商品又は役務（当該事業者が当該特定非違反供給子会社等が供給したもの及び当該事業者又は当該特定非違反供給子会社等が当該事業者の供給子会社等に供給したものを除く。）並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が当該事業者の供給子会社等に供給した当該商品又は役務（当該供給子会社等（違反供給子会社等又は特定非違反供給子会社等である場合に限る。）が他の者に当該商品又は役務を供給するために当該事業者又は当該特定非違反供給子会社等から供給を受けたものを除く。）の政令で定める方法により算定した、当該違反行為に係る実行期間における売上額
 - 二 当該違反行為（商品又は役務の供給を受けることに係るものに限る。以下この号において同じ。）に係る一定の取引分野において当該事業者及びその特定非違反購入子会社等が供給を受けた当該商品又は役務（当該事業者から当該特定非違反購入子会社等が供給を受けたもの及び当該事業者又は当該特定非違反購入子会社等が当該事業者の購入子会社等から供給を受けたものを除く。）並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反購入子会社等が当該事業者の購入子会社等から供給を受けた当該商品又は役務（当該購入子会社等（違反購入子会社等又は特定非違反購入子会社等である場合に限る。）が他の者から供給を受けて当該事業者又は当該特定非違反購入子会社等に供給したものを除く。）の政令で定める方法により算定した、当該違反行為に係る実行期間における購入額
 - 三 当該違反行為に係る商品又は役務の全部又は一部の製造、販売、管理その他の当該商品又は役務に密接に関連する業務として政令で定めるものであつて、当該事業者及びその完全子会社等（当該違反行為をしていないものに限る。次号において同じ。）が行つたものの対価の額に相当する額として政令で定める方法により算定した額
 - 四 当該違反行為に係る商品若しくは役務を他の者（当該事業者の供給子会社等並びに当該違反行為をした他の事業者及びその供給子会社等を除く。）に供給しないこと又は他の者（当該事業者の購入子会社等並びに当該違反行為をした他の事業者及びその購入子会社等を除く。）から当該商品若しくは役務の供給を受けないことに関し、手数料、報酬その他名目のいかなを問わず、当該事業者及びその完全子会社等が得た金銭その他の財産上の利益に相当する額として政令で定める方法により算定した額
- ② 前項の場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者（その者の一又は二以上の子会社等が当該各号のいずれにも該当しない場合を除く。）であるときは、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の四」とする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 六 協業組合その他の特別の法律により協同して事業を行うことを主たる目的として設立された組合（組合の連合会を含む。）のうち、政令で定めるところにより、前各号に定める業種ごとに当該各号に定める規模に相当する規模のもの
- ③ 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が公正取引委員会又は当該違反行為に係る事件について第四十七条第二項の規定により指定された審査官その他の当該事件の調査に関する事務に従事する職員による当該違反行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実に係る事実の報告又は資料の提出の求めに応じなかつたときは、公正取引委員会は、当該事業者に係る実行期間のうち当該事実の報告又は資料の提出が行われず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第一項各号に掲げる額を、当該事業者、その特定非違反供給子会社等若しくは特定非違反購入子会社等又は当該違反行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、公正取引委員会規則で定める合理的な方法により推計して、課徴金の納付を命ずることができる。

第七条の三 前条第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）中「合算額」とあるのは、「合算額に一・五を乗じて得た額」とする。ただし、当該事業者が、第三項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

- 一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、前条第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定による命令（当該命令が確定している場合に限る。）、次条第七項若しくは第七条の七第三項の規定による通知又は第六十三条第二項の規定によ

る決定（以下この項において「納付命令等」という。）を受けたことがある者（当該納付命令等の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

二 前号に該当する者を除き、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、その完全子会社が納付命令等（当該納付命令等の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）を受けたことがある者（当該納付命令等の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

三 前二号に該当する者を除き、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に納付命令等を受けたことがある他の事業者たる法人と合併した事業者たる法人又は当該他の事業者たる法人から当該納付命令等に係る違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、若しくは分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した事業者たる法人（当該合併、譲受け又は分割の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

② 前条第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）中「合算額」とあるのは、「合算額に一・五を乗じて得た額」とする。ただし、当該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一 単独で又は共同して、当該違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかつた者

二 単独で又は共同して、他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した者

三 前二号に掲げる者のほか、単独で又は共同して、次のいずれかに該当する行為であつて、当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者

イ 他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すこと。

ロ 他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率、取引の相手方その他当該違反行為の実行としての事業活動について指定すること（専ら自己の取引について指定することを除く。）。

ハ 他の事業者に対し公正取引委員会の調査の際に当該違反行為又は当該違反行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実に係る資料を隠蔽し、若しくは仮装すること又は当該事実に係る虚偽の事実の報告若しくは資料の提出をすることを要求し、依頼し、又は唆すこと。

二 他の事業者に対し次条第一項第一号、第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出又は第七条の五第一項の規定による協議の申出を行わないことを要求し、依頼し、又は唆すこと。

③ 前条第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、第一項各号

のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者であるときは、同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）中「合算額」とあるのは、「合算額に二を乗じて得た額」とする。

第七条の四 公正取引委員会は、第七条の二第一項の規定により課徴金を納付すべき事業者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、同項の規定にかかわらず、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日（第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日をいう。以下この条において同じ。）（当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日をいう。次号及び次項において同じ。）以後に行われた場合を除く。）

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていない者

② 第七条の二第一項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第一号及び第五号に該当する者であるときは減算前課徴金額（前二条の規定により計算した課徴金の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）に百分の二十を乗じて得た額を、第二号及び第五号又は第三号及び第五号に該当する者であるときは減算前課徴金額に百分の十を乗じて得た額を、第四号及び第五号に該当する者であるときは減算前課徴金額に百分の五を乗じて得た額を、それぞれ当該減算前課徴金額から減額するものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち二番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）

二 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち三番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）

三 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち四番目又は五番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（第四十五条第一項に規定する報告又は同条第四項の措置その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。次号において同じ。）を行った者（当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）

- 四 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち六番目以降に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）
- 五 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていない者
- ③ 第七条の二第一項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第一号及び第三号に該当する者であるときは減算前課徴金額に百分の十を乗じて得た額を、第二号及び第三号に該当する者であるときは減算前課徴金額に百分の五を乗じて得た額を、それぞれ当該減算前課徴金額から減額するものとする。
- 一 当該違反行為に係る第一項第一号又は前項第一号から第三号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行った者の数が五に満たない場合において、当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（第四十七条第一項各号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。次号において同じ。）を行った者（第一項第一号又は前項第一号から第三号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行った者の数とこの号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った者の数を合計した数が五以下であり、かつ、この号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った者の数を合計した数が三以下である場合に限る。）
- 二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（前号に該当する者を除く。）
- 三 前二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った日以後において、当該違反行為をしていない者
- ④ 第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者（会社である場合に限る。）が、公正取引委員会規則で定めるところにより、共同して、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った場合において、第一号に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する者であるときに限り、当該事実の報告及び資料の提出を単独で行つたものとみなして、当該事実の報告及び資料の提出を行った二以上の事業者について前三項の規定を適用する。この場合における第一項第一号、第二項第一号から第四号まで並びに前項第一号及び第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った事業者の数の計算については、当該二以上の事業者をもつて一の事業者とする。
- 一 当該二以上の事業者が、当該事実の報告及び資料の提出の時に相互に子会社等の関係にあること。

- 二 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為をしたものが、当該他の事業者と共同して当該違反行為をした全期間（当該事実の報告及び資料の提出を行った日から遡り十年以内の期間に限る。）において、当該他の事業者と相互に子会社等の関係にあったこと。
- 三 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの他の事業者と共同しては当該違反行為をしていないものについて、次のいずれかに該当する事実があること。
- イ その者が当該二以上の事業者のうちの他の事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させ、かつ、当該他の事業者が当該譲渡又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。
- ロ その者が、当該二以上の事業者のうちの他の事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。
- ⑤ 公正取引委員会は、第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を受けたときは、当該事実の報告及び資料の提出を行った事業者に対し、速やかに文書をもつてその旨を通知するものとする。
- ⑥ 公正取引委員会は、次条第一項の合意（同条第二項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。）をした場合を除き、第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った事業者に対し第七条の二第一項の規定による命令又は次項若しくは第七条の七第三項の規定による通知をするまでの間、当該事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。
- ⑦ 公正取引委員会は、第一項の規定により課徴金の納付を命じないこととしたときは、同項の規定に該当する事業者がした違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第七条の二第一項の規定による命令をする際に（同項の規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定める時まで）、これと併せて当該事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

第七条の五 公正取引委員会は、前条第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った事業者（以下この条において「報告等事業者」という。）から次の各号に掲げる行為についての協議の申出があつたときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、当該事実及び資料により得られ、並びに第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が第二号に掲げる行為をすることを内

容とする合意をすることができる。

一 次に掲げる行為

イ 当該協議において、公正取引委員会に対し、報告し、又は提出する旨の申出を行つた事実又は資料を当該合意後直ちに報告し、又は提出すること。

ロ 前条第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出又はイに掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（ハ及び次項第一号ロにおいて単に「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。

ハ 公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

二 減算前課徴金額に次のイ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合（次項第二号において「上限割合」という。）の範囲内において、当該合意において定める特定の割合（同号及び第三項において「特定割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

イ 前条第二項第一号から第四号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者 百分の四十以下

ロ 前条第三項第一号又は第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者 百分の二十以下

- ② 公正取引委員会は、前項の協議において報告等事業者により説明された同項第一号に掲げる行為により得られる事実又は資料が事件の真相の迅速な解明に必要であることに加えて、報告等事業者が同項の合意後に当該事件についての新たな事実又は資料であつて同項の公正取引委員会規則で定める事項に係る事実に係るものを把握する蓋然性が高いと認められる場合において、当該新たな事実又は資料の報告又は提出に当該合意後一定の期間を要する事情があると認めるときは、報告等事業者に対し、当該協議において、報告等事業者が同号に掲げる行為に加えて第一号に掲げる行為をすることを当該合意の内容に含めるとともに、公正取引委員会が同項第二号に掲げる行為をすることに代えて第二号に掲げる行為をすることを当該合意の内容とするよう求めることができる。

一 次に掲げる行為

イ 当該合意後、当該新たな事実又は資料を把握したときは、直ちに、公正取引委員会に当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。

ロ イに掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

二 減算前課徴金額に、特定割合を下限とし、これに報告等事業者が前号に掲げる行為をすることに對し減算前課徴金額を更に減ずることができる割合として公正取引委員会規則で定めるところにより当該合意において定める割合を加算した割合（上限割合以下の割合に

限る。)を上限とする範囲内において、公正取引委員会が当該行為により得られた前項の公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容を評価して決定する割合(次項及び第五項において「評価後割合」という。)を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

- ③ 第七条の二第一項の場合において、公正取引委員会は、第一項の合意(前項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。以下この条及び次条において同じ。)があるときは、前条第二項又は第三項の規定により減額する額に加えて、当該合意の内容に応じ、減算前課徴金額に特定割合又は評価後割合を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額するものとする。
- ④ 第一項の合意は、公正取引委員会及び報告等事業者が署名又は記名押印をした書面により、その内容を明らかにしてするものとする。
- ⑤ 公正取引委員会は、第二項第二号に掲げる行為をすることを内容とする第一項の合意をする場合には、同号に規定する公正取引委員会による評価及び評価後割合の決定の方法を前項の書面に記載するものとする。
- ⑥ 第一項の協議において、公正取引委員会は、報告等事業者に対し、報告等事業者が同項第一号イに掲げる行為により報告し、又は提出することができる事実又は資料の概要について説明を求めることができる。
- ⑦ 公正取引委員会は、第一項の合意が成立しなかった場合(報告等事業者が第二項の求めに応じず、第一項各号に掲げる行為をすることのみを内容とする合意が成立したときを除く。)には、公正取引委員会が同項の協議における報告等事業者の説明の内容を記録した、文書その他の物件を証拠とすることができない。
- ⑧ 協議の申出の期限その他の第一項の協議に関し必要な手続は、公正取引委員会規則で定める。
- ⑨ 報告等事業者は、第一項の協議を行うに当たり、代理人(弁護士又は弁護士法人に限る。次項及び第十一項において「特定代理人」という。)を選任することができる。
- ⑩ 公正取引委員会は、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対し、特定代理人を選任することができる旨を書面により教示するものとする。
- ⑪ 報告等事業者が第九項の規定により特定代理人を選任した場合における第一項及び第四項の規定の適用については、第一項中「との間で協議」とあるのは「又は特定代理人(第九項に規定する特定代理人をいう。第四項において同じ。)との間で協議」と、第四項中「及び報告等事業者」とあるのは「並びに報告等事業者及び特定代理人」とする。

第七条の六 公正取引委員会が、第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った事業者に対し第七条の二第一項の規定による命令又は第七条の四第七項の規定による通知をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、同条第一項から第三項まで及び

前条第三項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

- 一 当該事業者（当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうち、いずれか一以上の事業者。以下この号から第三号までにおいて同じ。）が報告した事実若しくは提出した資料又は当該事業者がした前条第一項第一号若しくは第二項第一号に掲げる行為により得られた事実若しくは資料に虚偽の内容が含まれていたこと。
- 二 当該事業者（第七条の四第一項第一号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に限る。）が、同条第六項の規定による求めに対し、事実の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の事実の報告若しくは資料の提出をしたこと。
- 三 当該事業者（第七条の四第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に限る。）が、同条第六項の規定による求めに対し、虚偽の事実の報告又は資料の提出をしたこと。
- 四 当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、当該事業者が、他の事業者に対し（当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の事業者に対し）第七条の二第一項に規定する違反行為をすることを強要し、又は当該違反行為をやめることを妨害していたこと。
- 五 当該事業者が、他の事業者に対し（当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の事業者に対し）同条第一項第一号、第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出又は前条第一項の協議の申出を行うことを妨害していたこと。
- 六 当該事業者が、正当な理由なく、第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた旨又は前条第一項の合意若しくは協議を行つた旨を第三者に対し（当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の者に対し）明らかにしたこと。
- 七 当該事業者が、前条第一項の合意に違反して当該合意に係る行為を行わなかつたこと。

第七条の七 公正取引委員会は、第七条の二第一項の場合において、同一事件について、当該事

業者に對し、罰金の刑に處する確定裁判があるときは、同条、第七條の三、第七條の四第二項若しくは第三項又は第七條の五第三項の規定により計算した額に代えて、その額から当該罰金額の二分の一に相當する金額を控除した額を課徴金の額とするものとする。ただし、第七條の二、第七條の三、第七條の四第二項若しくは第三項若しくは第七條の五第三項の規定により計算した額が当該罰金額の二分の一に相當する金額を超えないとき、又は当該控除後の額が百万円未満であるときは、この限りでない。

- ② 前項ただし書の場合においては、公正取引委員會は、課徴金の納付を命ずることができない。
- ③ 公正取引委員會は、前項の規定により課徴金の納付を命じない場合には、罰金の刑に處せられた事業者に對し、当該事業者がした第七條の二第一項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に對し同項の規定による命令をする際に（当該命令をしない場合にあつては、公正取引委員會規則で定める時まで）、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

第七條の八 第七條の二第一項の規定による命令を受けた者は、同条、第七條の三、第七條の四第二項若しくは第三項、第七條の五第三項又は前条第一項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

- ② 第七條の二、第七條の三、第七條の四第二項若しくは第三項、第七條の五第三項又は前条第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- ③ 第七條の二第一項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした違反行為並びに当該法人が受けた同項の規定による命令、第七條の四第七項及び前条第三項の規定による通知並びに第六十三條第二項の規定による決定（以下この項及び次項において「命令等」という。）は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等とみなして、第七條の二からこの条までの規定を適用する。
- ④ 第七條の二第一項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人がその一若しくは二以上の子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社である場合に限る。）がその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした違反行為及び当該法人が受けた命令等は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等（以下「特定事業承継子会社等」という。）がした違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等とみなして、同条からこの条までの規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第七條の二第一項中「当該事業者に對し」とあるのは「特定事業承継子会社等（第七條の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項及び同条第一

項において同じ。)に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第一項中「受けた者は」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等は、同項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とする。

- ⑤ 前二項の場合において、第七条の四及び第七条の五の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- ⑥ 実行期間の終了した日から七年を経過したときは、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

第七条の九 事業者が、私的独占（他の事業者の事業活動を支配することによるものに限る。）であつて、当該他の事業者（以下この項において「被支配事業者」という。）が供給する商品若しくは役務の対価に係るもの又は被支配事業者が供給する商品若しくは役務の供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、第一号及び第二号に掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額並びに第三号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 当該事業者及びその特定非違反供給子会社等が被支配事業者に供給した当該商品又は役務（当該被支配事業者が当該違反行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。次号及び第三号において同じ。）並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が供給した当該商品又は役務（当該事業者に当該特定非違反供給子会社等が供給したもの並びに当該事業者又は当該特定非違反供給子会社等が被支配事業者及び当該事業者の供給子会社等に供給したものを除く。）並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が当該事業者の供給子会社等に供給した当該商品又は役務（当該供給子会社等（違反供給子会社等又は特定非違反供給子会社等である場合に限る。）が他の者に当該商品又は役務を供給するために当該事業者又は当該特定非違反供給子会社等から供給を受けたものを除く。）の政令で定める方法により算定した、当該違反行為に係る実行期間における売上額
- 二 当該違反行為に係る商品又は役務の全部又は一部の製造、販売、管理その他の当該商品又は役務に密接に関連する業務として政令で定めるものであつて、当該事業者及びその完全子会社等（当該違反行為をしていないものに限る。次号において同じ。）が行つたものの対価の額に相当する額として政令で定める方法により算定した額
- 三 当該違反行為に係る商品若しくは役務を他の者（当該事業者の供給子会社等並びに当該違反行為をした他の事業者及びその供給子会社等を除く。）に供給しないことに関し、手数料、報酬その他名目のいかなを問わず、当該事業者及びその完全子会社等が得た金銭その他の財産上の利益に相当する額として政令で定める方法により算定した額

- ② 事業者が、私的独占（他の事業者の事業活動を排除することによるもの）に限り、前項の規定

に該当するものを除く。)をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該違反行為に係る一定の取引分野において当該事業者及びその特定非違反供給子会社等が供給した商品又は役務（当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する他の事業者に供給したものを除く。）並びに当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する他の事業者（当該事業者の供給子会社等を除く。）に当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が供給した当該商品又は役務（当該他の事業者が当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。）並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が当該事業者の供給子会社等に供給した当該商品又は役務（当該供給子会社等（違反供給子会社等又は特定非違反供給子会社等である場合に限る。）が他の者に当該商品又は役務を供給するために当該事業者又は当該特定非違反供給子会社等から供給を受けたものを除く。）の政令で定める方法により算定した、当該違反行為に係る違反行為期間における売上額に、百分の六を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- ③ 第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）、第七条の七並びに前条第一項から第四項まで及び第六項の規定は、第一項に規定する違反行為が行われた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の二第三項	第一項の	第七条の九第一項の
	第一項各号	第七条の九第一項各号
	若しくは特定非違反購入子会社等又は	
第七条の三第一項	前条第一項の	第七条の九第一項の
	同項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）	同項
第七条の七第一項	第七条の二第一項	第七条の九第一項
	同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項又は第七条の五第三項	同項又は同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項若しくは第七条の三第一項（ただし書を除く。）
第七条の七第一項 ただし書	第七条の二、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第	第七条の九第一項又は同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項若し

	三項若しくは第七条の五第三項	くは第七条の三第一項（ただし書を除く。）
第七条の七第二項	前項ただし書	第七条の九第三項において読み替えて準用する前項ただし書
第七条の七第三項	前項	第七条の九第三項において読み替えて準用する前項
	第七条の二第一項	同条第一項
前条第一項	第七条の二第一項	次条第一項
	同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は	同項又は同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）若しくは
前条第二項	第七条の二、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は	次条第一項又は同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）若しくは
前条第三項	第七条の二第一項	次条第一項
	第七条の四第七項及び	同条第三項において読み替えて準用する
	通知並びに	通知及び
	第七条の二からこの条まで	次条第一項並びに同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）、前条及び第一項から次項まで並びに次条第三項において準用する第六項
前条第四項	第七条の二第一項	次条第一項
	同条からこの条まで	同項並びに同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）、前条及び第一項からこの項まで並びに次条第三項において準用する第六項

特定事業承継子会社等（第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。）	特定事業承継子会社等
、第一項	、同条第三項において読み替えて準用する第一項
受けた特定事業承継子会社等は、同項	受けた特定事業承継子会社等（同条第三項において読み替えて準用する第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）は、同条第一項

- ④ 第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）、第七条の七並びに前条第一項から第四項まで及び第六項の規定は、第二項に規定する違反行為が行われた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の二第三項	第一項の	第七条の九第二項の
	実行期間	違反行為期間
	第一項各号に掲げる	第七条の九第二項に規定する
	若しくは特定非違反購入子会社等又は	又は
第七条の三第一項	前条第一項の	第七条の九第二項の
	同項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）	同項
	合算額	売上額
第七条の七第一項	第七条の二第一項	第七条の九第二項
	同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項又は第七条の五第三項	同項又は同条第四項において読み替えて準用する第七条の二第三項若しくは第七条の三第一項（ただし書を除く。）

第七條の七第一項 ただし書	第七條の二、第七條の三、第七條の四第二項若しくは第七條の五第三項	第七條の九第二項又は同条第四項において読み替えて準用する第七條の二第三項若しくは第七條の三第一項（ただし書を除く。）
第七條の七第二項	前項ただし書	第七條の九第四項において読み替えて準用する前項ただし書
第七條の七第三項	前項	第七條の九第四項において読み替えて準用する前項
	第七條の二第一項	同条第二項
前条第一項	第七條の二第一項	次条第二項
	同条、第七條の三、第七條の四第二項若しくは第三項、第七條の五第三項又は	同項又は同条第四項において読み替えて準用する第七條の二第三項、第七條の三第一項（ただし書を除く。）若しくは
前条第二項	第七條の二、第七條の三、第七條の四第二項若しくは第七條の三項、第七條の五第三項又は	次条第二項又は同条第四項において読み替えて準用する第七條の二第三項、第七條の三第一項（ただし書を除く。）若しくは
前条第三項	第七條の二第一項	次条第二項
	第七條の四第七項及び	同条第四項において読み替えて準用する
	通知並びに	通知及び
	第七條の二からこの条まで	次条第二項並びに同条第四項において読み替えて準用する第七條の二第三項、第七條の三第一項（ただし書を除く。）、前条並びに第一項から次項まで及び第六項
前条第四項	第七條の二第一項	次条第二項
	同条からこの条まで	同項並びに同条第四項において読み替えて準用する第七條の二第三項、第七條の三第一項（ただし書を除く。）、前条並びに第一項からこの項まで及び第六項

	特定事業承継子会社等（第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。）	特定事業承継子会社等
	、第一項	、同条第四項において読み替えて準用する第一項
	受けた特定事業承継子会社等は、同項	受けた特定事業承継子会社等（同条第四項において読み替えて準用する第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）は、同条第二項
前条第六項	実行期間	違反行為期間

第三章 事業者団体

〔事業者団体の禁止行為〕

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
- 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
- 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

〔排除措置〕

第八条の二 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、当該行為の差止め、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。

- ② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。
- ③ 公正取引委員会は、事業者団体に対し、第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者

を含む。第二十六条第一項において同じ。)に対しても、第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

第八条の三 (略)

第三章の二、第四章 (略)

第五章 不公正な取引方法

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔排除措置〕

第二十条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

第二十条の二～七 (略)

第六章 適用除外

〔知的財産権の行使行為〕

第二十一条 この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。

〔一定の組合の行為〕

第二十二条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合(組合の連合会を含む。)の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

〔再販売価格維持行為〕

第二十三条 この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一様であることを容易に識別することができるものを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買受けて販売する事業者がその商品販売する価格をいう。以下同じ。）を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその商品販売する事業者がする行為にあつてはその商品を生産する事業者の意に反してする場合は、この限りでない。

②～⑥ （略）

第七章 差止請求及び損害賠償

〔差止請求権〕

第二十四条 第八条第五号又は第十九条の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

〔無過失損害賠償責任〕

第二十五条 第三条、第六条又は第十九条の規定に違反する行為をした事業者（第六条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。）及び第八条の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

② 事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

第二十六条 （略）

第八章 公正取引委員会

第二十七条～第四十四条 （略）

第二節 手続

〔違反事実の報告、探知〕

第四十五条 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- ② 前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。
- ③ 第一項の規定による報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示してされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。
- ④ 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事実又は独占的状态に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて適当な措置をとることができる。

第四十六条 （略）

〔調査のための強制処分〕

第四十七条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
 - 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
 - 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
 - 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。
- ② 公正取引委員会が相当と認めるときは、政令で定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査官に指定し、前項の処分をさせることができる。
 - ③ 前項の規定により職員に立入検査をさせる場合においては、これに身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならない。
 - ④ 第一項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十八条～第七十六条 （略）

第九章、第十章 （略）

第十一章 罰則

〔私的独占、不当な取引制限、事業者団体による競争の実質的制限の罪〕

第八十九条 次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

二 第八条第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したもの

② 前項の未遂罪は、罰する。

第九十条～第百条 （略）

第十二章、附則 （略）

不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項の規定により、不公正な取引方法（昭和二十八年公正取引委員会告示第十一号）の全部を次のように改正し、昭和五十七年九月一日から施行する。

〔共同の取引拒絶〕

- 1 正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者（以下「競争者」という。）と共同して、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
 - 一 ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶し、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
 - 二 他の事業者に、ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶させ、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

〔その他の取引拒絶〕

- 2 不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。

〔差別対価〕

- 3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「法」という。）第二条第九項第二号に該当する行為のほか、不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品若しくは役務を供給し、又はこれらの供給を受けること。

〔取引条件等の差別取扱い〕

- 4 不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。

〔事業者団体における差別取扱い等〕

- 5 事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。

〔不当販売〕

- 6 法第二条第九項第三号に該当する行為のほか、不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

〔不当高価購入〕

- 7 不当に商品又は役務を高い対価で購入し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

〔ぎまんの顧客誘引〕

- 8 自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引すること。

〔不当な利益による顧客誘引〕

- 9 正常な商慣習に照らして不当な利益をもつて、競争者の顧客を自己と取引するように誘引すること。

〔抱き合わせ販売等〕

- 10 相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。

〔排除条件付取引〕

- 11 不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

〔拘束条件付取引〕

- 12 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

〔取引の相手方の役員選任への不当干渉〕

- 13 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員（法第二条第三項の役員をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。

〔競争者に対する取引妨害〕

- 14 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

〔競争会社に対する内部干渉〕

- 15 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある会社の株主又は役員に対し、株主権の行使、株式の譲渡、秘密の漏えいその他いかなる方法をもつてするかを問わず、その会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、又は強制すること。

附則 （略）

行政指導に関する独占禁止法上の考え方

平成 6 年 6 月 30 日
公正取引委員会
改正 平成 22 年 1 月 1 日

はじめに

我が国においては、広範な分野において様々な形で行政指導が実施されており、行政指導は、行政の中で大きな比重を占めている。このような行政指導は、行政需要への機敏な対応、行政の弾力性の確保、行政目的の円滑な達成等のために行われている。一方、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続法（平成五年法律第八十八号）が制定され、同法において、行政指導の濫用を防止するとともに、行政指導の明確性及び公平性を確保する観点から、行政機関が行政指導を行う場合に遵守すべき事項について一定の規定が設けられている。

近年、消費者利益を確保することや我が国市場をより開かれたものとするのが内外から求められており、そのためには公正かつ自由な競争の維持・促進を図ることが重要となっている。また、公正かつ自由な競争を一層促進するとの観点からも規制緩和が積極的に進められているが、法令による規制が緩和又は廃止されたとしても仮に行政指導により事実上同様のことが行われれば、規制緩和の趣旨に反する結果となる。

行政指導は、行政機関が多様な目的のために行っているが、その中で、事業者の参入・退出、商品又は役務の価格、数量、設備等に直接・間接に影響を及ぼすような行政指導は、その目的、内容、方法等によっては、公正かつ自由な競争を制限し、又は阻害するとともに、独占禁止法違反行為を誘発する場合さえあることに十分留意する必要がある。

事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない。公正取引委員会は、当該事業者又は事業者団体の行為が独占禁止法違反行為の要件に該当するときは、当該行為を排除するための法的措置等を講じている。事業者又は事業者団体が行政指導に従って独占禁止法上問題のある行為を行った場合、当該行為について直接法的責任を問われるのは行政指導に従った事業者又は事業者団体となることから、行政機関は行政指導を行うに当たって、この観点からも慎重であることが求められるものである。また、このような場合、事業者又は事業者団体は、行政指導に従った行為であっても独占禁止法上問題となることを十分留意する必要がある。

公正取引委員会は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある行政指導については、従来、個々の事案ごとに事前に関係行政機関と調整を図り、問題点を指摘し、改善等を要望してきたところである。今般、公正取引委員会は、これまでの他の行政機関との調整事例や独占禁止法違反被疑事件の審査の過程等で認められた事例を踏まえて、行政指導に関する独占禁止法上の考え方を具体的に明らかにするため、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」（以下「本考え方」という。）を作成・公表することとした。行政機関においては、本考え方により十分留意するとともに、本考え方で示したような独占禁止法との関係において問題を生じさせ

るおそれがある行政指導を行うに当たって個々の事案ごとに事前に公正取引委員会と調整することを期待するものである。

なお、本考え方の作成・公表に伴い、「独占禁止法と行政指導との関係についての考え方」(昭和五十六年三月一六日公正取引委員会)を廃止する。

本考え方においては、次の用語は、以下のような意味を持つものとする。

- ・ 行政指導
行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。
- ・ 行政機関
地方公共団体の機関を含む。
- ・ 法令
法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、条例及び地方公共団体の執行機関の規則(規程を含む。)をいう。
- ・ 許認可等
法令に基づき許可、認可、免許その他事業者に対し何らかの利益を付与する処分をいう。
- ・ 事業者
商業、工業、金融業その他の事業を行うものをいう。
- ・ 事業者団体
事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいう。
- ・ 参入・退出
既存事業分野への参入・退出のほか、新規事業分野、地域市場等への参入・退出等を含む。
- ・ 価格
割戻し、値引等実質的に価格の構成要素となるものを含む。
- ・ 設備
生産設備のほか、店舗等を含む。

1 行政指導と独占禁止法との関係についての基本的な考え方

(1) 法令に具体的な規定がある行政指導

法令に助言、指導、勧告、指示等の具体的な規定がある行政指導の場合、当該行政指導の目的、内容、方法等は当該法令の規定に合致したものでなければならず、その相手方が個々に自主的に判断して、このような行政指導に従う限り、当該行政指導の相手方の行為は独占禁止法上問題とはならない。しかしながら、独占禁止法の適用除外規定がない限り、当該行政指導によって誘発された行為であっても独占禁止法違反行為の要件に該当する場合には、当該行為に対する同法の適用が妨げられるものではない。

また、法令に命令、認可、勧告、指示等の規定が定められている場合であって、法令の運用として、その規定を発動することができる実体要件が存在するときに、その規定の発動の前段階又は代替として行われる行政指導についても、独占禁止法との関係についての考え方は法令に具体的な規定がある行政指導と同様である。

なお、法令に具体的な規定があってもその目的、内容、方法等が当該法令の規定に合致しない行政指導又は各省庁設置法の規定若しくは事業法令上の一般的な監督権限を根拠とする行政指導は、ここでいう法令に具体的な規定がある行政指導とは言えない。

(2) 法令に具体的な規定がない行政指導

法令に具体的な規定がない行政指導の場合、行政機関は、当該行政指導の中には、その目的、内容、方法等によっては、公正かつ自由な競争を制限し、又は阻害するとともに、独占禁止法違反行為を誘発する場合さえあることに、十分留意する必要がある。行政指導によって誘発された行為であっても独占禁止法違反行為の要件に該当する場合には、当該行為に対する同法の適用が妨げられるものではないことは言うまでもない。

法令に具体的な規定がない行政指導の目的、内容及び方法と独占禁止法との関係についての考え方は、次のとおりである。

ア 行政指導の目的との関係

行政指導は、物価の安定、国民生活の安定又は充実、取引の公正性・透明性の確保、環境保全、保険衛生の向上、安全性の向上、中小企業保護等多様な行政目的のために行われているが、その中で、過度の競争の防止、需給調整、価格低下の抑制、事業者間の利害調整、業界の秩序維持といった観点から行われる行政指導は、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすこととなる。

イ 行政指導の内容との関係

行政指導は、その内容が多岐にわたり、また、その市場における競争に及ぼす影響も区々である。

参入・退出、商品又は役務の価格、数量、設備等は、本来、市場における事業者の公正かつ自由な競争を通じて形成され、又は決められるべきものである。これらの事項についての事業者の自由な活動を制限するおそれのある行政指導は、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすこととなる。

他方、営業方法、品質・規格、広告・表示等は、事業者の重要な競争手段ではあるが、参入・退出、価格、数量、設備等と比べ市場メカニズムに及ぼす影響が直接的であるとは必ずしも言えない。

ウ 行政指導の方法との関係

内容に具体性のある行政指導は、事業者が他の事業者もこれに従うことを前提としてのみ従おうとする場合が多いので、事業者団体を通じて行う場合、独占禁止法違反行為を最も誘発しやすい。個別事業者に対する行政指導であっても、例えば、特定の事業分野に

おける主導的な事業者に対して行う場合、特定の事業分野に属する相当数の事業者に対して画一的な基準を定める等の方法により行う場合、事業者間に競争制限について暗黙の了解又は共通の意思が形成されやすい状況において行う場合には、独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

（備考）物価の抑制が最大の国民的課題となっているような事態において価格の抑制を目的として行われる行政指導については、第一次石油危機当時の政府統一見解（別添）がある。

2 行政指導の諸類型と独占禁止法

法令に具体的な規定がない行政指導に関し、どのような行政指導が独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがあるかについての考え方を行政指導の諸類型ごとに具体的に示すと、次のとおりである。

(1) 参入・退出に関する行政指導

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、参入・退出の自由が保障されている必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない参入・退出に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある（独占禁止法第三条、第八条第一号・三号・四号）。

- ① 参入に当たり、当該事業分野の既存事業者若しくは事業者団体の同意を得ることを求め、又は参入の条件についてこれらのものと調整するよう指導すること。

このような行政指導により、当該既存事業者が共同して、又は事業者団体が、参入の同意を拒否することにより新規参入を断念させ、当該事業分野の事業者の数を制限し、又は参入しようとする事業者の事業活動を不当に制限する条件を付すことになるおそれがある。

- ② 参入に当たり、既存事業者との利害調整の観点から、当該事業分野の事業者団体に加入するよう指導すること。

このような行政指導により、当該事業者団体が、加入を拒否することにより新規参入を断念させ、当該事業分野の事業者の数を制限し、又は加入に当たり参入しようとする事業者の事業活動を不当に制限する条件を付すことになるおそれがある。

- ③ 事業活動を遂行するために必要な公的機関からの融資等の手続に、需給調整、事業者間の利害調整等の観点から、当該事業分野の事業者団体に関与させること。

このような行政指導により、当該事業者団体が、新規参入者からの申請を拒否することにより新規参入を断念させ、当該事業分野の事業者の数を制限し、又は参入しようとする事業者の事業活動を不当に制限する条件を付すことになるおそれがある。

(2) 価格に関する行政指導

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある（独占禁止法第三条、第八条第一号・四号・五号、第十九条）。

- ① 価格の引上げ又は引下げについて、その額・率（幅）等目安となる具体的な数字を示して指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、示された目安まで価格を引き上げ、又は引き下げることを決定することになるおそれがある。なお、ここでいう決定とは、明示的に決定し、又は合意することだけをいうのではなく、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることも含まれる（以下同じ。）。

- ② 価格が低下している状況等において、安値販売、安値受注又は価格の引下げの自粛を指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、価格の維持又は引上げを決定することになるおそれがある。

- ③ 構成事業者の個々の取引における価格等通常各事業者の営業上の秘密とされている事項について事業者団体を通じて報告を求めること。

このような行政指導により、当該事業者団体が取りまとめに当たり価格を決定することになるおそれがある。

- ④ 製造業者若しくは流通業者又はそれらの団体に対して、小売価格等その取引の相手方の販売価格を安定させるよう指導すること。

このような行政指導により、再販売価格維持行為を誘発することになるおそれがある。

- ⑤ 個々の事業者が自主的な判断で決めることとされている価格について事前届出制が採られている場合に、目安となる具体的な数字を示して届出事項について指導したり、事業者間又は事業者団体で調整をさせたり、事業者団体に一括して届出をさせたり、事業者団体を經由して届出をさせること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、届出事項である価格について決定することになるおそれがある。

(3) 数量・設備に関する行政指導

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、数量・設備に関する事業活動が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない数量・設備に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある（独占禁止法第三条、第八条第一号・三号・四号）。

- ① 生産・販売数量、輸入・輸出数量、減産率（幅）、原材料の購入数量等について目安となる具体的な数字を示して指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、数量等について決定することになるおそれがある。

- ② 短期の需給見通し等具体的な目安を示して生産・販売数量、輸入・輸出数量、設備の新増設等に関する事業計画を提出させること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、示された目安に応じた事業計画を作成し、それに従って事業活動を行うことを決定することになるおそれがある。

- ③ 構成事業者の個々の取引における数量等通常各事業者の営業上の秘密とされている事項について事業者団体を通じて報告を求めること。

このような行政指導により、当該事業者団体が取りまとめに当たり、構成事業者の生産・販売数量、輸入・輸出数量等を決定することになるおそれがある。

- ④ 短期の需給見通しの作成に当たって、事業者間又は事業者団体において、供給計画に関する意見交換等を行わせること。

需給見通しを作成するに当たって、行政機関が個別の事業者から聴取する限りでは問題はないが、このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、生産・販売数量等を決定することになるおそれがある。

- ⑤ 設備投資又は設備廃棄の時期又は規模に関し輪番制等の具体的な目安を示して指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、設備投資等について決定することになるおそれがある。

- ⑥ 個々の事業者が自主的判断で決定することとされている生産・販売数量、輸入・輸出数量、設備の新増設等について事前届出制が採られている場合に、具体的な目安を示して届出事項について指導したり、事業者間又は事業者団体で調整をさせたり、事業者団体に一括して届出をさせたり、事業者団体を經由して届出をさせること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、届出事項である数量等について決定することになるおそれがある。

(4) 営業方法、品質・規格、広告・表示等に関する行政指導

営業方法、品質・規格、広告・表示等は、事業者が創意工夫を発揮して行う重要な競争手段であり、行政機関は、法令に具体的な規定がない営業方法、品質・規格、広告・表示等に関する行政指導により、これらの事項についての事業者の活動が不当に制限され、公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。

法令の遵守、不正行為の防止等の社会公共への配慮、取引の透明性の確保、保健衛生の向上、安全性の向上等の観点から行政機関が営業方法、品質・規格、広告・表示等に関して、

具体的に制限したり、事業者又は事業者団体に対して自主規制を行うよう指導することがある。また、商品の生産若しくは流通又は役務の供給の合理化のために、行政機関が品質・規格等に関して、具体的に制限したり、事業者又は事業者団体に対して標準化を図るよう指導することがある。これらの行政指導は、原則として、独占禁止法との関係において問題となるものではないが、当該行政指導を受けて事業者が共同して、又は事業者団体が決定した基準等が、需要者の利益を不当に害し、又は構成事業者等にその遵守を強制するものであれば、事業者又は事業者団体の当該基準等の決定は独占禁止法上問題となることから、行政機関は、この点に十分留意する必要がある。

また、行政機関が営業方法、品質・規格、広告・表示等に関して指導する場合において、事業者が共同して、又は事業者団体が、当該行政指導を受けて価格等の取引条件についてまで決定すれば、遵守を強制するものでなくても、当該決定は独占禁止法上問題となるので、この点についても十分留意する必要がある。

3 許認可等に伴う行政指導についての独占禁止法上の考え方

事業分野によっては、参入・退出、価格、数量、設備等に関して、許認可等により規制が行われていることがある。このような許認可等による規制は、法令に規定された要件のみに基づき行われるべきであり、行政機関は、当該要件を超えた観点を加えて許認可等の運用をすることにより事業者の自由な事業活動が制限され、公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。また、参入・退出、価格、数量、設備等について法令の規定により届出が義務付けられている場合もあるが、届出を許認可等の申請と事実上同様に取り扱うことにより、これらの事項について事業者の自由な事業活動を制限することも同様である。

行政機関が法令に規定された許認可等の運用に当たって行政指導を行う場合であっても、当該行政指導の内容や方法によっては、事業者又は事業者団体による独占禁止法違反行為を誘発する場合があります。行政機関は、特に、許認可等を背景とする行政指導は、事実上強制力を有しやすいことに留意する必要がある。行政機関が法令に規定された要件に照らして事業者の許認可等の申請内容の変更等を個別に指導すること自体は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるものではないが、事業者又は事業者団体に対し許認可等の申請内容又は手続に関与するよう指導する場合には、事業者又は事業者団体による独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第三条、第八条第一号・三号・四号）。

例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある。

- ① 参入の許認可等の申請に際し、当該事業分野の既存事業者若しくは事業者団体の同意を得ることを求め、又は参入の条件についてこれらのものと調整するよう指導すること。

このような行政指導により、当該既存事業者が共同して、又は事業者団体が、参入の同意を拒否することにより新規参入を断念させ、当該事業分野の事業者の数を制限し、又は参入しようとする事業者の事業活動を不当に制限する条件を付すことになるおそれがある。

- ② 参入の許認可等の申請に際し、既存事業者との利害調整の観点から、当該事業分野の事業者団体に加入するよう指導すること。

このような行政指導により、当該事業者団体が、加入を拒否することにより新規参入を断念させ、当該事業分野の事業者の数を制限し、又は加入に当たり参入しようとする事業者の事業活動を不当に制限する条件を付すことになるおそれがある。

- ③ 複数の事業者から参入の許認可等の申請がある等の場合に、申請事業者間又は当該事業分野の事業者団体等において調整するよう指導すること。

許認可等の要件の一つとしていわゆる需給調整条項が法令に規定されている場合であっても、このような指導を受けて申請事業者間又は当該事業分野の事業者団体等において行われる調整行為は、独占禁止法に違反するおそれがある。

- ④ 法律上個々の事業者が自主的な判断で行うこととされている価格等に関する許認可等の申請について、構成事業者の委任を受けて事業者団体が一括して申請するよう指導すること。

このような行政指導により、事業者団体が許認可等の申請内容について決定することになるおそれがある。

- ⑤ 法律上個々の事業者が自主的な判断で行うこととされている価格等に関する許認可等の申請について、事業者間又は事業者団体が調整をさせ、当該事業分野の事業者団体を經由し、又は既存事業者若しくは事業者団体の同意を得た上で申請するよう指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、許認可等の申請内容について決定することになるおそれがある。

(別添)

価格カルテルと行政指導に関する政府統一見解（第七十二回国会衆議院予算委員会（昭和四十九年三月十二日）吉国内閣法制局長官の答弁）

価格カルテルと行政指導に関する見解として申し上げます。

第一に、価格は、本来市場における需給関係を基準として、事業者の自由な競争によって決まるべきものでございますから、事業者がカルテルによって価格操作を行なうことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二条第六項の「不当な取引制限」に該当いたしますし、認めるべきでないことは当然でございます。

第二に、一方、最近のように、物価抑制が最大の国民的な課題となっておりますことを考慮いたしますならば、物資所管官庁が価格抑制の観点から、価格に関する行政指導を行なうことは必要やむを得ないものと考えられまして、その根拠は各省設置法に求めることができます。

たとえば通商産業省設置法第三条第二号、石油につきましては第三十六条の七第一号でございます。

第三といたしまして、ただ、価格に関する行政指導が認められるとは申しまして、指導を受けました事業者がさらに共同して価格操作を行うことがございますならば、先ほど一に述べましたと同様に、認めるべきでないことはいうまでもございません。

事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（抄）

平成 7 年 10 月 30 日
公正取引委員会
最終改正 令和 2 年 12 月 25 日

はじめに

1 本指針の趣旨

(1) 独占禁止法の目的

独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号））は、事業者が、私的独占、不当な取引制限、不公平な取引方法等の行為を行うことを禁止するとともに、事業者の結合体である事業者団体が競争制限的な又は競争阻害的な行為を行うことを禁止し、こうした行為が行われた場合にはこれを排除することにより、公正かつ自由な競争を促進することを目的としている。

(2) 本指針の趣旨

本指針は、事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて、具体的な活動の例を挙げながら明らかにすることによって、事業者団体による独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、その適正な活動に役立てようとするものである。

2 本指針の構成等

(1) 本指針の構成

本指針中、第 1 では、事業者団体のどのような行為が独占禁止法で禁止されているか、また、違反行為に対してはどのような措置等が採られることとなるか、あるいは事業者団体の適用除外制度等、事業者団体に係る独占禁止法の規定がどのようなものであるかを示している。

第 2 では、これまでの公正取引委員会の法運用の経験に基づき、事業者団体の実際の活動に即して、主要な活動類型ごとに、独占禁止法の定めるところとの関係について、参考例を挙げながら考え方を示している。

この第 2 の参考例において、

- ① 「原則として違反する」ものとして挙げられている行為は、これまでの審決における違反行為の内容を整理したところに基づき、行為の内容から見て、それ自身が競争制限的な又は競争阻害的な行為と評価されるものであり、その記述に該当する行為が行われた場合には、独占禁止法の関係規定に原則として違反すると考えられるものである。
- ② 「違反となるおそれがある」ものとして挙げられている行為は、行為の内容、態様

等から見て、それ自体で直ちに違反とまでは評価されないが独占禁止法上問題となり得るものである。その記述に該当する行為については、当該事業者団体の市場での位置付け、行為の行われた状況等のいかんによっては違反となるおそれがあり、又は違反行為に伴って行われるおそれがあり、若しくは違反行為につながるおそれがあると考えられるものである。

- ③ 「原則として違反とならない」ものとして挙げられている行為は、それ自体では原則として違反とならないと考えられるものである。

(2) 本指針の記述の性格

本指針は、事業者団体の実際の活動と独占禁止法との関係について、できるだけ分かりやすく示そうとしたものであって、本指針中で挙げている参考例はあくまでも類型化された例示である。さらに、参考例等に付された〈具体例〉及び〈違反とされた具体例〉は、各参考例等の記述についての具体的な理解を助けるために、これまでの審決における違反行為を例示として挙げたものであり、また、参考例等に付された〈例〉は、同じく各参考例等の記述についての具体的な理解を助けるために、仮定の行為を例示として挙げたものである。本指針中に示されていないものを含め、事業者団体の具体的な行為が違反となるかどうかについては、独占禁止法の規定に照らして、個々の事案ごとに判断されるものであることはいふまでもない。

(3) 本指針の表記上の注意点

- ① 本指針中で、例えば、「法第8条第1号」と記述している箇所については、独占禁止法第8条第1号を表している。
- ② 本指針の第2において、参考例の記述では、いずれも事業者団体が主体である行為を挙げているが、記述の簡略化のため、「事業者団体が」という主体を示す記述を省略している。
- ③ 同じく第2において、参考例、〈具体例〉、〈違反とされた具体例〉及び〈例〉の記述中では、記述の簡略化のため、「事業者団体」を単に「団体」と表記している。
- ④ 同じく第2において、参考例等の末尾に「(§ 8—1, § 8—4)」等と記述している箇所（7, 8, 11, 12）については、その記述に関して主に念頭に置いている独占禁止法の規定を、略記号を用いて記したものである。（例えば、§ 8—1とあるのは、法第8条第1号を略したものである。）
- ⑤ 同じく第2において、「需要者」という用語を用いている箇所（7, 8, 9）については、商品又は役務を供給する側に立った事業者団体の活動を念頭に置いて記述しているが、商品又は役務の供給を受ける側に立った事業者団体の活動に関しても、該当箇所の記述中の「需要者」を「供給者」と読み替えた上で、同様の考え方が当てはまる。

⑥ 同じく第2において、「中小企業者の団体」が行う行為を記述している箇所(10)については、主として中小企業者を構成員とする事業者団体が、構成員である中小企業者を対象として行う活動を、念頭に置いている。

(4) 本指針の策定に伴い、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(昭和54年8月27日公表)は、廃止する。

第1 事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要

1 独占禁止法の基本理念と事業者団体

独占禁止法の基本理念は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することにある(法第1条)。

このために、事業者団体による競争の実質的な制限、事業者の数の制限、構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。)の機能又は活動の不当な制限、事業者に不公正な取引方法を用いさせるようにする行為等を禁止している(法第8条)。

2 事業者団体とは

「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む(法第2条第2項)。

- ① 2以上の事業者が社員(社員に準ずるものを含む。)である社団法人その他の財団法人
- ② 2以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団
- ③ 2以上の事業者を組合員とする組合又は契約による2以上の事業者の結合体

具体的には、〇〇工業会、〇〇協会、〇〇協議会、〇〇組合といった団体や〇〇連合会といったこれら団体の連合体が事業者団体に当たる。

ここで「事業者としての共通の利益」とは、構成事業者の経済活動上の利益に直接又は間接に寄与するものをいい、事業者個々の具体的利益であるか、業界一般の利益であるかは問わない。この点から、2以上の事業者の結合体であっても、事業者としての共通の利益の増進を目的に含まない学術団体、社会事業団体、宗教団体等は事業者団体に当たらない。

「主たる目的」とは、いくつかの目的のうち主要なものをいい、定款、規約等で定められている目的にとらわれず、その活動内容等から実質的に判断される。

「2以上の事業者の結合体」という場合の「事業者」には、事業主体のみならず、その利益のために活動する役員、従業員、代理人等も含まれる(法第2条第1項)。したがって、

例えば、各会社の役員あるいは部課長をメンバーとする継続的な集まりも、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とするものであれば事業者団体に当たる。

一定の資格を有する者又は自由業に属する者については、それらの者が業として経済活動を行う場合には「事業者」に該当し、その結合体は事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とするものであれば事業者団体に当たる。

なお、2以上の事業者の結合体又はその連合体であっても、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものは、それ自体事業者であって、事業者団体に当たらないものとされている（法第2条第2項ただし書）。他方、これに該当せず、事業者団体であって、事業者としての性格を併せ持つときに、自ら主体となって事業を行う場合には、当該事業に係る行為に対しては、独占禁止法の事業者に関する規定が適用される。

3 禁止されている行為

法第8条は、事業者団体の次の行為を禁止している。

(1) 「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」（第1号）

事業者団体が、構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務に関し価格の決定、維持若しくは引上げ又は数量の制限を行い、また、構成事業者に係る顧客・販路、供給のための設備等について制限し、あるいは新規事業者の参入制限等を行い、これにより一定の取引分野（市場）における競争を実質的に制限することが、本号に該当する。

(2) 「第6条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること」（第2号）

事業者団体が、外国の事業者又は事業者団体と不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定（契約）を締結することで、具体的には、国際的な価格協定や市場分割協定等を締結することが、本号に該当する。

(3) 「一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること」（第3号）

事業者団体が、一定の事業分野に新たに事業者が参入することを阻止し、又は既存の事業者を排除することによって当該事業分野における事業者の数を制限することが、本号に該当する。

(4) 「構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること」（第4号）

事業者団体が、構成事業者の事業活動に関して制限を加え、公正かつ自由な競争を阻害することが、一般的に本号に該当する。

(5) 「事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること」（第5号）

事業者団体が、事業者（構成事業者以外の事業者も含まれる。）に、取引拒絶、差別取扱い、排他条件付取引、拘束条件付取引、競争者に対する取引妨害等の不公正な取引方法に該当する行為をさせるように強制し、又は働きかけることが、本号に該当する。

具体的には、非構成事業者と取引しないようにその取引先に圧力を加える行為や安売業者に對し出荷停止等の不利益措置を講じるようその取引先に圧力を加える行為などが挙げられる。

(注) 「不正な取引方法」とは、法第2条第9項第1号から第5号までの各号の一に該当する行為のほか、同項第6号イからヘまでのいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものである。

法第2条第9項第6号に基づき指定された不正な取引方法には、すべての業種に適用されるものと特定業種にのみ適用されるものとがある。前者は、「不正な取引方法」(昭和57年公正取引委員会告示第15号。以下「一般指定」という。)で指定されている。後者は、特殊指定と呼ばれ、現在、大規模小売業等3業種を対象にして指定されている。

4 排除措置

- (1) 法第8条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、事業者団体に対し、当該行為の差止、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる(法第8条の2第1項)。
- (2) 公正取引委員会は、事業者団体による法第8条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、事業者団体に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる(法第8条の2第2項)。
- (3) 公正取引委員会は、事業者団体に対し、(1)又は(2)に規定する措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者に対しても、所要の措置を命ずることができる(法第8条の2第3項)。

5 課徴金 (略)

6 刑罰 (略)

7 事業者団体に対する独占禁止法の適用除外制度 (略)

第2 事業者団体の実際の活動と独占禁止法

- (1) 事業者団体の活動は、当該産業に対する社会公共的な要請への対応、消費者理解の増進等多様な目的の下に、教育・研修、情報の収集・提供、政府への要望や意見の表明等種々のものがある。広範な事業者団体の活動の中で、独占禁止法が問題とするのは、事

業者間の競争を制限し、又は阻害するおそれがある活動である。

事業者団体の活動が事業者の事業活動に何らかの制限を加える場合には、独占禁止法上の問題を生じないかどうかについて検討する必要がある。

- (2) 事業者団体が、事業者の事業活動の諸要素のうち、事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量、取引に係る顧客・販路、供給のための設備等重要な競争手段である事項について制限することは、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものである。また、事業者団体が、新たな事業者の参入を制限し、又は既存の事業者を排除する活動を行うことも、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものである。

下記「1 価格制限行為」から「5 参入制限行為等」までで具体的に挙げられるような制限行為により市場における競争を実質的に制限する（注）ことは法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、これらの制限行為は原則として法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反する。

事業者団体によるこのような制限行為が原則として違反とされるのは、その行為の具体的な形態や手段・方法のいかんを問わない。また、同じくこのような行為が原則として違反とされるのは、行為の理由のいかんを問わないのであって、妥当な価格水準にするためとか、商品又は役務の質を確保するためとか、受注の均等化を図るためといった理由によって正当化されるものではない。

（「1 価格制限行為」～「5 参入制限行為等」参照）

- （注） 「競争を実質的に制限するとは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう」（東京高等裁判所昭和28年12月7日判決）。

- (3) 事業者団体が、事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすることは、法第8条第5号の規定に違反する。

（「6 不公正な取引方法」参照）

- (4) 事業者団体が、商品又は役務の種類、品質、規格等や営業の種類、内容、方法等について制限することは、市場メカニズムに及ぼす影響が上記(2)の価格等に係る制限に比べれば直接的であるとは必ずしもいえないが、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反するかどうかが問題となる。また、このような制限行為により市場における競争を実質的に制限し法第8条第1号の規定に違反する場合もあり得る。

事業者団体が、社会公共的な目的等に基づいて構成事業者の事業活動について自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせるような活動（自主規制）等については、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多い。しかしながら、自主規制等の活動の内容、態様等によっては、多様な商品又は役務や営業方法の提供等に係る競争を阻害又は制限することとなる場合もある。

（「7 種類、品質、規格等に関する行為」及び
「8 営業の種類、内容、方法等に関する行為」参照）

- (5) 事業者団体の当該産業に関する諸情報を収集・提供する活動（情報活動）、構成事業者の経営上の知識等に係る相対的な不足を補うため経営上の指導を行う活動（経営指導）や構成事業者の共同による事業活動としての性格を持つ事業（共同事業）の中には、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多い。

しかしながら、情報活動については、事業者団体が、価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、構成事業者との間で情報を収集・提供し、又は構成事業者間の情報交換を促進する場合には、その内容等によって、上記(2)のような競争制限行為につながり、又はこれらに伴うものとして独占禁止法上問題となり得る。

（「9 情報活動」参照）

経営指導についても、価格等重要な競争手段の具体的な内容について目安を与えるような指導を行うことは、上記(2)のような競争制限行為につながり、又はこれらに伴うものとして独占禁止法上問題となり得る。

（「10 経営指導」参照）

また、共同事業については、特に共同販売のように価格等重要な競争手段が共同事業の中で決定されるような事業は、参加事業者の市場シェア等によっては競争制限行為に当たり独占禁止法上問題となり得る。

（「11 共同事業」参照）

- (6) 事業者に対する公的規制は種々の社会的目的等の下に設定されているが、一方で事業者間の競争に一定の制約を加える効果を伴う。公的規制分野の中で行われるべき競争について、あるいは、規制が緩和された結果回復されるべき競争について、事業者団体が制限することは、上記(2)のような競争制限行為に当たるものであり、是認されない。

また、行政との関係で、例えば公的事業の実施のための業務等が委託され、あるいは行政指導を受けたことを背景に、事業者団体による競争制限行為が行われるようなことがないよう留意を要する。

（「12 公的規制、行政等に関連する行為」参照）

- (7) なお、事業者団体についても、事業者としての性格を併せ持つときに、自ら主体となって事業を行うに際して、他の事業者と共同して不当な取引制限に当たる行為を行い、あるいは不公正な取引方法を用いるような場合には、それぞれ、法第3条あるいは第19条の規定に違反することとなる。

（「6 不公正な取引方法」等参照）

また、事業者団体の場において、情報交換活動等を通じて、事業者が不当な取引制限をする場合には、それら事業者の行為が法第3条の規定に違反することとなる。

（「9 情報活動」参照）

- (8) 事業者団体が、競争制限等に関する意思形成に際して、事業者団体としての「決定」

を行うが、この「決定」は、事業者団体の正規の意思決定機関の議事を経た明示の決定のようなものに限られず、事業者団体の意思形成と認められるものであれば、慣行等に基づく事実上の決定も含まれる。

(注) 例えば、ある事業者団体で、規程上は意思決定機関でない委員会、部会等における決定や合意が、慣行上同団体による決定として扱われているような場合には、これら決定や合意は事業者団体の決定に当たる。

- (9) 以下では、上記のような観点から、「1 価格制限行為」から「12 公的規制、行政等に関連する行為」までに分けて、主要な活動類型ごとに、それぞれ事業者団体の活動と独占禁止法の定めるところとの関係について、実際の活動例に即して、その考え方を示す。

1 価格制限行為

事業者団体が、次のような価格に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号又は第5号の規定に違反する。

1—1	(価格等の決定)	○ 構成事業者が供給し、若しくは供給を受ける商品若しくは役務の価格を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定すること。
1—2	(再販売価格の制限)	○ 事業者が供給する商品について、事業者に再販売価格の拘束（法第2条第9項第4号）に当たる行為をさせるようにし、構成事業者に再販売価格の維持を励行させ、再販売価格を決定し、その他再販売価格に関する制限を行うこと。 〈具体例〉 X手編・手芸系卸売業者団体事件（昭和44年（勸）第4号）では、構成事業者に、小売店に対して最低販売価格を厳守するよう伝えさせるとともに、廉売した小売店に取引中止をほのめかす等させたことが、一般指定の8（現行法第2条第9項第4号）に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第8条第1項第5号（現行法第8条第5号）違反とされた。 Yレコード等製造業者団体事件（昭和55年（勸）第4号）では、構成事業者に、割引販売を取りやめない小売業者に対して出荷を停止させる等によりレコード等の再

販売価格の維持を励行させたこと等が、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。

Ｚ牛乳製造業者団体事件（昭和57年（勸）第2号）では、構成事業者の取引先である量販店の牛乳の最低小売価格を定め、構成事業者が量販店に対しこれを遵守するよう要請すること等を決定したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

(1) 価格制限行為の具体的な形態や手段・方法

価格等の決定（1—1）又は再販売価格の制限（1—2）（以下この章において「価格制限行為」という。）の行為の具体的な形態や手段・方法は多様であり、例えば次のようなものがあるが、価格制限行為が原則として違反とされるのは、その行為の具体的な形態や手段・方法のいかんを問わない。

1—(1)—1 （最低販売価格の決定）

○ 最低販売価格を決定すること。

〈具体例〉

×液化石油ガス用メーター製造業者等団体事件（平成4年（勸）第24号）では、構成事業者の家庭用マイコンメーターの販売価格の維持対策として最低販売価格を決定したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

Ｙ浄化槽用プロワ製造業者等団体事件（平成2年（勸）第17号）では、構成事業者の小型浄化槽用プロワの最低販売価格を決定したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

1—(1)—2 （値上げ率等の決定）

○ 値上げ率や値上げ幅を決定すること。

〈具体例〉

×学校アルバム製造業者団体事件（平成3年（勸）第10号）では、構成事業者の平成2年度の学校アルバム価格を前年度価格から15パーセント引き上げることを選定したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

Ｙ路面標示用塗料製造業者等団体事件（平成4年（勸）第32号）では、構成事業者の溶融式塗料の販売価格をキログラム当たり16円を目途に引き上げることを選定したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

1—(1)—3 (標準価格等の決定)	○ 標準価格、目標価格等価格設定の基準となるものを決定すること。 〈具体例〉 ×プロパンガス販売業者団体事件(昭和52年(勤)第14号)では、構成事業者全員に出席を求めて開催した「説明会」において、3種類の類似した標準料金表を配布し、これら料金表のいずれかに準じてプロパンガスの小売価格の引上げを図るよう説明し、出席者の了解を得たことが、価格引上げの決定に当たるとして、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。
1—(1)—4 (共通の価格算定方式の設定)	○ 具体的な数値、係数等を用いて構成事業者に価格に関する共通の具体的な目安を与える価格算定方式を設定すること。 〈具体例〉 ×食肉処理業者等団体事件(平成4年(勤)第14号)では、構成事業者の肉豚の購入価格の取決めの際に用いる豚枝肉の建値として、甲、乙及び丙市場の豚枝肉の卸売価格を、それぞれ、50パーセント、30パーセント、20パーセントの割合で加重平均したものとすることを決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。
1—(1)—5 (需要者渡し価格等の決定)	○ 構成事業者が商品を販売業者に供給する際の価格の設定の基準となる当該商品の需要者渡し価格、小売価格等を決定すること。 〈具体例〉 ×中性無水芒硝生産業者等団体事件(昭和60年(勤)第3号)では、構成事業者が販売業者を通じて需要者に中性無水芒硝を供給する場合には、需要者渡し価格から販売業者の販売口銭相当額を差し引いたものを自らの販売価格としている状況で、構成事業者の中性無水芒硝の需要者渡し価格の引上げを決定したことが、構成事業者に中性無水芒硝の販売価格を引き上げさせているものとして、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。 Y写真機製造業者等団体事件(昭和36年(勤)第1号)

	では、写真機業界においては、構成事業者の写真機の販売価格が小売定価に一定の比率を乗じて決められるとの慣行が認められる状況で、写真機の小売定価を決定したことが、構成事業者の写真機の販売価格を決定したものとして、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。
1—(1)—6 （団体による価格交渉等）	○ 構成事業者とその取引の相手方との価格に関する交渉を、団体で行い、又は構成事業者に共同して行わせること。

(2) 価格制限行為とその実施を確保するための行為

価格制限行為は、その実施を確保するための次のような行為を伴う場合があり、そのような場合には、価格制限行為とこのような行為とが一体として原則として違反となるが、価格制限行為は、このような行為を特に伴わないでも、原則として違反となる（注1）（注2）。

（注1） 以下で記す数量制限行為、顧客、販路等の制限行為、設備又は技術の制限行為、参入制限行為等の競争制限行為の実施を確保するために、例えば、1—(2)—1や1—(2)—3に類似するような行為が行われることがあり得るが、その場合にも、ここで記した考え方が当てはまる。

（注2） なお、価格制限行為の実施を確保するための行為は、それ自体独立で違反となる場合があり（法第8条第4号又は第5号）、例えば、1—(2)—1に記すように、事業者団体が価格制限行為に協力しない事業者に対する取引拒絶を事業者にさせるようにすれば、その行為は、価格制限行為と切り離してそれ自体として見て、法第8条第5号の規定の違反となり得る行為である。

1—(2)—1 （価格制限行為への協力の要請、強要等）	○ 事業者に対して、価格制限行為の内容に従うよう要請、強要等を行い、又は価格制限行為に協力しない事業者に対して、取引拒絶、団体内部における差別的な取扱い、金銭の支払、団体からの除名等の不利益を課すこと。 〈具体例〉 Xワイヤーロープ製造業者団体事件（昭和55年（働第5号））では、ワイヤーロープの規格別の販売価格を記載した「統一価格表」を作成し、構成事業者のワイヤーロープの販売価格を引き上げること及び同価格表の価格の一定割合を下回る価格による取引を行ってはならないこと等を決定するとともに、その実効を確保するため、供託金制度を設け、最低販売価格の違反等に対して、取
--------------------------------	---

	引の辞退，供託金の没収等の制裁を課する旨を決定したことが，法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。 Yタクシー事業者団体事件（昭和57年（勸）第16号）では，タクシー運賃等の引上げについて，構成事業者の認可申請すべき内容を決定し，これに基づいて構成事業者に認可申請をさせるとともに，当該決定に従った認可申請を行わない構成事業者に対して脱会措置を採ったことが，法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。
1—(2)—2 （安値品の買上げ）	○ 価格制限行為の内容の実施を確保するため，安値品の買上げを，団体として行い，又は構成事業者に行わせること。 〈具体例〉 X補修用タイヤ販売業者団体事件（昭和45年（勸）第10号）では，構成事業者の一般夏タイヤの販売価格の引上げを決定するとともに，この決定の実効をはかるため，安値品の買上げ制度を実施したことが，法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。 Y牛乳製造業者団体事件（昭和57年（勸）第2号）では，構成事業者の取引先である量販店の牛乳の最低小売価格を定め，構成事業者が量販店に対しこれを遵守するよう要請すること等を決定し，この決定に基づき，構成事業者が量販店に要請するとともに，この要請にもかかわらず最低小売価格以下で牛乳を販売している量販店については，その店頭に赴いて当該牛乳の買取りを行ったことが，法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。
1—(2)—3 （価格制限行為の監視のための情報活動）	○ 価格制限行為の内容の実施を監視するために，取引価格，取引先等構成事業者の事業活動の内容について，情報の収集・提供を行い，又は構成事業者間の情報交換を促進すること。 〈具体例〉 X浄化槽用プロワ製造業者等団体事件（平成2年（勸）第17号）では，構成事業者の小型浄化槽用プロワの最低販売価格を決定するとともに，その決定の実効を確保す

るため、構成事業者にその取引先である浄化槽製造業者及び代理店の名簿を提出させ、これを各構成事業者に配布し、さらに、構成事業者に価格引上げのために行っている得意先との交渉状況等を報告させる等したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

Yアスファルト合材製造業者団体事件（昭和62年（勤）第1号）では、構成事業者のスポット業者向けアスファルト合材の最低販売価格を決定するとともに、その決定の実効を確保するため、スポット業者からのアスファルト合材の発注物件について、当該団体に、受注を希望する構成事業者を登録させるとともに、その契約実績を報告させる等したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

(3) 価格制限行為における「価格」

価格制限行為における「価格」は、料金、手数料、金利等その名称や形態のいかんを問わず商品又は役務の対価であるものを指しており、割戻し、値引等実質的に価格の構成要素となるものを含む。

〈具体例〉

Xほか自動車整備業者等団体事件（昭和57年（勤）第15号）では、構成事業者の自動車継続検査手続代行料金の引上げを決定したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

Y家庭用電気器具製造販売業者団体及びZ家庭用電気器具小売業者団体等連合会事件（昭和32年（勤）第5号）では、Y団体が、家庭用電気器具の小売価格維持を図るため、Z連合会と協議の上、販売業者の利幅及び製造業者が販売業者に供与する歩もどしの率の限度等を決定したことが、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。

2 数量制限行為

事業者団体が、次のような数量に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号の規定に違反する。

2—1	(数量の制限)	○ 構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の数量を制限すること。 〈具体例〉 ×衛生陶器製造業者団体事件（昭和48年（勸）第14号）では、構成事業者の衛生陶器の販売価格を一定額を目途に引き上げること、構成事業者は各自の月別出荷数量を前年同月の出荷数量に一定の率を乗じた数量（割当数量）に制限すること等を決定したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。 ×メタノール・ホルマリン製造業者団体事件（昭和46年（勸）第36号）では、メタノールの国内向け総販売量及び構成事業者ごとの販売量を決定したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。
-----	---------	--

数量の制限（2—1）の行為の具体的な形態や手段・方法は多様であり、例えば次のようなものがあるが、数量の制限（2—1）が原則として違反とされるのは、その行為の具体的な形態や手段・方法のいかんを問わない。

2—1—1	(原材料の購入制限等による数量の制限)	○ 原材料の購入量制限、設備の運転制限等により、構成事業者の商品の生産又は販売、役務の提供等に係る数量を制限すること。 〈具体例〉 ×石油精製業者等団体事件（昭和49年（勸）第7号）では、構成事業者ごとの原油処理量を決定したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。
2—1—2	(数量の限度を示唆する基準の設定による数量の調整)	○ 個別の構成事業者の商品の生産又は販売、役務の提供等に係る数量の限度を具体的に示唆することとなるような基準を設定することにより、数量を調整すること。 〈具体例〉 ×羊毛紡績業者団体事件（昭和49年（勸）第43号）では、梳毛糸の生産数量を調整し、市場安定を図るため、四半期ごとに当該四半期の始まる月の前々月に開催される役員会において、梳毛糸の需要量を予測し、これを基礎に生産目標量を設定し、次いで構成事業者から当該期の生産計画を提出させ、当該期の始まる前月に開催される役員会で前記生産計画を検討の上、前記生産目標量に見合ったものと判断されるときはこれを承認し、見合っ

たものと判断されないときは生産計画の再提出を求めて再検討するという制度化された方法により、構成事業者の生産する梳毛糸の四半期ごとの生産数量を決定したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

3 顧客、販路等の制限行為

事業者団体が、次のような顧客、販路等に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号の規定に違反する。

3—1 (取引先の制限)

○ 各構成事業者が他の事業者の顧客と取引しないことを決定する等により、構成事業者の取引先を制限すること。
〈具体例〉

Ⅹ牛乳販売業者団体事件（昭和44年（勸）第16号）
では、構成事業者は他の牛乳販売業者の販売価格を下回る価格でその得意先を獲得しないこと及びこれに違反して得意先を獲得したときは構成事業者はその得意先をもとの牛乳販売業者に返還することを決定するとともに、構成事業者の得意先を獲得した非構成事業者をして当該得意先を構成事業者に戻させたことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

Ⅺ事業廃棄物処理業者等団体事件（平成3年（勸）第19号）では、構成事業者間の顧客の争奪を抑制するため、構成事業者は、相互に、他の構成事業者が既に取り引している顧客を尊重し、当該顧客に対する積極的な営業活動を行わないことを決定したことが、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。

Ⅻプロパンガス販売業者団体事件（昭和46年（勸）第42号）では、構成事業者間の取引先の移動を規制するため、他の構成事業者の取引先に販売した者から補償金を徴する制度を設け、構成事業者の販売の相手方を制限したことが、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。

Ⅼ印刷用彫刻ゴム製版業者等団体事件（昭和43年（勸）第8号）では、構成事業者によるその販売先の登録申請を行わせ、新規販売先の登録に際し、すでに他の構成事業者

		が当該販売先を登録している場合は、既登録者優先を原則として当該団体においてその調整を行うこと等を決定したことが、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。
3—2	（市場の分割）	○ 構成事業者別に、事業活動を行う地域や商品又は役務の種類等の範囲を制限すること。 〈例〉 ① 販売業者の団体が、構成事業者別にその販売地域を限定し、市場を地域によって分割すること。 ② 製造業者の団体が、構成事業者別にその製造する商品の種類を限定し、市場を商品の種類によって分割すること。
3—3	（受注の配分、受注予定者の決定等）	○ 構成事業者間で、受注を配分し、又は受注予定者若しくは受注予定者の選定方法を決定すること。 〈具体例〉 ×埋立工事業者団体事件（平成元年（勸）第5号）では、空港島護岸築造工事の建設工事共同企業体から受注する山砂海送工事について、構成事業者の工区別山砂投入数量を定めこれをもって受注先別受注量とすることを決定するとともに受注単価を決定したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。 Y建設業者団体事件（平成6年（勸）第28号）では、甲市が指名競争入札の方法により発注する土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事について、受注を希望する者（受注希望者）が1名のときは当該受注希望者を当該工事を受注すべき者（受注予定者）とし、受注希望者が複数のときは、受注希望者間の話し合い等により受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注することができるように協力するという方法により、構成事業者に、受注予定者を定めさせ、受注予定者が受注できるようにさせることを決定したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

受注の配分、受注予定者の決定等（3—3）に該当するものとしていわゆる入札談合があるが、入札に係る事業者及び事業者団体の活動と独占禁止法との関係に関する考え方に

については、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成6年7月5日公表）を参照されたい。

4 設備又は技術の制限行為

事業者団体が、次のような設備又は技術に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号の規定に違反する。

4—1	(設備の新増設等の制限)	○ 構成事業者が商品又は役務を供給し、又は供給を受けるための設備について、その新設、増設若しくは廃棄に係る内容又はその稼働量を制限すること。 〈具体例〉 Xバス事業者団体事件（平成元年（勸）第9号）では、貸切バスの増車に係る事業計画変更の認可申請について、構成事業者の増車申請車両数の枠を決定し、これに基づいて認可申請させたことが、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。 Yポリオレフィンフィルム製造業者団体事件（昭和50年（勸）第2号）では、法律に基づいた製造設備の運転制限及び新設禁止を内容とする調整規定の失効後の市況対策として、構成事業者は当該団体が認めた場合を除き製造設備を新たに設置しないこと及び製造設備の更新の場合には新設備の生産能力が当該団体の決定した生産能力をこえない範囲内で行うこと等を決定したことが、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた Z紙製造業者団体連合会事件（昭和48年（勸）第1号）では、構成員は当該連合会が一定期間ごとに定めた日数を目途としてコーテッド紙の塗工機を運転休止することを決定するとともにコーテッド紙の販売価格の引上げを決定したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。
4—2	(技術の開発又は利用の制限)	○ 構成事業者が行う技術の開発又は利用を不当に制限すること。

研究開発の共同化及びその実施に伴う取決めに關する独占禁止法上の考え方については、「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（平成5年4月20日公表）を参照されたい。

5 参入制限行為等

事業者団体が、次のような参入制限等に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反する。

5—1	(参入制限等)	○ 例えば、下記5—1—1から5—1—3までに挙げるような行為により、新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、又は既存の事業者を排除すること。
5—1—1	(商品又は役務の供給制限)	○ 構成事業者や構成事業者の取引先事業者に、特定の事業者に対する商品又は役務の供給の制限をさせるようにすること。 〈具体例〉 X生コンクリート製造業者団体事件（昭和56年（判）第2号）では、当該団体の地区内で生コンクリートの製造設備の新增設を計画している非構成事業者に対してセメントを供給することのないようセメント製造業者に要請し、非構成事業者による生コンクリートの製造設備の新增設を阻止したことが、法第8条第1項第3号（現行法第8条第3号）違反とされた。
5—1—2	(商品又は役務の取扱い制限)	○ 構成事業者や構成事業者の取引先事業者に、特定の事業者が供給する商品又は役務について、その供給を受けることの制限をさせるようにすること。 〈例〉 ① 販売業者を構成事業者とする団体が、輸入品を排除するために、構成事業者が輸入品を供給する業者と取引することを禁止すること。 ② 製造業者を構成事業者とする団体が、構成事業者の競争者の新規参入を妨げるために、構成事業者の取引先である販売業者に対し、新規参入者から商品の供給を受けないよう圧力を加えること。
5—1—3	(不当な加入制限又は除名)	○ 団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難な状況（注）において、不当に、団体への事業者の加入を制限し、又は団体から事業者を除名すること。

(1) 不当な加入制限に当たるおそれが強い行為

事業者団体が、例えば次のような事業者団体への加入条件に係る行為をすることは、上記5—1—3における「不当に、団体への事業者の加入を制限」することに当たるおそれが強いことから、事業者団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難な状況（注）においては、違反となるおそれが強い。

5—1—3—① (過大な入会金等の徴収)	○ 社会通念上合理性のない高額に過ぎる入会金や負担金を徴収すること。 〈違反とされた具体例〉 ×医師会事件（昭和55年（勤）第7号）では、当該医師会に加入せずに独自に開業する場合には、学校医への推薦、優生保護法に基づく指定医師の指定の申請に係る業務、関係行政機関からの通達等の伝達等業務上必要な便宜の供与が受けられず、また、診療面で他の開業医の協力を求め難いこと等から、当該医師会に加入しないで開業医となることが一般に困難な状況の下で、地区内での病院又は診療所の開設を制限するとともに、その開設制限を強化するため、開業医として入会する者から徴収する入会金の額を従来の倍額以上に引き上げることを決定したことが、法第8条第1項第3号及び第4号（現行法第8条第3号及び第4号）違反とされた。
5—1—3—② (店舗の数の制限等)	○ 一定地域における店舗等の数の制限や既存の店舗等と一定の距離を保つことを内容とする加入資格要件を設定すること。 〈違反とされた具体例〉 ×青果物販売業者団体事件（昭和40年（勤）第29号）では、卸売市場を開設している甲社、乙社及び丙社が当該団体に加入した者でなければ仲買人となないこととしていたため、当該団体に加入しなければ卸売市場から青果物を仕入れることができず、青果物の販売業を営むことが困難な状況において、当該団体への新規加入者の資格として、その店舗が既存構成事業者の店舗から300メートル以上の間隔があることを原則とする等の制限を設け、当該団体への加入を制限したことが、法第8条第1項第3号（現行法第8条第3号）違反とされた。
5—1—3—③	○ 団体への加入について、事業の地域、分野等について

〈直接的な競合関係にある事業者の了承等〉	特に直接的な競合関係にある構成事業者の了承、推薦等を得ることを条件とすること。 〈違反とされた具体例〉
5—1—3—④ (国籍による制限)	×医師会事件(昭和55年(勤)第7号)では、当該医師会に加入しないで開業医となることが一般に困難な状況の下で、地区内に病院又は診療所を開設等する場合には、当該医師会の承認を得させることとし、承認願には構成事業者の紹介を必要とし、また、承認の可否の決定に際しては開設予定地周辺の構成事業者の意見を特に重視すること等を決定したことが、法第8条第1項第3号及び第4号(現行法第8条第3号及び第4号)違反とされた。 ○「日本国法人」や「日本国籍を有する者」等国籍による制限を内容とする加入資格要件を設定すること。

- (注) 例えば、事業者団体が、事業活動に重要な影響のある公的事業の実施のための業務を委託された場合に、その実施に際して、非構成事業者を差別的に取り扱うような場合には、「事業者団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難な状況」が生じ得る。

(2) 加入条件等に係る行為でそれ自体としては問題とならないもの

なお、上記(1)に対して、事業者団体が、その設立目的や事業内容等に照らして合理的な内容の加入資格要件や除名事由を設定することは、それ自体としては、独占禁止法上問題となるものではない。

また、事業者団体が、社会通念上合理的な金額の入会金や合理的な計算根拠に基づいた負担金を徴収すること又は入会金や負担金の金額につき構成事業者間で企業規模等に応じて合理的な格差を設けることは、それ自体としては、独占禁止法上問題となるものではない。

6 不公正な取引方法

事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすることは、法第8条第5号の規定に違反する。

なお、事業者団体が、事業者としての性格を併せ持つときに、自ら主体となって事業を行うに際して不公正な取引方法を用いれば、法第19条の規定に違反する。

事業者団体が関与した不公正な取引方法に該当する行為の例を挙げれば、次のようなものがある。

(注) なお、事業者団体が、例えば、事業者取引拒絶（6—1又は6—2）をさせることにより新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、又は既存の事業者を排除し、あるいは事業者の再販売価格の拘束（6—6）をさせ、これらの行為により、市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する（5—1及び1—2参照）。

6—1 （共同の取引拒絶）	○ 「正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれかに該当する行為をすること。 イ ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。 ロ 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。」 （法第2条第9項第1号） ○ 「正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者（以下「競争者」という。）と共同して、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。 一 ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶し、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。 二 他の事業者に、ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶させ、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。」 （一般指定第1項） 〈具体例〉 ×木材輸入業者等団体事件（平成2年（勸）第16号）では、非構成事業者が甲港において木材の輸入を行うことを阻止するため、構成事業者である木材輸入業者に、共同して港湾運送事業者と非構成事業者との輸入木材の荷役に関する取引を拒絶させる行為を行わせていたことが、一般指定第1項第2号（現行法第2条第9項第1号ロ）に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第8条第1項第5号（現行法第8条第5号）違反とされた。 Y修理用自動車硝子販売業者団体事件（昭和42年（勸）第7号）では、修理用自動車硝子を、製造業者に特定の卸売業者以外の者に対して販売させないようにし、また、
---------------------------	---

		当該卸売業者に非構成事業者に対して販売させないよう にしていたことが、一般指定の１（現行法第２条第９項 第１号ロ）に該当する行為をさせるようにしているもの として、法第８条第１項第５号（現行法第８条第５号） 違反とされた。
6—2	（その他の取引拒絶）	○ 「不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者これらに該当する行為をさせること。」（一般指定第２項） 〈具体例〉 ×生コンクリート製造業者団体事件（昭和５６年（判）第２号）では、地区内において生コンクリート製造業者が使用するセメントのほとんどすべてを供給しているセメント製造業者に、生コンクリート製造設備の新增設を計画している地区内の非構成事業者及び越境販売している地区外の非構成事業者に対しセメントの取引を拒絶するようにさせていたことが、一般指定第２項に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第８条第１項第５号（現行法第８条第５号）違反とされた。 Ｙ協同組合連合会事件（平成２年（勸）第１号）では、当該連合会を経て供給される経路による青果物用段ボール箱の供給数量の維持拡大のために、指定メーカー（当該連合会が売買基本契約を締結している段ボール箱製造業者）に、非指定メーカーに対して、その段ボール箱の製造販売を妨げる措置として、段ボール箱向け段ボールシートの供給を拒絶させていたこと等が、一般指定第２項に該当するものとして、法第１９条違反とされた。
6—3	（取引条件等の差別取扱い）	○ 「不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。」（一般指定第四項） 〈具体例〉 ×除虫菊殺虫剤製造業者団体及びＹ除虫菊生産者団体事件（昭和３８年（勸）第２０号）では、両団体が協議の上、×団体の構成事業者の原材料（除虫菊）の購入について、Ｙ団体の構成員との取引を優先し非構成員である集荷業者に対して取引開始時期を遅らせる等著しく不利

		な取扱いを行うことを決定し、X団体の構成事業者に実施させていたことが、一般指定の2（現行一般指定第4項）に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第8条第1項第5号（現行法第8条第5号）違反とされた。
6—4	（事業者団体における差別取扱い等）	○ 「事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。」（一般指定第5項） 〈具体例〉 X協同組合事件（昭和32年（勤）第2号）では、従来当該組合では生乳を協同組合連合会を経由して甲乳業者にすべて出荷していた中で、他の乙乳業者に生乳を出荷した組合員に対して、当該組合からの資金貸出を拒否し、あるいは組合施設の利用に関して一般に清算取引を行っているにもかかわらず現金取引を行うなど、当該協同組合の内部において差別的な取扱いを行ったこと等が、一般指定の3（現行一般指定第5項）に該当するものとして、法第19条違反とされた。
6—5	（排他条件付取引）	○ 「不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。」（一般指定第11項） 〈具体例〉 X生コンクリート製造業者団体事件（平成5年（勤）第23号）では、当該団体の構成事業者を構成員とする甲、乙及び丙の各生コンクリート協同組合（生コン協組）が当該団体の指導、調整の下に行っている共同販売事業に関して、販売先である丁建設業協同組合（丁建設協組）の組合員に対して行っている割戻し（事実上の値引き）については全量生コン協組から購入することを条件とすることとし、生コン協組の非組合員からも購入している丁建設協組の組合員に対しては割戻しを行わないことを決定する等により、生コン協組をして、丁建設協組の組合員が生コン協組の非組合員から生コンクリートを購入しないようにさせていたことが、一般指定第11項に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第8条

		第1項第5号（現行法第8条第5号）違反とされた。 Y協同組合事件（昭和56年（勤）第12号）では、乳業者に対して生乳を供給するに当たり、当該協同組合の競争者から生乳の供給を受けないことを条件として取引していたことが、一般指定の7（現行一般指定第11項）に該当するものとして、法第19条違反とされた。
6—6	（再販売価格の拘束）	○ 「自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を供給すること。 イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。 ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者これにこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。」 （法第2条第9項第4号）（1—2参照） 〈具体例〉 X玩具製造業者等団体事件（昭和47年（勤）第10号）では、特定の玩具について量販店に定価（製造業者が販売の標準として定めた小売価格）で販売させることを決定し、この決定に基づき、構成事業者、量販店に対して定価で販売することを約束させて商品を納入させ、約束しない場合は納入を拒否させる等したことが、一般指定の8（現行法第2条第9項第4号）に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第8条第1項第5号（現行法第8条第5号）違反とされた。
6—7	（拘束条件付取引）	○ 「法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束）又は前項（排他条件付取引）に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。」（一般指定第12項） 〈具体例〉 X歯科用品小売販売業者団体事件（昭和62年（勤）第6号）では、歯科用品製造業者をして当該製造業者から歯科用品の供給を受けている販売業者に通信販売の方法

による販売を中止させたことが、一般指定第13項（現行一般指定第12項）に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第8条第1項第5号（現行法第8条第5号）違反とされた。

Y協同組合事件（昭和56年（勤）第12号）では、県内の生乳及び飲用乳製品の市場において、当該協同組合及び当該協同組合と極めて密接な関係にある乳業者（生乳の供給を受けて飲用乳製品の製造をしている者）である甲社の地位の維持、強化を図るため、県内の甲社以外の乳業者に対し生乳を供給するに当たり、当該協同組合から生乳の供給を受けていない乳業者の製造に係る飲用乳製品を取り扱わないようにさせていたことが、一般指定の8（現行一般指定第12項）に該当するものとして、法第19条違反とされた。

○ 「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。」

（法第2条第9項第5号）

〈具体例〉

X協同組合連合会事件（平成2年（勤）第1号）では、当該連合会の取引上の地位が指定メーカー（当該連合会が青果物用段ボール箱の売買基本契約を締結している段ボール箱製造業者）に対して優越していることを利用して、需要者が当該連合会を経由しないで連合会経由のも

		のよりも安い価格で段ボール箱を購入することを防止するため売り込みを受けた地区の協同組合に差額を補てんするのに要する金銭を、指定メーカーに提供させていたことが、一般指定第 14 項第 2 号（現行法第 2 条第 9 項第 5 号ロ）に該当するものとして、法第 19 条違反とされた。
6—9	（競争者に対する取引妨害）	○ 「自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。」（一般指定第 14 項） 〈具体例〉 ×衛生検査業者等団体事件（昭和 54 年（判）第 4 号）では、構成事業者の顧客を奪取した非構成事業者に対し、顧客を奪取する行為の中止、奪取した顧客の返還等を申し入れ、さらに、この申し入れに従わなかった非構成事業者の顧客に対し構成事業者をして一斉に営業活動を行わせて当該非構成事業者の顧客を奪取させるようにしていたことが、一般指定の 11（現行一般指定第 14 項）に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第 8 条第 1 項第 5 号（現行法第 8 条第 5 号）違反とされた。 Y 協同組合事件（平成元年（働）第 8 号）では、当該協同組合が行う生コンクリートの協同販売事業の区域内では、建設工事業者が非組合員の生コンクリートのみを使用して工事を行うことが困難な状況において、非組合員の生コンクリートを使用している建設工事業者に対して組合員の生コンクリートを使用するよう要請し、この要請に応じない者に対しては組合員の生コンクリートを今後供給しないことを申し入れる等して、非組合員と建設工事業者との取引をさせないようにしたことが、一般指定第 15 項（現行一般指定第 14 項）に該当するものとして、法第 19 条違反とされた。

7 種類、品質、規格等に関する行為

(1) 種類、品質、規格等の制限行為

商品又は役務の種類、品質、規格等は、事業者間の競争の手段となり得るものであり、事業者団体がこれを制限することにより競争を阻害することは、法第 8 条第 3 号、第 4

号又は第5号の規定に違反する行為である。また、例えば、市場分割の目的で商品の種類を制限すること（3—2参照）等により市場における競争を実質的に制限することもあり得るところであり、このような行為は法第8条第1号の規定に違反する。

(2) 自主規制等、自主認証・認定等

一方、商品又は役務の種類、品質、規格等に関連して、事業者団体が、例えば、生産・流通の合理化や消費者の利便の向上を図るため規格の標準化に係る自主的な基準を設定し、また、環境の保全や安全の確保等の社会公共的な目的に基づく必要性から品質に係る自主規制等や自主認証・認定等の活動を行う場合がある（注1）（注2）（注3）（注4）。このような活動については、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多いが、一方、活動の内容、態様等によっては、多様な商品又は役務の開発・供給に係る競争を阻害することとなる場合もあり、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反するかどうか問題となる。また、自主規制等や自主認証・認定等の形をとっていても、当該活動により市場における競争を実質的に制限することがあれば、法第8条第1号の規定に違反する。

このような活動の法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に係る競争阻害性の有無の判断について、自主規制等に関しては、下記の「ア 自主規制等に係る判断」に沿って判断され、また、自主認証・認定等に関しては、このアに「イ 自主認証・認定等に係る判断」に記すところを加えて判断される。

ア 自主規制等に係る判断

自主規制等に関して、その競争阻害性の有無については、

- ① 競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか（§8-4）及び
- ② 事業者間で不当に差別的なものではないか（§8-3、§8-4、§8-5）の判断基準に照らし、
- ③ 社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のもののかの要素を勘案しつつ、判断される。

なお、以上のような判断基準に照らし自主規制等が競争を阻害することがないようにするとの観点から、自主規制等の活動を行おうとするに際しては、事業者団体において、関係する構成事業者からの意見聴取の十分な機会が設定されるべきであるとともに、必要に応じ、当該商品又は役務の需要者や知見のある第三者等との間で意見交換や意見聴取が行われることが望ましい。

また、自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の利用・遵守を構成事業者に強制することは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがある。（§8-4）

イ 自主認証・認定等に係る判断

自主認証・認定等については、上記アの判断に加えて、以下の点が考慮される。

① 自主認証・認定等の利用については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主認証・認定等の利用を構成事業者に強制することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。（§ 8-4）

② 事業者にとって自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況（注5）において、事業者団体が特定の事業者による自主認証・認定等の利用について正当な理由なく制限することは、独占禁止法上問題となるおそれがあり、その利用については、非構成事業者を含めて開放されているべきである（なお、自主認証・認定等の活動に要する費用等として合理的な負担を非構成事業者等の利用者に求めることは問題とならない。）。（§ 8-3、§ 8-4、§ 8-5）

（注1）① 事業者団体が、正当と考える目的に基づいて、事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の種類、品質、規格等に関する自主的な基準・規約等を設定し、その周知・普及促進を行い、又はその利用・遵守を申し合わせ、若しくは指示・要請する等の活動を、この7の記述においては、「自主規制等」という。

② 事業者団体が、事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務が①による自主的な基準・規約等に適合することの認証・認定等を行い、認証・認定等した場合に事業者にならざることを証する表示を行わせる等の活動を、この7の記述においては、「自主認証・認定等」という。

（注2） 事業者団体が、①正当と考える目的に基づいて、技術者等要員の技術、技能、知識等に関する自主的な基準等を設定し、事業者に対してその基準等の周知・普及促進を行い、又はその利用・遵守を申し合わせ、若しくは指示・要請する等の活動を行い、又は②その基準等への適合について試験を行い資格を付与する等の活動を行うことがあるが、これについては、それぞれ、上記（注1）の①又は②に類似した活動として、この7に記述した考え方が当てはまる。

（注3） 事業者団体が、安全・衛生の確保や環境の保全等正当と考える目的に基づいて、構成事業者に係る設備の維持・管理等や技術の内容等に関して、自主的な基準・規約等を設定し、その周知・普及促進を行い、又はその利用・遵守を申し合わせ、若しくは指示・要請する等の活動を行うことがあるが、これについては、上記（注1）の①に類似した活動として、自主規制等についてこの7に記述した考え方が当てはまる。

（注4） 事業者団体が、行政機関等公的機関が設定した法的な拘束力のない基準等に係る認証・認定、表示等を受託等して行う場合があるが、これについては、上記（注1）の②に類似した活動として、自主認証・認定等についてこの7に記述した考え方が当てはまる。

（注5） 「事業者にとって自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況」が

生じ得る場合としては、例えば、構成事業者の市場シェアが極めて高い事業者団体が、行政指導を受ける等して、商品の品質についての自主認証・認定及び表示の事業を行い、これを需要者に積極的に宣伝しており、需要者にとって当該表示の有無が商品選択の重要な判断要素となっているような場合がある。

(3) 違反となるおそれがある行為

上記(2)の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、違反となるおそれがある。

7—1	(特定の商品等の 開発・供給の制限)	○ 特定の種類の商品又は役務を構成事業者が開発・供給しないことを決定すること(7—6に該当するものを除く。)(§8—1, §8—4) 〈例〉 各構成事業者が特定の種類の商品のみを製造し、他の種類の商品を製造しないことを団体において申し合わせること。
7—2	(差別的な内容の 自主規制等)	○ 特定の事業者に対して差別的な内容の自主規制等を行うこと。(§8—3, §8—4, §8—5, §8—1)
7—3	(自主規制等の強 制)	○ 構成事業者に、自主規制等を利用若しくは遵守すること又は自主認証・認定等を利用することを、強制すること(当該自主規制等がその内容から競争を阻害するおそれのないことが明白である場合を除く。)(§8—4)
7—4	(自主認証・認定 等の利用の制限)	○ 自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況において、特定の事業者による自主認証・認定等の利用を正当な理由なく制限すること。(§8—3, §8—4, §8—5, §8—1) 〈例〉 公的機関の指導によってある商品の販売について団体の自主認証・認定等を受けるべきものとされている場合において、非構成事業者や外国事業者による自主認証・認定等の利用に際して困難な条件を付すこと。

(4) 原則として違反とならない行為

上記(2)の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、原則として違反とならない。

7—5	(規格の標準化に関する基準の設定)	○ 需要者の利益に合致した規格の標準化に関する自主的な基準を設定すること（7—2又は7—3に該当するものを除く。）。
7—6	(社会公共的な目的に基づく基準の設定)	○ 環境の保全や安全の確保等の社会公共的な目的に基づいて合理的に必要とされる商品又は役務の種類、品質、機能等に関する自主的な基準を設定すること（需要者の利益を不当に害さないものに限る。また、7—2又は7—3に該当するものを除く。）。
7—7	(規格の標準化等に係る基準についての自主認証・認定等)	○ 7—5又は7—6に該当する自主的な基準等独占禁止法上問題のない基準・規約等について、その周知や普及促進を行い、又はそれへの適合について自主認証・認定等を行うこと（7—3又は7—4に該当するものを除く。）。

8 営業の種類、内容、方法等に関する行為

(1) 営業の種類、内容、方法等の制限行為

営業の種類、内容、方法等は、事業者間の競争の手段となり得るものであり、事業者団体がこれを制限することにより競争を阻害することは、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反する行為である。また、例えば、競争制限の目的で販売方法を制限すること等により、市場における競争を実質的に制限することもあり得るところであり、このような行為は法第8条第1号の規定に違反する。

(2) 自主規制等

一方、営業の種類、内容、方法等に関連して、事業者団体が、例えば、消費者の商品選択を容易にするため表示・広告すべき情報に係る自主的な基準を設定し、また、環境の保全や未成年者の保護等の社会公共的な目的又は労働問題への対処のため営業の方法等に係る自主規制等の活動を行う場合がある（注）。このような活動については、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多いが、一方、活動の内容、態様等によっては、多様な営業の種類、内容、方法等を需要者に提供する競争を阻害することとなる場合もあり、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反するかどうか問題となる。また、自主規制等の形をとっていても、当該活動により市場における競争を実質的に制限することがあれば、法第8条第1号の規定に違反する。

このような自主規制等の活動の法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に係る競争阻害性の有無の判断については、「7 種類、品質、規格等に関する行為」の(2)の「自主規制等に係る判断」に記したところが当てはまる。

(注) 事業者団体が、正当と考える目的に基づいて、事業者の営業の種類、内容、方法等に関する自主的な基準・規約等を設定し、その周知・普及促進を行い、又はその利用・遵守を申し合わせ、若しくは指示・要請する等の活動を、この8の記述においては、「自主規制等」という。

(3) 違反となるおそれがある行為

上記(2)の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、違反となるおそれがある。

8—1	(特定の販売方法の制限)	○ 特定の販売方法を構成事業者が用いないことを決定すること(8—5に該当するものを除く。)(§8—4, §8—1) 〈違反とされた具体例〉 × 歯科用品小売販売業者団体事件(昭和62年(勸)第6号)では、構成事業者は、歯科用品の非構成事業者に対する販売、通信販売の方法による販売等を行わないことを決定し、非構成事業者に販売していた構成事業者にこれを中止させる等により、当該決定を遵守させたことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。 Yレコード等製造業者団体事件(昭和55年(勸)第4号)では、構成事業者に、レコード等の再販売価格の維持を励行させることを決定するとともに、通信販売等で販売されるレコード等の音源、価格及び販売促進方法について、小売業者経由で販売されるレコード等の販売に支障のないようにさせることを決定したこと等が、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。 Z青果物販売業者団体事件(昭和40年(勸)第26号)では、構成事業者は、①当該団体が承認する場合を除き引売り(軽車両を利用して販売して歩くこと)を行わないこと、②スーパーマーケットを経営しようとする場合は、近隣の構成事業者の同意を得なければならないことを決定したこと等が、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。
8—2	(表示・広告の内容、媒体、回数の限定等)	○ 構成事業者の表示・広告について、その内容、媒体、回数等を限定する等、消費者の正しい商品選択に資する情報の提供に制限を加えるような自主規制等を行うこと。(§8—4, §8—1)

8—3	(差別的な内容の自主規制等)	○ 特定の事業者に対して差別的な内容の自主規制等を行うこと。(§ 8—3, § 8—4, § 8—5, § 8—1)
8—4	(自主規制等の強制)	○ 構成事業者に、自主規制等を利用又は遵守することを、強制すること(当該自主規制等がその内容から競争を阻害するおそれのないことが明白である場合(注)を除く。)(§ 8—4) (注) 「その内容から競争を阻害するおそれのないことが明白である場合」としては、例えば、犯罪につながるような行為等社会倫理的な見地から当然行つてはならない行為の禁止を内容とした倫理綱領の場合等があり得る。

(4) 原則として違反とならない行為

上記(2)の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、原則として違反とならない。

8—5	(社会公共的な目的等のための基準の設定)	○ 環境の保全や未成年者の保護等の社会公共的な目的又は労働問題への対処のために合理的に必要とされる営業の種類、内容、方法、営業時間等に関する自主的な基準を設定すること(需要者の利益を不当に害さないものに限る。また、8—3又は8—4に該当するものを除く。)
8—6	(消費者の商品選択を容易にする基準の設定)	○ 虚偽若しくは誇大な表示・広告を排除し、又は表示・広告されるべき事項の最低限度を定める等、消費者の正しい商品選択を容易にすると認められる自主的な基準を設定すること(8—3又は8—4に該当するものを除く。)
8—7	(取引条件明確化のための活動)	○ 取引条件明確化のために、モデル契約書の作成、契約の文書化の奨励等を、取引条件自体の内容(注)に関与しないで行うこと(8—3又は8—4に該当するものを除く。) (注) 「取引条件自体の内容」とは、具体的な価格、支払条件、納期等を指す。

9 情報活動

(1) 情報活動の多様性

事業者団体が、当該産業に関する商品知識、技術動向、経営知識、市場環境、産業活動実績、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての客観的な情報を収集し、これを構成事業者や関連産業、消費者等に提供する活動は、当該産業への社会公共的な要請を的確にとらえて対応し、消費者の利便の向上を図り、また、当該産業の実態を把握・紹介する等の種々の目的から行われるものであり、このような情報活動のうち、独占禁止法上特段の問題を生じないものの範囲は広い。

(2) 違反となるおそれがある行為

一方、事業者団体の情報活動を通じて、競争関係にある事業者間において、現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間での予測を可能にするような効果を生ぜしめる場合がある。このような観点から見て、下記9—1に挙げるような情報活動は、違反となるおそれがある。

このような情報活動を通じて構成事業者間に競争制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、又はこのような情報活動が手段・方法となって競争制限行為が行われていれば、原則として違反となる。

すなわち、事業者団体によるこのような情報活動が、1—1（価格等の決定）、1—2（再販売価格の制限）、2—1（数量の制限）、3—1（取引先の制限）、3—2（市場の分割）、3—3（受注の配分、受注予定者の決定等）、4—1（設備の新増設等の制限）、5—1（参入制限等）等に挙げられるような事業者団体による制限行為につながり、又はそれら制限行為に伴う場合は、それぞれ、「1 価格制限行為」から「5 参入制限行為等」までのところ等に記述したように、法第8条の規定に違反することとなる。

なお、事業者団体によるこのような情報活動を通じて、事業者間で、価格、数量、顧客・販路、設備等に関する競争の制限に係る合意が形成され、事業者が共同して市場における競争を実質的に制限する場合には、これら事業者の行為が法第3条の規定に違反する。

9—1	〈重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報活動〉	○ 構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量の具体的な計画や見通し、顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容、予定する設備投資の限度等、各構成事業者の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報について、構成事業者との間で収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること。 〈違反とされた具体例〉 X石油製品販売業者団体事件（昭和54年（勤）第9号）では、社長会（66名の構成事業者の経営責任者により構
-----	---------------------------	--

成)及びセールス会(構成事業者の給油所長級の者により構成)合同の会議において、揮発油の仕入価格の上昇の見通しについての情報交換や小売価格の引上げ等についての検討を行い、また、隣接する団体と合同の役員会議において価格引上げの環境整備等についての意見交換を行った上で、執行部会(17名の執行委員により構成)において、構成事業者の揮発油の小売価格の引上げの目的となる価格を決定したこと等が、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

Yほかビニルタイル製造業者事件(昭和54年(勸)第8号)では、関係四社が、所属する団体の理事会等の果次の会合において、市況についての情報交換を行うとともに、市況品の販売価格の引上げ幅や引上げ後の価格の「たたき台」についての意見交換を行い、更に協議の結果、具体的価格の決定については当該団体の会長会社であったYに一任することとし、これを受けてYが各社に具体的価格を提示し、また、各社が価格引上げの実施時期の予定を相互に告知する等して、各社が市況品の販売価格を引き上げたことが、法第3条違反とされた。

Zほか塗料原料用エマルジョン製造販売業者事件(昭和63年(勸)第5号)では、関係10社が、相互の協調を図るため甲会と称する会合を開催しており、かねてから甲会の地区会において塗料原料用エマルジョンの価格改訂に際して価格交渉の状況等について情報交換を行ってきたところ、原料モノマーの値上がりに対処するため、甲会の中央会において、原料の値上がり幅について情報交換を行って標準的な値上がり幅を想定し、これを塗料原料用エマルジョンの販売価格に転嫁することとし、同製品の種類別に基準となる引上げ幅を決定するとともに、その実効を確保するため、値上げ交渉の状況について情報交換を行うことを決定したことが、法第3条違反とされた。

(3) 原則として違反とされない行為

これに対して、例えば以下のようなものは、上記(2)のような競争制限的な効果を持つものではなく、原則として違反とされない。

9—2 | 〈消費者への商品〉 | ○ 消費者に対して、その利便の向上を図るため、当該産

	知識等に関する情報の提供)	業が供給する商品又は役務について、その正しい使用方法等の情報提供を行うこと。
9—3	(技術動向、経営知識等に関する情報の収集・提供)	○ 政府機関、民間の調査機関等が提供する当該産業に関連した技術動向、経営知識、市場環境、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての一般的な情報を収集し、提供すること。
9—4	(事業活動に係る過去の事実に関する情報の収集・公表)	○ 当該産業の活動実績を全般的に把握し、周知するために、過去の生産、販売、設備投資等に係る数量や金額等構成事業者の事業活動に係る過去の事実に関する概括的な情報を構成事業者から任意に収集して、客観的に統計処理し、個々の構成事業者の数量や金額等を明示することなく、概括的に公表すること（価格に関するもの及び1—(2)—3に該当するものを除く。）。 ただし、構成事業者により既に当該構成事業者に係る数量、金額等が公表されている場合には、その数量、金額等を明示しても構わない。
9—5	(価格に関する情報の需要者等のための収集・提供)	○ 需要者、構成事業者等に対して過去の価格に関する情報を提供するため、構成事業者から価格に係る過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、価格の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、個々の構成事業者の価格を明示することなく、概括的に、需要者を含めて提供すること（1—(2)—3に該当するものを除く。また、事業者間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。
9—6	(価格比較の困難な商品又は役務の品質等に関する資料等の提供)	○ 市場における価格の比較が困難な商品又は役務について、費用項目、作業の難易度、品質等価格に関連する事項についての公正かつ客観的な比較に資する資料又は技術的指標を、需要者を含めて提供すること（事業者間に価格についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。
9—7	(概括的な需要見通しの作成・公表)	○ 当該産業の全般的な需要の動向について、一般的な情報を収集・提供し、又は客観的な事象に基づく概括的な

9—8	(顧客の信用状態に関する情報の収集・提供)	将来見通しを作成し、公表すること（構成事業者に各自の将来の供給数量に係る具体的な目安を与えるようなことのないものに限る。）。 ○ 構成事業者の取引の安全を確保するため、顧客の信用状態について客観的な事実に関する情報を収集し、構成事業者に提供すること（構成事業者間に特定の事業者と取引しないこと又は特定の事業者とのみ取引することについての合意を生ぜしめるようなことのないものに限る（注）。）。 （注） 例えば、特定の事業者を不良業者又は優良業者として掲載したリスト（いわゆるブラックリスト等）を作成し、配布することは、このような合意を生ぜしめるおそれがある。
-----	-----------------------	---

10 経営指導

(1) 経営指導の性格

中小企業者は経営に関する知識等において相対的に不足する面があることから、それを補って各事業者がその自主的な判断に基づいて事業の改善を図ることができるよう、中小企業者の団体が経営指導を行うことは、本来独占禁止法上問題となるものではない。

(2) 違反となるおそれがある行為

一方、経営指導の形をとっていても、事業者団体が、例えば次の行為のように、事業者の現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容について目安を与えるような指導を行うことは、違反となるおそれがある。

事業者団体によるこのような指導が、1—1（価格等の決定）等に挙げられるような事業者団体による制限行為につながり、又はそれら制限行為に伴う場合は、「1 価格制限行為」等に記述したように、法第8条の規定に違反することとなる。

10—1	(統一的なマークアップ基準等を示す方法による原価計算指導等)	○ 構成事業者が供給する商品又は役務に係る平均原価、統一的なマークアップ基準等又は所要資材等の標準的な数量、作業量等及び単価を示す方法により、原価計算又は積算の指導を行うこと。 〈違反とされた具体例〉 ×プロパンガス卸売業者団体事件（昭和40年（勤）第17号）では、構成事業者のうち兼業者の大部分がプロパンガスの販売に当たって保安経費、償却費等を正しく評価した原価計算をしないでその価格を決定しているもの
------	--------------------------------	---

として、標準原価計算書を作成し、必要経費及び利潤として算定された一定の金額を必ず販売価格のうちに見積ることとし、この額に仕入価格として一定の金額を加算することにより、小売業者向け家庭・業務用プロパンガスの販売基準価格を決定したこと等が、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。

(3) 原則として違反とならない行為

これに対して、中小企業者の団体が、例えば次の行為のように、事業者間の競争に影響を与えないような内容の経営指導を行うことは、原則として違反とならない。

10—2	（知識の普及及び技能の訓練）	○ 経営に関する一般的な知識の普及及び技能の訓練を行うこと。
10—3	（個別的な経営指導）	○ 構成事業者の求めに応じ、個別企業の経営実態等に応じた経営指導を行うこと。
10—4	（原価計算の一般的な方法の作成等）	○ 原価計算や積算について標準的な項目を掲げた一般的な方法を作成し、これに基づいて原価計算や積算の方法に関する一般的な指導又は教育を行うこと（事業者間に価格や積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。

11 共同事業

(1) 共同事業の多様性

事業者団体が、構成事業者の共同による事業活動の性格を持つ事業（以下「共同事業」という。）を行う場合がある。共同事業には、単独では大企業に対抗できない中小企業者による法律に基づく協同組合が有効な競争単位を形成するために行う共同経済事業や事業者団体が構成事業者の本来の事業内容ではない社会文化活動等について行う共同事業等、競争促進的な効果を持つもの又は競争と直ちに關係のないものも多い。他方、共同事業は、その事業内容の範囲において事業者団体が単一の事業主体となつて行う事業として市場における競争に影響を与え得るところであり、また、参加する個々の事業者の事業活動の制限につながるおそれもあるところであつて、その内容、態様等によっては、法第8条第1号、第3号、第4号若しくは第5号又は第19条の規定に違反するかどうかの問題となる。

(2) 考え方

事業者団体による共同事業が独占禁止法上問題となるかどうかについては、下記のア

からウまでの各事項を総合的に勘案して判断される。

ア 共同事業の内容

共同事業が、その対象である商品又は役務の価格、数量をはじめ競争手段である事項にどのような影響を与えるものであるかが検討される。

例えば、商品又は役務の共同販売、共同購買や共同生産では、共同事業の中でその対象となる商品又は役務の価格、数量や取引先等の重要な競争手段について決定されることとなるため、他の種類の共同事業に比べて独占禁止法上問題となる可能性が高い。

一方、事業者の主たる事業に附随する運送や保管に係る共同事業については、それ自体としては、本来、対象となる商品そのものの価格、数量や取引先に影響を与えるべきものではなく、共同販売等に比べて独占禁止法上問題となる可能性は低いが、共同事業の実施を通じて、構成事業者に係る対象商品の価格又は数量、顧客・販路等の競争手段を制限することにつながらないよう留意する必要がある。

これに対して、当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、あるいは福利厚生活動や社会文化活動等、市場における競争に対する影響が乏しい性格の共同事業は、原則として独占禁止法上問題とならない。（§ 8-1, § 8-4）

イ 共同事業参加事業者の市場シェアの合計等

共同事業への参加事業者の市場シェアの合計が高い等参加事業者が全体としてみて市場において有力であれば、独占禁止法上問題となる可能性は高くなり、逆に、参加事業者の市場シェアの合計が低い等参加事業者が全体としてみて市場において有力でなければ、独占禁止法上問題となる可能性は低くなる。（§ 8-1, § 8-4）

ウ 共同事業の態様

事業者団体が、共同事業について、構成事業者にその参加若しくは利用を強制し、又はその参加若しくは利用について事業者間で差別的な取扱いをすることは、独占禁止法上問題となるおそれがある。（§ 8-3, § 8-4, § 8-5, § 8-1, § 19）

(3) 違反となるおそれがある行為

上記(2)の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、違反となるおそれがある。

11-1	(共同販売等)	○ 商品又は役務に係る共同販売、共同購買又は共同生産の事業を行うこと（11-4に該当するものを除く。）。（§ 8-1, § 8-4） 〈違反とされた具体例〉 ×コンクリートブロック製造業者団体事件（平成7年（勤）第1号）では、①構成事業者の取り扱う土木用コンクリート積みブロックをすべて当該団体が買い取り、
------	---------	---

		販売すること、②構成事業者からの買取り量については、当該団体が決定した出荷比率等に基づいて月別に割り当てること、等を内容とする共同販売事業を実施することを決定したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。 Yちり紙製造業者団体事件（昭和44年（勸）第14号）では、当該団体が共同事業として販売する茶ちり紙の商標を「甲」と定め、構成事業者は「甲」を表示した茶ちり紙を当該団体以外に販売しないこと、構成事業者は商品「甲」以外の茶ちり紙を生産しないこと等を決定した上で、構成事業者からの購入数量の限度及び販売価格を定める等し、かつ、域外から移入される茶ちり紙を一手に買取り販売したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。 Z印刷用彫刻ゴム製版業者等団体事件（昭和43年（勸）第8号）では、構成事業者が使用する印刷用彫刻ゴム製版の原材料の共同購入の実施に際して、地区内に供給される同原材料を一切管理することによって非構成事業者の進出を阻止すること等を目的として、構成事業者は当該団体以外の者から原材料を購入しないことを決定していたこと等が、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。
11-2	（共同運送・共同保管）	○ 共同運送や共同保管の事業を実施するに際して、対象となる商品の価格若しくは数量又は構成事業者の取引先に関与すること。（§8-1, §8-4）
11-3	（共同事業への参加の強制等）	○ 共同事業に関して、参加若しくは利用を構成事業者に対して強制し、又は参加若しくは利用について事業者間で差別的な取扱いをすること。（§8-3, §8-4, §8-5, §8-1, §19）

(4) 原則として違反とならない行為

上記(2)の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、原則として違反とならない（11-3に該当するものを除く。）。

11-4	（参加事業者の市場シェアの合計が	○ 対象となる商品又は役務に係る参加事業者の市場シェアの合計が市場における競争に影響を与えない程度に低
------	------------------	---

	低い共同事業)	い共同事業を行うこと。
11-5	(顧客の利便等のための共同事業)	○ 顧客の利便のための共同駐車場や産業全体の販売増進のための共同展示施設を設置すること。
11-6	(競争への影響の乏しい共同事業)	○ 当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、福利厚生活動、社会文化活動等、市場における競争に与える影響が乏しい共同事業を行うこと。

12 公的規制、行政等に関連する行為

事業者に対する公的規制は、例えば国民の健康・安全の確保、環境の保全等の社会的な目的や市場メカニズムが有効に機能しない商品・役務についての資源配分の適正化の目的等の下に設定されているが、一方で、事業者の事業活動を制限することにより事業者間の競争に対して一定の制約を加える効果を伴うものである。

特定の政策目的の実現のために公的規制が必要である場合においても、事業者間の競争を制約する効果が最小限にとどめられ、できる限りの競争の機能する余地が残るようにされるべきであり、また、その公的規制分野における事業者間の競争を事業者団体が制限するようなことがあれば、その行為は独占禁止法上問題される。さらに、公的規制が緩和又は廃止された場合には、その範囲において規制による競争への制約が解消され事業者間の自由な競争が回復されるべきものであることから、その競争を事業者団体が制限するようなことがあれば、その行為は独占禁止法上問題されることもいうまでもない。

行政機関等から公的事業に関する業務等が事業者団体に委託されるような場合があるが、その業務等の実施に際して、事業者団体が事業者間で差別的な取扱いをする等独占禁止法上問題となり得る行為を行うことがあることに留意する必要がある。

行政機関から、行政遂行の過程で、事業者団体に対して行政指導が行われ、それらを踏まえて事業者団体が活動を行うことがある。このような行政指導が円滑な行政遂行の必要性に基づいて行われるものであるとしても、一方で、行政指導の内容や方法又はそれらを踏まえた事業者団体の活動の内容や態様によっては、事業者団体による競争制限行為につながり得ることに留意する必要がある。

(1) 許認可、届出等に関連する制限行為

事業活動に対して許認可、届出等による公的規制が行われる場合において、事業者団体が、次のような行為により構成事業者に係る価格、設備等について制限し、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為により構成事業者に係る価格、設備等について制限することは、原則として法第8条第4号の規定に違反する。

なお、公的規制による許認可、届出等の制度の下で、各事業者の行政機関への許認可

等の申請又は届出について、事業者団体が、一括して行い、又は事業者団体を經由して行わせることは、このような制限行為につながりやすい。

12—1	(許認可申請等の制限)	○ 構成事業者の事業活動に係る許認可等の申請又は届出の内容を制限すること。 〈具体例〉 Xタクシー事業者団体事件(昭和57年(勤)第16号)では、タクシー運賃等の引上げについて、構成事業者の認可申請すべき内容を決定し、これに基づいて構成事業者に認可申請をさせたことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。 Yバス事業者団体事件(平成元年(勤)第9号)では、貸切バスの増車に係る事業計画変更の認可申請について、構成事業者の増車申請車両数の枠を決定し、これに基づいて認可申請させたことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。 Zタクシー事業者団体事件(昭和56年(勤)第4号)では、タクシーの増車又は営業所の新設若しくは位置の変更に係る事業計画変更の認可申請について、当該団体の協議を経なければならないことを決定し、これに基づき各構成事業者の増車申請車両数の限度を決定し、また、営業所の新設又は位置の変更に係るものについては、その都度当該申請の可否を決定していたことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。
12—2	(幅認可料金の幅の中における料金の収受に係る決定)	○ 最高額及び最低額の幅をもって許認可等を受けている料金(以下「幅認可料金」という。)について、その幅の中で構成事業者が収受する料金を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定すること。 〈具体例〉 Xバス事業者団体事件(平成元年(勤)第9号)では、貸切バスの運賃は行政機関によって認可された基準の運賃率によって計算した金額の上下それぞれ15パーセントの範囲内で事業者が自由に設定できるところ、構成事業者の貸切バスの大口輸送等に係る最低運賃等を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

12—3	（認可料金以下の料金の収受に係る決定）	○ 幅認可料金の最低額又は確定額をもって許認可等を受けている料金における当該確定額を下回る実勢料金による取引が平穩公然としてしかも継続的に行われながら主務官庁により法律的に効果のある措置が相当期間にわたり講じられていないような場合において、当該最低額又は当該確定額以下の金額で、構成事業者が収受する料金を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定すること。
12—4	（届出料金等の収受に係る決定）	○ 届出又は揭示の義務がある料金について、構成事業者が収受する料金を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定すること。 （具体例） ×一般旅行者等団体事件（平成3年（勤）第13号） では、旅行業法において、旅行者から収受する旅行業務の取扱料金についての揭示義務及び揭示料金を超えた料金の収受の禁止が規定されているところ、従来、揭示料金を下回った料金を収受し、又は料金を収受しないで旅行業務を行っている場合が多い状況に対応して、揭示料金どおりに取扱料金を収受することを目標とすることを決定し、構成事業者に対し、その趣旨及び構成事業者が取扱料金を収受する際には揭示料金と同一料金の入った明細書を使用することを通知する等したことが、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。

（2） 公的規制分野における規制されていない事項に係る制限行為

公的規制分野において、価格等の重要な競争手段であって公的規制によって制限されていない事項について、事業者団体が、1—1（価格等の決定）等に挙げられるような制限行為を行う場合には、「1 価格制限行為」等に記述したように、法第8条の規定に違反する（下記〈例〉①参照）。公的規制が緩和又は廃止されて規制の対象外となった事項についての制限行為についても同様である（下記〈例〉②参照）。

〈例〉

- ① ある事業の分野において、事業者の参入や店舗設置については規制されているが、料金については規制されていないにもかかわらず、団体が、構成事業者間での情報交換等を踏まえて、構成事業者が供給する役務の料金を決定すること。
- ② ある役務に関して料金についての公的規制が撤廃

され料金設定が自由となったにもかかわらず、団体が、従来の慣行や構成事業者間での情報交換等を踏まえて、構成事業者が供給する役務の料金を決定すること。

(3) 公的業務の委託等に関連する違反行為

行政機関等から公的事業の実施のための一定の業務等（以下「公的業務」という。）が事業者団体に委託等された場合に、事業者団体が、公的業務の実施に際して、事業者間で差別的な取扱いをする等独占禁止法上問題となり得る行為を行うことがあり、例えば次のような行為は違反となる。

また、事業者の参入等に当たって事業者団体への加入や事業者団体による同意等を求める行政指導が行われるようなことがあれば、このような行政指導自体が独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれのあるものであるが、このような場合には、事業者団体が、事業者団体への加入に関する了承や参入等に関する同意等について、独占禁止法上問題となる行為を行うことがあり、例えば次のような行為は違反となる。

12—5	（公的業務を伴う事業活動における不当な拘束等）	○ 公的業務を伴う事業活動を行う場合において、特定の事業者に対してその事業活動を不当に拘束する条件を付ける等不正な取引方法を用いること。（§19） 〈具体例〉 ×協同組合事件（昭和53年（判）第1号）では、農業近代化資金助成法に基づき、組合員に対して、農業近代化資金の貸付け事業を行うに当たり、正当な理由がないのに、組合員が当該組合の競争者から農業機械を購入しないことを条件として、当該組合員と取引したことが、一般指定の7（現行一般指定第11項）に該当するものとして、法第19条違反とされた。
12—6	（公的業務の実施等に際しての制限行為）	○ 公的業務を実施するに際して、また、行政指導により事業者が参入等に当たって求められた団体への加入に関する了承や参入等に関する同意等に係る判断に際して、非構成事業者等特定の事業者を不当に差別的に取り扱う等して、新たに事業者が参入することを制限し、若しくは既存の事業者を排除し、又は構成事業者の機能若しくは活動を不当に制限すること。（§8-3、§8-4、§8-1） 〈例〉 ① 行政指導によって、団体と保証契約を締結した事

業者のみが特定の公的機関への役務供給の事業を行い得るとされている場合において、非構成事業者に対する保証契約の締結を合理的な理由なく拒否し、それら事業者が当該役務供給の事業に参入することを制限すること。

- ② 行政指導によって、事業者が店舗を新規に開設するに当たっては、団体の地区部会の同意を求めるものとされている場合において、当該部会が、ある事業者について、合理的な理由なく同意を拒み、その事業者が参入することを制限すること。
- ③ 行政指導によって、事業者が設備投資のための公的融資を申し込むに当たっては、団体の同意を得た上で行うものとされている場合において、同意に当たって構成事業者の設備投資の内容を不当に制限すること。

(4) 行政指導により誘発された行為

特定の政策目的の実現のために行政機関によって事業者団体に対して行政指導が行われる場合があるが、事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない。

行政指導に関する独占禁止法上の考え方については、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」（平成6年6月30日公表）で明らかにしたところであり、公正取引委員会としては、その趣旨を踏まえ、事業者団体の行為に関する行政指導で独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれのあるものについては、関係行政機関と事前に所要の調整を図ることとしている。

(5) 入札談合

公共的な入札において、入札に参加しようとする者等を構成事業者とする事業者団体が、入札に係る受注予定者、最低入札価格等を決定するようなこと（いわゆる入札談合）は、公共的な入札の制度の実質を失わしめるものであるとともに、独占禁止法の規定に違反する行為である。

入札に係る事業者及び事業者団体の活動と独占禁止法との関係に関する考え方については、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成6年7月5日公表）を参照されたい。

(6) 国、地方公共団体等に対する要望又は意見の表明

事業者団体が、国、地方公共団体等に対して、法律・制度の内容や運用に関して、一般的に要望又は意見の表明を行うことは、それ自体としては、独占禁止法上問題とならない。

規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について

平成 29 年 7 月 31 日
公正取引委員会事務総局
一 部 改 正
令和 6 年 6 月 24 日

1 はじめに

規制の事前評価とは、規制の新設又は改廃によって発生する効果や負担を予測し、それの評価するものであり、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承、平成 29 年 7 月 28 日一部改正、令和 6 年 3 月 15 日一部改正）（以下「ガイドライン」という。）においては、規制の新設又は改廃が競争状況へ与える影響についても、把握することとされている。

競争状況への影響の把握・分析の手法については、ガイドラインにおいて「競争状況に与える影響については、公正取引委員会が別に定めるところにより把握し、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載する」とされている（ガイドライン 3 頁）。

また、規制の政策評価においては、事後評価を行うこととされている。事後評価とは、規制の導入時の必要性等が変わっていないかや、見込んでいた効果が発生しているか等を検証するものである。

本考え方は、これらガイドラインの内容を受け、規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析（以下「競争評価」という。）の手順及び考え方を明らかにしている。

2 競争評価の手順等

(1) 競争評価チェックリストによる競争状況への影響の把握

事業者の創意工夫を発揮させ、消費者の利益が一層確保されるようにするためには、公正かつ自由な競争を促進し、市場メカニズムの機能を十分に発揮し得るようにしていくことが重要であり、競争評価では、特に規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況へ与える負の影響を把握する必要がある。

規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に与える影響は様々あると考えられるが、競争に負の影響を及ぼすものは（１）事業者の数の制限、（２）事業者の競争手段の制限、（３）事業者の競争回避的行動の誘発、（４）需要者が利用できる情報・選択肢の制限、に大別することができる。これらに当てはまる規制の新設又は改廃を把握するため、競争評価チェックリストを用いることとする。

(2) 手順

競争評価チェックリストは、個々の質問へ回答することで、規制がどのような点から競争に負の影響を及ぼす可能性があるかを判断できるものとなっており、まず、規制が個々の質問に該当するかを確認することになる。

次に、競争評価チェックリストの個々の質問への回答を踏まえ、「結論」として、当

該規制が具体的に競争状況にどのような影響を与えるのかを明らかにする。最終的に、規制の新設又は改廃が競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価結果を規制の事前評価書の「4 負担の把握」の欄に記載する（規制の事前評価書【様式1】参照）。

また、競争に負の影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、事後評価を実施する際の指標を設定し、規制の事前評価書の「6 事後評価の実施時期」の欄に記載する。例えば、参入制限により事業者の数が制限される場合、事業者の数を指標として設定することが考えられる。また、価格の制限がなされたり競争回避的行動が誘発されたりする場合、一般的には、商品・役務の価格が上昇する可能性があることから、商品・役務の価格を指標として設定することが考えられる。

作成した競争評価チェックリストは、規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し、総務省は、受領した競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付する。

（3）留意事項

競争評価に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 規制の単位については規制の事前評価書と同じにすることが必要である。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。
- ・ 簡素化した評価手法の対象となる規制についても、競争評価チェックリストを作成する（規制の事前評価書【様式2-②、2-③】参照）。
- ・ 代替案（ガイドラインにおける「より緩やかな規制手段又は非規制手段」をいう。）についても、競争評価チェックリストの質問に回答した結果、競争に負の影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、最終的な評価結果を規制の事前評価書の「2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）」の欄に記載する。
- ・ 競争評価チェックリストは、競争状況への影響のみを把握・分析するものである。競争状況への影響以外は、規制の事前評価において、他の効果（便益）、費用、影響として把握されるものであり、競争評価チェックリストでは考慮しない。
- ・ 記載を行った競争評価チェックリストは必ずしも公表する必要はないが、国民への説明責任を果たす観点から、自主的に公表することは推奨される。

3 競争評価チェックリスト（記載様式は別添）

（1）事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

（2）事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

（3）事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

この競争評価チェックリストは、相当程度の事業者(注1)が存在し競争が行われている一般的な市場を前提に、規制の新設又は改廃が、市場における事業者間の競争に負の影響を及ぼす可能性がある点を質問形式にしたリストであり、「はい」「いいえ」で回答することにより、通常想定される競争阻害要因の把握を容易にするものである。回答に当たっては、規制を外形的に判断し「はい」「いいえ」を選択すればよい。(注2)

質問は(1)～(4)に大別され、それぞれ、数個の質問から構成されている。これらの質問は、規制によってもたらされる最も一般的な結果に従って影響を大別したものであり、一つの規制が複数の質問に該当する場合もある(例えば、商品・役務の品質の制限により新たな設備等が必要となることで、実質的な参入障壁が形成され、事業者の数が制限される場合もあると考えられる。)

(注1)事業者とは事業を行う者を指すところ、一般的に、事業とは何らかの経済的利益の供給に対応し反対給付を反覆継続して受ける経済活動を指し、その主体の法的性格は問うところではない。したがって、これに該当する経済活動を行う者は、個人か法人かを問わず事業者に該当する。また、現に事業を行っている者のみならず、新規参入者(新規参入を検討している事業者や新規参入し得る潜在的事業者)も含まれるほか、直接規制を受ける事業者のみならず、規制の新設又は改廃によって影響を受ける事業者が広く含まれる。競争評価チェックリストにおける「事業者」とはこの意味で用いており、規制が事業者に影響を与えない場合、各質問への回答は「いいえ」となる((4)については、規制が事業者に直接の影響を与えなくても、需要者に影響を与える結果として間接的に事業者に影響を与えることがあり得る。)

(注2)競争評価チェックリストの個々の質問は、可能な限り外形的に判断できるよう設定しているが、市場の構造や現在の競争状況によって同様の規制でも実際の競争状況への影響は異なる。このため、市場の構造や現在の競争状況を把握・分析できる場合、それを踏まえて評価を行うべきである。例えば、事業者の数が少ない市場においては、規制により事業者が退出することで、一定の事業者が、競争的な市場で達成される価格より高い価格を付けたり、競争的な市場で達成される供給量より少なく供給したりすることができる状況が生じる可能性もあり、各質問以外にも競争への負の影響を検討する必要がある。

4 競争評価チェックリストの質問の趣旨

(1) 事業者の数の制限

事業者の参入は、本来、市場における競争を通じて決められるべきものである。新規参入者の参入を制限する規制は、事業者の数(競争単位)を制限するため、市場メカニズムに直接的な影響を与えることとなり、競争に及ぼす影響が直接的である。また、参入が制限されることで、既存事業者にとっては、より効率的な新規参入者の参入により利益が奪われる可能性が減少することから、競争自体が減少して、既存事業者が競争的な市場で達成される価格よりも高い価格を付けたり、競争的な市場で達成される供給量より少なく供給する可能性を高めることとなる。

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定する(注3)か。

事業活動の要件として許認可等を設定することは、ある事業者を他の事業者と比べて優位にすることにつながり、参入障壁が形成される。例えば、特定の事業者又は特定のグループのみに対し排他的・独占的権利を付与する場合、当該特定の事業者又は特定のグループ以外は、参入ができなくなる。また、要件を満たすことができない事業者が発生するような許認可要件等を設定する場合、要件を満たすことができない事業者の参入が制限される。一方、実質的に事業活動の要件を設定しない単なる手続であれば、事業活動の要件として新規参入者の参入を制限しないと考えられる。

(注3) ここでいう事業活動の要件とは、事業を開始・継続するに当たって満たす必要がある要件をいい、許認可等とは、行政手続法第2条第3号にいう許認可等を指し、行政庁の許可、認可、免許、その他の何らかの利益を付与する処分をいう。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

本来自由に商品・役務の取引が可能な場合に、その商品・役務の取引を行うことができる地域を制限することは、その地域へ参入しようとする者にとって参入障壁となる。例えば、本来自由に取引できる地理的範囲の中で、商品・役務の供給地域を分割したり、既存の店舗から一定の距離を置かなければ事業活動を行うことができないとしたりする制限等が考えられる。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

既存事業者と新規参入者の間で負担するコストが実質的に異なり既存事業者が費用面で優位となる場合、新規参入者が既存事業者と同等のコストで商品・役務を提供できなくなることから、新規参入者にとって参入障壁となる。

例えば、既存の設備には要件が課されないが、新規に設置する設備には要件を課される場合(経過措置も含む)、新規に設備を設置する新規参入者のみがコストを負担することになる。また、一般的には、既存事業者は新規参入者より容易に資本や労働力を集めることができることから、負担するコストが既存事業者と新規参入者で同等であったとしても、実質的には既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させることとなる場合もある。また、新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコスト(例えば、特殊な用途のみに用いられ、売却や他の用途への転用ができない機器や設備を導入するコスト)は、既存事業者にとっては既に負担済み又は負担を容認済みで事業継続の判断に影響を与えないが、新規参入者は参入することを戸惑うコストとなる。

以上のような新規参入者が参入するためのコストを高めることは、新規参入者の参入を制限することとなる。

(2) 事業者の競争手段の制限

規制により事業者の競争手段が制限されれば、本来は自由な事業者の行動が制限されることとなる。特に、制限の対象となる競争手段が、その市場において主要な競争手段の場合、その影響は大きくなる。

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量(注4)を制限するか。

価格競争は、良質・廉価な商品・役務を提供して需要者を獲得する競争の中核をなすものであり、また、商品・役務の数量（生産数量や販売数量。以下同じ。）は価格を決定する主要因であることから、価格や数量は事業者にとっての重要な競争手段である。また、価格や数量は本来市場における需要と供給の関係で決定されるものであることから、これらを制限することは、市場メカニズムに直接的な影響を与えるものであり、競争に影響を及ぼす可能性が高い。

（注４）価格、数量とは、一般消費者向けの商品・役務の価格、数量だけでなく事業者間の取引の価格、数量も含む。

問２：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限する（注５）か。

規制により事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等の競争手段が制限される場合、事業者が多種多様な商品・役務を提供することができなくなる可能性がある。

（注５）商品・役務の種類、品質、性能、規格等の制限には、商品・役務の原材料に関する制限を含む。

問３：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等（注６）を制限するか。

規制により事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等の競争手段が制限される場合、事業者が多種多様な商品・役務を提供することができなくなる可能性がある。また、広告又は宣伝の方法を制限することは、一般的に既存事業者より認知度が低いと考えられる新規参入者にとって既存事業者と対等に競争することが困難となる可能性があることから、新規参入者にとっての参入障壁にもなり得る。

（注６）営業の方法、販売の方法の制限等には、営業先・販売先の制限や営業・販売に当たっての一定の行為の義務付けも含む。

（３）事業者の競争回避的行動の誘発

事業者の競争回避的行動を誘発する規制は、事業者の競争的行動の意欲を減少させ、商品・役務の価格低下や質の向上といった競争により得られる効果を小さくすることとなる。

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等、事業者にとって現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報のうち、事業者間で把握・認識されていない情報が事業者間で共有されると、各事業者が競争者の行動を互いに予測することが容易になり、競争回避的な行動をとることが利益となる場合があることから、競争により得られる効果が小さくなる可能性がある。

（４）需要者が利用できる情報・選択肢の制限

競争が消費者利益をもたらすためには供給者側だけでなく需要者側も制約を受けないことが重要である。

問：規制が、需要者（注7）が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

需要者が利用できる情報や選択肢が制限される場合、需要者の意思決定に悪影響が生じる結果、事業者の競争意欲を減少させる可能性がある。

（注7）需要者には、一般消費者だけでなく、取引先の事業者も含む。

結論

上記（1）～（4）を踏まえ、規制の新設又は改廃が競争状況へ与える影響について最終的な評価を記載する。記載の方法として、いずれかの質問に「はい」の場合、該当項目の記載を参照して競争への負の影響を記載する。各質問が全て「いいえ」の場合、基本的に競争に影響を及ぼさない旨を理由とともに記載する。なお、最終的な評価においては、（1）～（4）の内容以外について付加的な要素を記載することも可能である。例えば、（1）～（4）の各質問の回答では競争に及ぼす影響を適切に把握できないと考える場合（例えば、新規参入者を確保するための規制の場合等）には、合理的な理由を付した上で、その内容を記載することが可能である。また、競争に負の影響を及ぼす可能性があるもののその影響を緩和する要素があったり、競争を促進する影響があったりする場合（例えば、規制緩和により競争が促進される場合）、その内容を記載することも可能である。

最後に、前記2（2）のとおり、規制の新設又は改廃が競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、最終的な評価内容を規制の事前評価書の「4 負担の把握」の欄に記載する。なお、規制の新設又は改廃が競争に影響を及ぼさないと評価する場合、事前評価書への記載は必須ではないが、国民への説明責任を果たす観点からは、事前評価書へ記載することが望ましい。

5 問い合わせ窓口

公正取引委員会は、競争評価の実施に関して相談に応じるなど、必要な支援を行う。

連絡先

公正取引委員会事務局 経済取引局 調整課

TEL：03-3581-5483（直通）

メールアドレス：kyousou-hyouka@jftc.go.jp

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：_____

規制の名称：_____

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：_____

評価実施時期：_____

（作成上の留意事項）

- ・ （１）から（４）までの設問に、「はい」又は「いいえ」で回答するとともに、その理由を具体的に記載する。
- ・ 「いいえ」と回答した場合には、その理由について、可能な限り具体的・定量的に示す。また、安全の確保や環境の保全など、規制の競争への影響以外の要素は記載しない。
- ・ 代替案の評価結果については、本案に係る「はい」又は「いいえ」の回答結果と異なる場合のみ、「代替案」欄にその理由を具体的に記載する。
- ・ 規制を複数の省庁が共管する場合には、担当部局の記載欄に共管省庁の担当部局名も記載する。

※ 各設問における「【頁】」は、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」（令和６年６月 24 日公正取引委員会事務総局）の該当頁を指す。

（１）事業者の数の制限

問１：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

※ 「許認可等」とは、許可、認可、免許、承認、認定、決定、検査、登録等を指す。【１頁】

回答	<u>はい</u> / <u>いいえ</u>
理由	
代替案	

問２：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

回答	<u>はい</u> / <u>いいえ</u>
理由	
代替案	

問３：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

※ 新たに必要となるコストが小さい、又は、既存事業者にも同等のコストを負担させるなど、既存事業者と新規参入者の間にコスト面での非対称性が生じない場合には、「理由」欄にその旨を可能な限り具体的・定量的に示す。【１３頁】

回答	<u>はい / いいえ</u>
理由	
代替案	

（２）事業者の競争手段の制限

問１：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

回答	<u>はい / いいえ</u>
理由	
代替案	

問２：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

※ 安全の確保等を目的とした規制であっても、例えば、特定の化学物質等の原材料を含有した商品の製造・販売を禁止する場合には「はい」と回答する。【１４頁】

回答	<u>はい / いいえ</u>
理由	
代替案	

問３：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

回答	<u>はい / いいえ</u>
理由	
代替案	

（３）事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に「情報」の具体的な内容を記載する。【１５頁】

回答	<u>はい / いいえ</u>
理由	
代替案	

(４) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に需要者（消費者）にとって制限されることになる具体的な情報や選択肢を記載する。【１６頁】

回答	<u>はい / いいえ</u>
理由	
代替案	

結論

代替案	
-----	--

※ 原則として、上記（１）～（４）の全ての設問に「いいえ」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼさない旨、当該設問のうち１つでも「はい」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼす旨を記載する。【７頁】

※ ただし、競争への影響が軽微であるなどの個別の事情がある場合、具体的な事情を記載した上で、当該事情を踏まえた結論を記載する。個別の事情について、安全の確保や環境の保全など、競争への影響以外の要素は勘案しない。【８頁】

※ 代替案については、本案に係る結論と異なる場合のみ、「代替案」欄に具体的に記載する

※ 競争に負の影響を及ぼすと結論付けた場合、その旨を規制の事前評価書（本案は「４ 負担の把握」の欄、代替案は「２ 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）」の欄）に記載するとともに、競争評価に係る事後評価を実施する際の指標を設定し、規制の事前評価書（「６ 事後評価の実施時期」の欄）に記載する。【７頁・９頁】

※ 競争に負の影響を及ぼさない場合であって競争を促進する効果が期待されるときは、その旨を可能な限り具体的・定量的に記載する。【１７頁】

規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る
事務参考マニュアル

令和 6 年 6 月 24 日 公正取引委員会事務総局

目次

マニュアル作成の背景及び目的等	1
第一 競争評価の概要	2
第二 競争評価チェックリスト回答に当たっての考え方	4
第三 事後評価の実施に当たっての考え方	18
第四 より効果的な評価を行うための視点	22

<お問い合わせ先>

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 調整課

電話 03-3581-5483（直通）

メールアドレス kyousou-hyouka-0-jftc.go.jp

※メール送信の際には「-0-」を「@」に置き換えて利用してください。

マニュアル作成の背景及び目的等

平成 29 年 7 月 31 日に、公正取引委員会事務総局は、競争評価¹の手順等をまとめた「規制の政策評価における競争状況への把握・分析に関する考え方について」（以下「競争評価に関する考え方」という。）及び「競争評価チェックリスト」を作成・公表した。本マニュアル（平成 29 年 9 月 26 日公表）は、「競争評価に関する考え方」を補足するものとして、実際に競争評価を行う上での実務的な観点から参考となる事例等を示している。その後、令和元年 6 月 27 日に、各府省における競争評価の実施状況を踏まえ、説明を追加する等の改訂を、令和 6 年 6 月 24 日に、総務省による「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部改正に伴う改訂を行った。競争評価に関する考え方、チェックリスト及び本マニュアルを通じて競争評価の実務に対する理解を深めることが望ましい。

¹ 行政機関が規制を新設又は改廃する際に発生する効果や負担を予測・評価する規制の政策評価制度のうち、規制の新設又は改廃による競争状況に与える影響を評価するもの（以下「競争評価」という。）。

第一 競争評価の概要

1. 競争評価の対象

【要点】

- 競争評価は、規制の政策評価の一部であり、規制の新設又は改廃によって発生する効果や負担のうち、競争状況に与える影響を予測・評価するもの。
- 規制には、経済的規制及び社会的規制等の様々な種類の規制が存在するが、どのような規制であっても、競争に影響を及ぼす可能性がある。
- 規制の政策評価の対象となる規制は競争評価の対象となる。また、簡素化した評価手法の対象となる規制の新設又は改廃や、規制を緩和する改廃についても競争評価の対象となる。
- 国民への説明責任の観点から、規制の政策評価の対象とならない規制であっても各行政機関が競争評価を行うことが推奨される。

競争評価は、規制²の政策評価制度のうち、規制の新設又は改廃による競争状況に与える影響を評価するものであり、競争評価の対象は規制の政策評価の対象と同じである。そのため、評価の進め方（評価の時期）、規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況（ベースライン）、代替案など、評価に当たっての基本的な考え方は規制の政策評価の考え方に準じる。例えば、ベースラインの設定についても、規制の政策評価と同様に、規制の新設又は改廃をしない場合に、この先どのような競争状況になるかを想定し、これをベースラインとした上で、規制の新設又は改廃を実施した場合との差分を規制の新設又は改廃が競争状況に与える影響と考える。

規制には、産業の健全な発展等を目的とした価格規制、数量規制等の経済的規制と、国民の生命・財産の安全確保、環境保全、消費者保護、文化の保護等を目的とする安全規制、環境規制等の社会的規制がある。経済的規制がその内容によって競争に影響を及ぼす可能性があることは容易に理解されるが、社会的規制についても経済活動に対する効果や負担を伴う場合や、事業者の経済活動に対する制限の内容や程度によっては、事業者の自由な事業活動を妨げ、新たな事業活動を展開していくことを困難にすることがあり、経済的規制以外の規制についても競争評価を行う必要がある³。

また、簡素化した評価手法を用いた規制の政策評価についても、通常の規制の政策評価と同様に競争評価を行うため、本マニュアルは簡素化した評価についても当てはま

² 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条第 6 号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策。

³ OECD 競争評価ツールキット（第 2 巻：ガイダンス）においても、社会的規制も競争評価の対象としている。例えば、「各種の正当な社会的・経済的利益の達成を目的として政府により規制が法制化されているが、競争の拡大により国内経済や消費者に便益が及ぶ可能性がある点を念頭に置くことが肝要である。」（9 頁）といった記載がある。

邦訳版 URL <https://www.oecd.org/daf/competition/JAPANESE%20-%20Guidance%20-%20Vol%202.pdf>

るものである⁴。さらに、規制を緩和する改廃についても、規制の政策評価と同様に競争評価を行う。競争評価を行う際の評価の単位についても規制の事前評価と同じ評価の単位を設定する。1つの規制の事前評価書に複数の評価の単位が含まれる場合には、評価の単位ごとにそれぞれチェックリストを作成する。規制の事前評価で設定した代替案についても、競争状況への影響を把握するため、チェックリストに評価を記載する。

なお、事前評価を行うことが義務付けられた規制以外のもの（規制以外の法令、省令・告示、行政指導、個別行政処分、地方自治体の条例等）についても、競争に影響を及ぼすことがあり得るため、競争評価に関する考え方やチェックリストを参考に競争への影響を把握することが推奨される⁵。公正取引委員会では、地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック⁶を作成・公表しており、地方行政における想定事例とともに、競争評価チェックリストの活用方法を示している。

2. 競争評価に当たっての基本的な考え方

【要点】

- 一度生じてしまった規制による経済的損失は埋め合わせることができないため、規制による競争への影響については、慎重に検討・把握する。
- 規制の規模が大きくなるほど、事業活動に与える影響は大きくなるため、競争への影響をより慎重に検討・把握することが望ましい。

規制は、一度導入されると、規制の影響を受ける業界によっては、規制の存在が前提条件となり、規制の撤廃が困難になることがある。このため、状況が変化しても、規制の見直し、変更は容易ではなく、規制がそのまま温存されるおそれがある。

また、規制が競争に影響を及ぼす場合、市場で事業活動を行う多くの事業者の多様な活動を制限するなどの経済的損失を発生させることがある。また、仮に規制を変更したとしても、規制によって一度発生してしまった経済的損失を埋め合わせすることはできない。そのため、規制が競争に影響を及ぼす場合は、競争評価により、その影響を慎重に検討・把握することが必要である。

一般的に規制の規模が大きくなれば、新設又は改廃に伴う費用も大きくなる。競争に及ぼす影響についても同様であり、規模の大きい規制が競争に影響を及ぼす場合、その影響も大きくなるため、規模の大きい規制については、競争評価により、その影響を慎重に検討・把握することが望ましい。

⁴ 簡素化した評価手法の詳細については、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承、平成29年7月28日一部改正、令和6年3月15日一部改正）を参照のこと。

⁵ OECD 競争評価ツールキット（第2巻：ガイダンス）においても、競争評価は中央省庁のみならず、全ての行政機関にとって有益なものであり、地方自治体にツールキットを適用することができる旨が記載されている（3頁）。

⁶ <https://www.jftc.go.jp/gyosei/handbook/handbook.html>

ただし、規模の大きくない規制であっても、中小事業者が強く影響を受けるような規制である場合等には、事業活動に与える影響が事前の想定を超えるものとなることがある。したがって、そのような規制についても、競争評価によりその影響を慎重に検討することが望ましい。

第二 競争評価チェックリストの回答に当たっての考え方

1. 競争評価チェックリストの回答に当たっての前提

【要点】

- 一定の需要者又は供給者を対象にして複数の者が事業活動を行っているという通常想定される事業活動は、広く競争評価における競争⁷に該当する。
- 競争評価という事業とは、商品・役務等の何らかの経済的利益の供給に対して、対価等の反対給付を反復継続して受ける経済活動のことである。
- 競争評価における事業者とは、事業を行う者であり、営利団体であるか非営利団体であるか、個人であるか法人であるか、民間事業者であるかそうでないかを問わず幅広く含まれることになる。

(1) 競争について

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条4項によれば、競争とは「二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。

- 一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること
- 二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

である。競争評価という競争もこれと同様の意味である。

その事業活動が収益性を有するか、適法か、健全かといった点等は、その事業活動が競争に該当するかどうかと関係はない。具体的には、例えば下記のような行為であっても、競争評価における競争に該当すると考えられる。

【競争に該当する例】

- 二以上の教育・研究機関が提供する教育・学術サービスの提供
- 二以上の自然物の採取を行う者が行う自然物の生産・販売
- 二以上の者による風俗環境に害を及ぼし得る遊技サービスの提供

このような事業活動をも競争に含むということからも、一定の需要者又は供給者を対象にして複数の者が事業活動を行っているという通常想定される事業活動は、広く競争評価における競争に該当する。

⁷ 競争評価においては競争が行われている市場を特定することが望ましい。その考え方については後記（第四 より効果的な評価を行うための視点（22頁））。

(2) 事業者について

「競争評価に関する考え方」(3頁)に記載のとおり、事業者とは事業を行う者を指す。一般的に事業とは商品・役務等の何らかの経済的利益の供給に対して、対価等の反対給付を反復継続して受ける経済活動を指し、大半の経済活動が事業に該当する。また、事業を行う主体の法的性格は問うものではなく、営利団体であるか非営利団体であるかどうかや、個人であるか法人であるかどうか、民間事業者であるかどうかを問わず、事業を行う者は、全て事業者に該当する。

また、事業者には、現に事業を行っている者のみならず新規参入者(新規参入を検討している事業者や新規参入し得る潜在的事業者)も含まれるほか、直接規制を受ける事業者のみならず、間接的に規制を受ける事業者等、規制の新設又は改廃によって影響を受ける事業者が広く含まれる。

【事業者に該当する例】

- 工業製品の製造・販売を行っている者
- 教育・学術サービスを提供し、その対価として授業料等の給付を反復継続して受ける学校、学習塾、カルチャースクール等の教育機関
- 農作物や海産物を生産・販売し、その対価を反復継続して受ける第一次産業従事者
- 風俗環境を害し得るような、遊技サービスの提供や酒類を提供する飲食店を営み、その対価を反復継続して受ける者
- 資格を要するサービスを提供し、その対価を反復継続して受ける個人(公認会計士、行政書士、弁護士、医師等)

※ 資格を要するサービスについては、資格を有する個人が事業として提供するほか、資格を有する個人が特定の事業者に従業員として雇用され、当該事業者が事業として提供する場合がある。この場合、資格を有する個人も当該事業者を離れて事業を行い得る場合、個人が潜在的な事業者であることは否定されない。

【事業者に該当しない例】

- 総体として観念されている「国民」(例えば、税や社会保障等に係る届出義務を課される個人)
- 行政機関
 - ※ 行政機関が事業活動を行っている場合、当該活動は事業に該当し、行政機関も事業者となる。
- 個人として事業活動を行っていない従業員

2. 競争評価チェックリストの回答を行う段階や手順について

【要点】

- 競争評価も規制の政策評価と同様に、規制検討段階及びコンサルテーション段階等で活用されることが望ましい。
- チェックリストは、規制により競争に負の影響を及ぼす可能性がある事項を質問項目にしたものであり、政策立案を担当する職員によって判断の差が出ないよう、可能な限り外形的に判断できるようにしている。
- ある質問項目の回答内容が他の質問項目の回答内容と重複する場合もある。その際は、いずれか一方を「はい」と回答するのではなく、いずれにも「はい」と回答することになる。
- チェックリストの各質問に対して「はい」又は「いいえ」と回答し、いずれの場合も回答の理由（具体的な影響内容や説明を含む。）を記載する。いずれかの質問に対して「はい」と回答している場合は競争に負の影響を及ぼす可能性があるとして整理され、全ての質問に対して「いいえ」と回答している場合は基本的に競争に負の影響を及ぼさないと整理される（ただし、全ての質問に対して「いいえ」と回答している場合であっても、付加的な要素を勘案すると競争に負の影響を及ぼす可能性が生じる場合もある）。
- チェックリストの各質問に対する全ての回答を踏まえて、「結論」に、規制が具体的に競争にどのような影響を及ぼす可能性があるのかを記載する。この「結論」の記載が競争評価の結果となる。そして、競争に負の影響を及ぼす可能性がある場合は、これを規制の事前評価書の「4 負担の把握」欄に記載する。
- チェックリストの質問項目は、あらゆる規制に適用する一般的なものであるため、規制に関係する個別事情を全てチェックできるものではない。チェックリストの質問項目以外に、規制に関係する個別事情が競争に影響を及ぼす可能性がある場合は、付加的な要素として「結論」欄に記載することが可能である。

（1）競争評価を行う段階について

競争評価は、規制の政策評価の一部であることから、競争評価を行う段階は規制の政策評価に従う。「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（6頁）によれば、「政策評価を計画的に実施し、事前評価の段階的着手に努める。」とされているところ、同ガイドラインの別添3（「規制のライフサイクルの各段階における事前評価の活用」）においては、規制検討段階、コンサルテーション段階、規制決定段階に分けて、各段階の留意事項が示されている。競争評価については、例えば、以下のような活用の方法がある。

チェックリストの記入については、まず規制検討段階において政策立案の担当者が「はい」、「いいえ」の回答案を作成する（規制検討段階では「はい」、「いいえ」のどちらも回答できない項目がある場合、不明点を明確にしておくことも重要である。）。その後、コンサルテーション段階で利害関係者や有識者から関連情報を収集し

た上で、適宜チェックリストの回答案を追記・修正し、規制検討段階で不明点があった場合はその点も回答する。その後の規制決定段階において、規制検討段階やコンサルテーション段階から内容が大きく変わった場合は、競争評価を再度行うことは有用であり推奨される。

(2) 競争評価の手順について

●競争評価チェックリストの「はい」、「いいえ」について

これまでの試行的実施の状況を踏まえると、競争評価は政策立案を担当する職員によって、その判断に差が生まれやすいため、チェックリストの質問項目は、規制の内容に基づき外形的に判断し、回答できるようにしている。

政策立案を担当する職員は、チェックリストの個々の質問項目に回答する際に、規制の事実関係等に基づき、「はい」又は「いいえ」と回答しその理由を記載するが、この理由の記載では、「はい」又は「いいえ」と回答した理由についてのみ記載する。例えば、個々の質問項目において「はい」と回答し、その理由の記載では「しかし競争全体には負の影響は及ぼさない」や、「競争への負の影響は限定的である」等「はい」と回答している理由とは異なる記載をしてはならない。個々の質問項目に対する回答は競争評価の一要素であるため、事実関係等に基づき、「はい」又は「いいえ」のどちらかを回答した理由についてのみ回答しなければならない。

また、ある質問項目の内容が他の質問項目の内容と重複する場合もある。その際は、いずれか一方のみに「はい」と回答するのではなく、いずれにも「はい」と回答する。例えば、ある許認可等を設定する規制について、地理的制限を行うことが許認可等の条件となっている場合、この規制についてはチェックリストの「(1) 事業者の数の制限」の「問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか」及び「問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか」のどちらの質問項目に対しても「はい」と回答する。

●「結論」(競争に影響を及ぼす可能性があるか整理されるか否か)について

チェックリストの「結論」欄の記載方法としては、チェックリストのいずれかの質問に「はい」と回答している場合には、基本的には競争に負の影響を及ぼす可能性があるものとして整理されるため、該当する質問項目についての具体的な影響の内容を記載することが競争評価の「結論」となる。そして、この「結論」を規制の事前評価書の「4 負担の把握」⁸欄(規制の事前評価書【様式1】参照)に記載することをもって競争評価の作業が完了する。チェックリストのいずれかの質問に「はい」と回答しているにもかかわらず、「結論」欄で十分な説明なしに競争に負の影響を及ぼさ

⁸ 代替案についても、競争評価チェックリストの質問に回答した結果、競争に負の影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、最終的な評価結果を「2 規制の妥当性(その他の手段との比較検証)」の欄に記載する。

ないとはできない。

ただし、チェックリストの質問に「はい」と回答している場合でも、下記のような付加的な要素として規制に関係する個別事情を考慮すると、競争に負の影響を及ぼさない場合もある。この場合は、チェックリストの質問に「はい」と回答していても、競争に負の影響を及ぼさないものと整理されるため、この整理が競争評価の「結論」となる。

各質問に全て「いいえ」と回答している場合、基本的には競争に負の影響を及ぼさないものとして整理されるため、その旨及び各質問への回答を踏まえた理由を記載することが競争評価の「結論」となる。そして、この「結論」を規制の事前評価書の「3 効果（課題の解消・予防）の把握」欄⁹（規制の事前評価書【様式1】参照）に記載することをもって競争評価の作業が完了する。

ただし、全ての質問に対して「いいえ」と回答している場合であっても、下記のような付加的な要素として規制に関係する個別事情を考慮すると、競争に負の影響を及ぼす場合もある。この場合は、チェックリストの全ての質問に「いいえ」と回答していても、競争に負の影響を及ぼす可能性があるものとして整理されるため、この整理が競争評価の「結論」となる。そして、この「結論」を規制の事前評価書の「4 負担の把握」欄に記載することをもって競争評価の作業が完了する。

なお、「結論」欄の記載については、チェックリストの個々の質問項目の回答内容、及びそれらの回答の事実関係等と異なることがないように記載しなければならない。競争に負の影響を及ぼさないという「結論」の場合であっても、競争評価の結果を規制の事前評価書に記入することは妨げられない。特にチェックリストの質問に「はい」の回答があり、付加的な要素として規制に関係する個別事情を考慮し、競争に負の影響を及ぼさないと「結論」で整理される場合については、「結論」についての説明責任を果たす観点から競争評価の結果を規制の事前評価書に記入することが望ましい。

●付加的な要素について

チェックリストの質問項目は、あらゆる規制に適用される一般的なものであるため、市場の構造や現在の競争状況等の規制に関係する個別事情が全て網羅されてはいないことから、チェックリストの質問項目以外に、規制が競争に影響を及ぼす可能性のある個別事情がある場合は、そうした個別事情を付加的な要素として「結論」欄に記載する。

付加的な要素には、チェックリストの個々の質問項目において「はい」と回答したものの、規制に関係する個別事情を考慮すると、「はい」と回答した理由とは異なる事情が存在するために、結果的に競争に負の影響を及ぼさない場合や、全ての質問に

⁹ 代替案についても、競争評価チェックリストの質問に回答した結果、競争に負の影響を及ぼさないとの結果となった場合には、最終的な評価結果を「2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）」の欄に記載する。

対して「いいえ」と回答したものの、規制に関係する個別事情を考慮すると、「いいえ」と回答した理由とは異なる事情が存在するために、結果的に競争に負の影響を及ぼす可能性がある場合が含まれる（ただし、競争評価における検討である以上、この規制に関係する個別事情は競争に関係するものに限られる。）。

競争に影響を及ぼす可能性のある個別事情としては、例えば、上限価格規制を設ける場合、チェックリストの「(2) 事業者の競争手段の制限」の「問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか」に「はい」と回答することになるが、「市場が寡占状態であり、価格が上限価格よりも非常に高い水準でとどまっているため、上限価格規制によって、市場がより競争促進的になると考えられる」という事情が存在する場合には、「結論」欄にそのように記載することも可能である。また、規制の対象となる商品の売上高は、当該商品の市場の1%程度にしか過ぎない等の理由で、競争に負の影響を及ぼすとは考え難い場合にも、「結論」欄にそのように記載することも可能である。

ただし、これらの事情が生じている場合には、可能な限り具体的・定量的に示すことが望ましい。

また、例えば、需要者（消費者）が現在選択している商品・役務を乗り換える際に金銭的な負担を課すような、スイッチングコストを上昇させる規制を設ける場合、チェックリストには該当項目が存在しないが、スイッチングコストの上昇によって、事業者の競争意欲が減退する等の事情が存在する場合は、規制に関係する個別事情に該当する。このような場合、全ての質問に対する回答が「いいえ」であっても、競争に負の影響を及ぼす可能性があるため、「結論」欄にこの旨を記載すると同時に、規制の事前評価書の「4 負担の把握」欄への記載も必要となる。

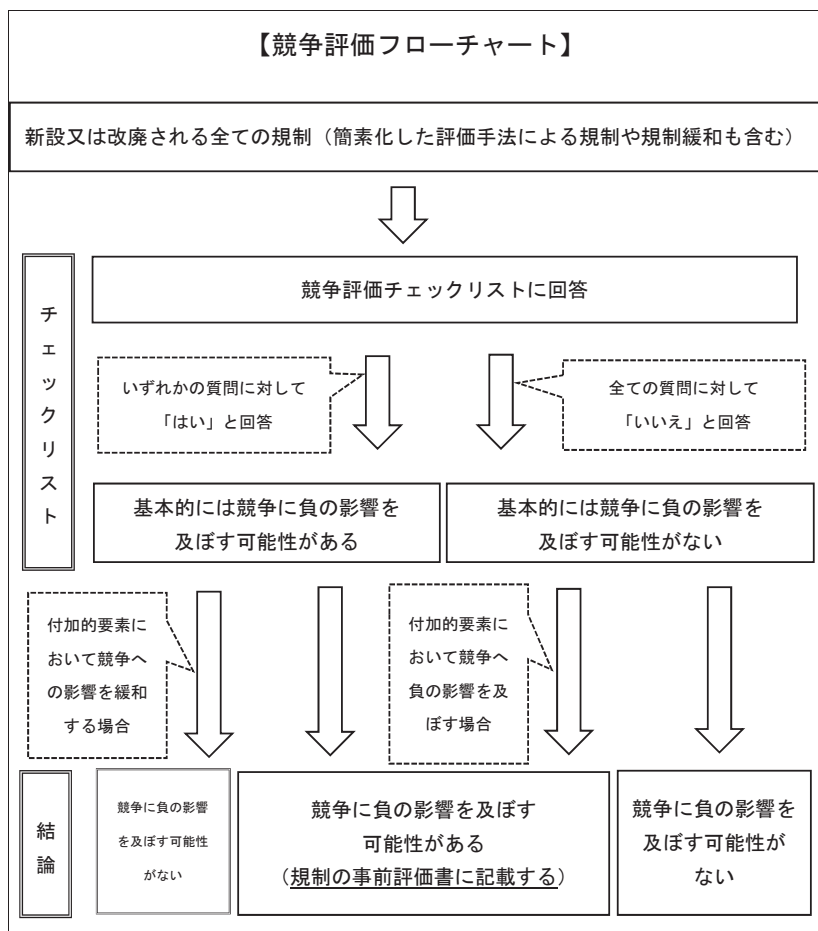
一方、例えば、製品の規格統一を行う規制を設ける場合、チェックリストの「(2) 事業者の競争手段の制限」の「問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか」に「はい」と回答することになるが、「規格を統一することによって、製品の安全性を確保する」ことは、競争に関係する付加的な要素には該当しないため「結論」欄に記載しない。

●その他

競争に負の影響を及ぼす可能性があるとの結論となった場合は、事後評価を実施する際の指標を設定し、規制の事前評価書の「6 事後評価の実施時期」の欄（規制の事前評価書【様式1】参照）に記載する。指標については後記第三を参照されたい。

作成したチェックリストは、規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し、総務省は、試行的実施と同様に本格の実施においても、受領したチェックリストを公正取引委員会へ送付する。公正取引委員会は、送付を受けたチェックリストについて、引き続き、総務省と連携しつつ、必要に応じて、競争評価の更なる改善や競争制限的な規制の分析等の観点から活用する。

なお、競争評価の結果を導出するプロセスとなるチェックリストについては、各行政機関において公表することは求められていないものの、規制の政策評価の「国民への説明に資する」¹⁰という目的に照らすと、自主的に公表することが推奨される。



¹⁰ 規制の政策評価の実施に関するガイドライン（1頁）参照。

3. 競争評価チェックリストの考え方及び「はい」「いいえ」と回答する基準の例

競争の観点から、どのような基準でチェックリストに回答するか判断が難しいこともあると考えられる。そのため、チェックリストの個々の質問項目に対して回答する際の参考となる事例を以下に示すこととする。

(1) 事業者の数の制限

事業者の参入・退出は、本来、市場における競争を通じて決められるべきものであり、事業者の数を制限するような規制は、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものである。規制が事業者の数に影響を与えと考えられる場合、以下の問1から問3のいずれか又は複数の質問に該当し得ると考えられる。「はい」の具体的な理由として、規制がどのような影響を及ぼして、事業者の数を制限することになるのかを記載することが望ましい。

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

本質問では、事業活動の要件として許認可等を設定することで、市場における事業者の数を制限する場合に「はい」と回答する。このため、許認可等を設定する場合であっても、市場における事業者数を制限しないことが明らかな場合は「いいえ」と回答する。

※ 許認可等とは、行政手続法第2条第3号にいう許認可等を指し、行政庁の許可、認可、免許、その他の何らかの利益を付与する処分をいう。許可、認可、免許以外にも、承認、認定、決定、検査、登録等も含まれる。

【(1) 問1に「はい」となる例】

- 事業を行うに当たっての許認可要件を改正する規制（例えば、商品の安全性や信頼性を高めるために、事業者の技術等を一定水準以上に保つよう事業開始の許認可基準を強化する、事業者の財務能力を担保するため資本要件を強化する等）。

※ 許認可等の設定は、許認可等の根拠規定を新設する場合のみならず、許認可等の基準を改正するなど、許認可等を実質的に設定すると考えられる場合も含まれる。

- ある名称を用いて事業を行う又は商品・役務を提供することを一定数の事業者のみに認める規制。

※ 当該名称を用いずとも同種の事業が行える場合又は商品を提供することができる場合は該当しない。なお、本質問のほか（2）問3に該当する可能性がある。

- 一定数の事業者のみに公共調達制度への参加を認める規制。

【(1) 問1に「いいえ」となる例】

- 事業者ではない個人や団体に対し、その所有する物の使用や変更に当たって、許可の取得を義務付ける規制。

- 事業の開始に当たって届出を義務付けるが、代表者の氏名や事業所の所在地等を記載した書類を提出することで足り、実質的な負担を求めない規制。なお、届出の負担によって、市場における事業者数が制限されないことについて、可能な限り具体的に・定量的に示すことが望ましい。
- 既に設定されている規制を緩和する場合。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

本質問では、事業者が活動する地理的範囲を制限することで、市場における事業者の数を制限する場合に「はい」と回答する。このため、地理的範囲を制限する場合であっても、市場における事業者数を制限しないことが明らかな場合は「いいえ」と回答する。

【(1) 問2に「はい」となる例】

- 本来自由に取引できる地理的範囲の中で、特定の地域への商品・役務の供給を制限する規制（商品・役務の供給地域を分割する規制、事業者が活動可能な地区を定めそれ以外での活動を制限する規制、特定の地域をまたがる商品の移動を制限する規制等）。
- 特定の地域において既存の店舗から一定の距離を置かなければ事業活動を行うことができないとする規制。

【(1) 問2に「いいえ」となる例】

- 商品の製造地域や産地の表示を義務付ける規制。
 - ※ 表示に関する制限が行われるが、商品の提供地域や事業活動が可能な地域自体が制限されるものではない。なお、(2) 問3に該当する可能性がある。
- 広告の具体的な設置場所を制限する規制。
- 事業の開始に当たって、都道府県知事の許可の取得を義務付ける規制。
 - ※ ただし、規制の対象となる事業が供給する商品・役務について、都道府県の範囲を超えて取引することが通常である場合、事業者が活動する地理的範囲を制限するときは「はい」となる。都道府県の範囲を越えて取引されないものである場合は、当該質問については「いいえ」となるものの、(2) 問3に該当する可能性がある。
- 既に設定されている規制を緩和する場合。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

【(1) 問3に「はい」となる例】

- 既存の設備には義務を課さないが、新規に設置する設備には義務を課す規制（既存の生産工場には新しい規制を免除し、新設される生産工場には、新しい規制の要件を

満たすことを求める規制等)。

- 商品の安全性や信頼性を高めるために、事業開始の許認可基準を厳格化し必要な投資額を増加させたり、特殊な資格を保有する従業員の配置を求めたりすることで、事業活動に最低限必要とされる資本や人員配置要件を引き上げる規制。

※ 新規参入者が資本や労働力を容易に集めることができるなど、新規参入者にとって基準・要件を満たすことが容易であり、既存事業者がコスト面で優位とならない場合は、該当しないと考えられる。

- 特殊な用途のみに用いられ、売却や他の用途への転用ができない機器や設備を導入することを求める規制。

※ 通常、サunkコスト（埋没費用）と呼ばれるものであり、新規参入に際して新たに発生し、退出時に回収不可能なコストである。サunkコストは、事業を行うために必要な機器や設備に要する費用であるため、既存事業者も新規参入者も負担をしなければならないものである。既存事業者が負担したサunkコストよりも新規参入者に負担させるサunkコストを引き上げるような規制の新設又は改廃は参入障壁となる。また、既存事業者はサunkコストを負担する必要がなかったが、新規参入者のみにサunkコストを負担させる規制も、参入障壁となる。

【(1) 問3に「いいえ」となる例】

- 一定の機器や設備の導入を求める規制であるものの、当該機器や設備が容易に売却できたり、他の用途に転用できたりする場合（コストではあるが、サunkコストではない。）。なお、当該機器や設備が容易に売却できたり、他の用途に転用できたりすることについて、可能な限り具体的・定量的に示すことが望ましい。
- 新たに必要となるコストが小さく、既存事業者と新規参入者の間にコスト面での非対称性が生じない場合。なお、必要となるコストが小さいことや、既存事業者と新規参入者の間にコスト面での非対称性が生じないことについて、可能な限り具体的・定量的に示すことが望ましい。

(2) 事業者の競争手段の制限

事業者が、どのような商品・役務をどの価格水準で販売するのか、どのような販売方法・宣伝方法を選択するのか等の事業者の競争手段を制限するような規制は、事業者の自由な行動を制限することによって、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものである。そのため、規制が事業者の競争手段に制限を与えると考えられる場合、以下の問1から問3のいずれか又は複数の質問に該当し得ると考えられる。「はい」の具体的な理由として、規制が事業者のどのような競争手段を制限するかなどを記載することが望ましい。

問 1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

【(2) 問 1に「はい」となる例】

- 上限価格を設ける規制、下限価格を設ける規制、価格帯規制を設ける規制（上限及び下限価格規制）。
- 価格の許認可等を設ける規制。
- 生産割当て等事業者の供給量を制限するような規制。

【(2) 問 1に「いいえ」となる例】

- 既に設定されている規制を緩和する場合。

問 2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

【(2) 問 2に「はい」となる例】

- 商品の性能基準を設けることで性能を制限する規制。
- 商品の最低品質を確保するために、商品の製造方法を一定の方法に制限する規制。
 - ※ ある事業者にとって、製造方法が重要な競争手段である場合（例えば、コスト上の優位性を確保するなど）、規制が商品の最低品質を確保するものであっても、その規制が競争手段の制限になる可能性がある。
- 価格変動の大きい高リスクの商品の販売を禁止する規制。
- 特定の化学物質等の原材料を含有した商品の製造・販売を禁止する規制。

【(2) 問 2に「いいえ」となる例】

- 事業者に対して、商品・役務の供給に直接関連しない、特定の職種の従業員の配置を義務付ける規制。
 - ※ ただし、例えば士業の場合など、従業員の配置が、事業者の商品・役務の供給に影響を与えるものは「はい」に該当する。また、配置を義務付けられる従業員が、特定の資格や技能を持つ従業員の場合、(2) 問 3に該当する可能性がある。
- 規制によって制限される対象の商品・役務の種類、品質、性能、規格等について、既存の全ての事業者や将来的な新規参入者が開発する意欲がないと見込まれる場合。なお、既存の全ての事業者や将来的な新規参入者が開発する意欲がないことについて、可能な限り具体的・定量的に示すことが望ましい。
 - ※ 規制によって商品・役務の種類等が制限される点で、競争に負の影響を及ぼす可能性があるが、事業者に当該種類等を開発する意欲がそもそもないのであれば、競争への負の影響は生じないものと考えられる。
- 既に設定されている規制を緩和する場合。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

【(2) 問3に「はい」となる例】

- 対面販売以外の販売方法を禁止する規制（購入時に使用方法の説明を対面で行うことを義務付けインターネット上での販売等を制限する規制等）。
- 広告の相手先の制限、広告の開始時期の制限、広告内容の制限、一定の広告を行う義務付けをする規制。

【(2) 問3に「いいえ」となる例】

- 既に設定されている規制を緩和する場合。

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

事業者の中には、市場における競争を回避しようと談合やカルテル等の競争回避的な行動をとる事業者もある。このような競争回避的な行動をとるために、事業者が提供する商品・役務の価格や生産数量・販売数量の具体的な計画や見通しに係る情報等が必要となる。

ある事業者が他の事業者の生産量や売買価格等の重要な情報を入手することができれば、その事業者は他の事業者の事業活動を容易に予測することができ、談合やカルテル等の競争を回避する行動をとるインセンティブが生じる。

談合やカルテル等の大きな弊害の1つは、需要者（消費者）が商品・役務を得るために支払う金額が、競争が行われている水準と比較して高くなってしまふことにある。その需要者が失った利益を談合やカルテル等を行う一部の事業者が不当に得ていることになる。

したがって、現在事業者間で共有されていない情報について、共有・公開を求める仕組みを導入する規制は、事業者間での情報交換・行動の予測を容易にすることで、談合やカルテル等の競争回避的行動を誘発し、その結果、市場の競争に直接的な影響を及ぼす可能性がある。そのため、このような規制を新設又は改廃する場合は、「はい」と回答する。「はい」の具体的な理由として、どのような情報の交換を促すのか、どの事業者間の情報の交換を促すのかなどを記載することが望ましい。

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

【(3) 問に「はい」となる例】

- 事業者に対して一般的には公開されない価格、数量等の公開を義務付ける規制。

- 事業者団体（業界団体）に、事業者が提供する商品の価格、数量等の情報を収集させ、当該情報を管理させる規制。
- 事業者間で連携又は共同して計画を作成したり事業を実施したりするなど、価格、数量等の情報の交換が促進され得る仕組みを設ける制度。

【（３）間に「いいえ」となる例】

- 事業者に対して、商品・役務の取扱い上の注意を公開することを義務付ける規制。
- 事業者が一般的に公開している情報を、規制所管府省が公表するため、事業者から報告を徴収する規制。

【（４）需要者が利用できる情報・選択肢の制限

競争による利益を享受するには、供給者（事業者）側だけに着目するのではなく、需要者（消費者）側も考慮する必要がある。規制によって、需要者が利用できる情報や選択肢が制限される場合、供給者である事業者は、自らが提供する商品・役務が選択・消費される可能性が小さくなることから、新たな商品開発への投資や、現在提供している商品・役務を改善する意欲を失う可能性がある。このようにして、規制が直接的な影響を及ぼす対象が供給者（事業者）であっても、その影響を通じて間接的に需要者（消費者）にも影響を及ぼす可能性がある。

したがって、このような規制を新設又は改廃する場合、競争に負の影響を及ぼす可能性があることから、質問に対して「はい」と回答する。「はい」の具体的な理由として、需要者（消費者）にとって制限されることになる具体的な情報や選択肢を記載することが望ましい。

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

【（４）間に「はい」となる例】

- 需要者（消費者）の正しい選択に資する広告の媒体、回数、場所、内容等を制限する規制。
- ある商品について一般消費者に対する広告を禁止する規制。
- 事業者が需要者に提示できる商品の数や選択肢等を制限する規制。

【（４）間に「いいえ」となる例】

- 事業者に対し、需要者に商品・役務を供給する際の説明義務を課す規制。

結論

【各質問の回答では競争に及ぼす影響を適切に把握できない例】

- 新規参入者を確保し、競争をより活発にするために、限られた設備を保有する事業者に対して当該設備への新規参入者のアクセスを確保する規制。
 - ※ 被規制事業者の事業活動を制限する点で、競争に負の影響を及ぼす可能性があるが、新規参入者を確保することに資するため、結果的に競争を促進すると考えられる。
- 大きなシェアを有する事業者が存在する市場において料金水準を制限する規制。
 - ※ 市場において大きなシェアを有する事業者の価格設定の自由を制限する点では、競争に負の影響を及ぼす可能性があるが、規制を設けなければ、大きなシェアを有する事業者が自由に価格をつり上げることが予想されることから、その競争回避的な行動を防止し、結果的に競争を維持・促進することができる。

【競争に負の影響を及ぼす可能性があるものの、その影響を緩和する要素がある例】

- 規制により参入に際して一定の設備が必要となりコストが増加するが、当該設備の導入コストのほとんどは事業者に平等に補助金で手当てされる規制。
 - ※ 補助金を申請した事業者にとって実質的にコスト増加とならないため、規制が参入障壁とならず、競争に影響がないと考えられる。

【競争を促進する影響がある例】

- 規制を緩和し、一律に事業者全てのコストを減少させると考えられる場合。
- 虚偽若しくは誇大な広告・営業を排除し、又は需要者（消費者）にとって最低限必要な広告されるべき事項を定める規制。
 - ※ 需要者にとって利用可能な情報を減少させるという点においては、競争に負の影響を及ぼす可能性があるが、需要者の正しい選択を容易にする結果、需要者の利益を確保すると同時に、供給者（事業者）の競争意欲を維持・増加させると考えられる。
- 公平な情報公開を義務付けることで、競争者間においてアクセスできる情報の格差を解消する規制。
- 特定の事業者が規制を回避することができないようにすることにより、事業者間の公正な競争を確保する規制。

なお、これらの事情が生じている場合には、可能な限り具体的・定量的に示すことが望ましい。

第三 事後評価の実施に当たっての考え方

【要点】

- 競争評価においても、規制の事前評価と同様に事後評価を行う必要がある。具体的には、チェックリストの各質問項目に「はい」と回答している場合は、指標を設定し、規制の事前評価書に記載する。指標を設定するのは、規制の事前評価と同じ段階で行う。
- 簡素化した事前評価においても、チェックリストの各質問項目に「はい」と回答している場合は、指標を設定し、規制の事前評価書（簡素化）に記載する。
- 事後評価のためのベースラインを設定し、そのベースラインからの指標の変化（規制の新設又は改廃前と規制の新設又は改廃後の変化）をもって、競争評価の事後評価を行う。

競争評価も事後評価を行う必要がある。

具体的には、チェックリストの各質問項目において、「はい」と回答している場合、基本的には競争に負の影響を及ぼす可能性があるため、規制の事前評価書の「事後評価の実施時期」の欄（規制の事前評価書【様式1】参照）に指標を記載する。また、簡素化した事前評価においても、チェックリストの各質問項目において、「はい」と回答している場合、基本的には競争に負の影響を及ぼす可能性があるため、規制の事前評価書（簡素化）の「事後評価の実施時期」の欄（規制の事前評価書【様式2】参照）に指標を記載する。また、この指標を設定するのは、規制の事前評価と同じ段階で行う。

なお、チェックリストの質問に「はい」と回答している場合であっても、付加的な要素として規制に関係する個別事情を考慮すると、競争に負の影響を及ぼさない場合がある。この場合は、チェックリストの質問に「はい」と回答していても、競争に負の影響を及ぼさないものと整理されることから、指標を記載しなくてもよい。全ての質問に対して「いいえ」と回答している場合であっても、付加的な要素として規制に関係する個別事情を考慮すると、競争に負の影響を及ぼす場合もある。この場合は、チェックリストの全ての質問に「いいえ」と回答していても、競争に負の影響を及ぼす可能性があるとして整理されることから、指標を記載する。

競争評価の事後評価の実施に当たっては、規制の事前評価において、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは、緩和されなかったらどうであったかという仮想的状況）を設定することが必要となるが、そのベースラインからの指標の変化をもって、競争評価の事後評価を行う。指標の変化については、規制の新設又は改廃前と新設又は改廃後をそれぞれ定点的に比較することも考えられるが、その間の指標の推移も調査することでより効果的な事後評価を行うことができる。

事前評価において、定性的な記載にとどまる場合、事後評価においても定性的な記載にとどまらざるを得ず、効果的な事後評価が困難となる。したがって、事後評価を効果的に行うためには、事前評価の段階で何らかの定量的な指標を設定する必要がある。以下に示すのは事後評価の指標の例である。

1. 事後評価における定量的な指標の例

- 事業者数（新規参入者数を含む）
- 市場規模
- 開廃業率
- 市場シェア
- 市場集中度（もしくはHHI（ハーフィンダール・ハーシュマン指数）¹¹⁾
- 商品・役務の価格、数量、種類
- 需要者（消費者）の選択肢の数

定量的な指標として何を設定できるかについては、市場の構造や現在の競争状況等の規制に関係する個別事情によるところが大きく、上記の例が全ての規制に当てはまるわけではないが、上記の指標については、多くの規制について、簡易的に市場の競争状況を捉えられるものであり、指標として活用しやすい。例えば、事業者数に影響を与える可能性がある規制については、事業者数や市場シェアを、商品・役務の価格に影響を与える可能性がある規制については、商品・役務の価格や数量を、新規参入に影響を与える可能性がある規制については事業者数や開廃業率を指標とすることが考えられる。

また、競争評価の事後評価を行うに当たっては、必要に応じて、いくつかの指標を組み合わせて分析することも考えられる。例えば、シェアの推移だけでなく、併せて事業者数の推移も考慮することで、より効果的な事後評価を行うことができる。

しかし、個別の規制において事後評価の指標を設定するに当たっては、チェックリストにおいて、「はい」と回答している質問項目や付加的な要素として記載している項目に関連する指標を重点的に設定することが望ましい。

また、規制によって競争に負の影響を及ぼす可能性があるものの、具体的にその影響を受ける要素を特定できない場合、事前評価の規制検討段階やコンサルテーション段階において、需要者（消費者）アンケート、供給者（事業者）アンケート等を実施し、規制によって影響を受ける要素を把握することも考えられる。これらのアンケートにより、需要者が商品・役務の選択の理由として価格を重視していることや、規制が供給者の数に影響を及ぼす可能性があることが判明すれば、これらに関する指標を事後評価の指標とすることが考えられる¹²⁾。

¹¹⁾ 市場シェアにおいて、一部の事業者にシェアが集中しているかを知ることで競争状況や市場構造の集中度を把握できる。HHIは、市場における個々の事業者の市場シェア（%）を二乗した値を計算し、これを当該市場に係る全事業者について合計し算出する（市場における各事業者の市場シェアの二乗の総和）。

算出したHHIについての考え方として、例えば公正取引委員会の企業結合審査においては、[1] 企業結合後のHHIが1,500以下である場合、[2] 企業結合後のHHIが1,500超2,500以下であって、かつ、HHIの増分が250以下である場合、[3] 企業結合後のHHIが2,500を超え、かつ、HHIの増分が150以下である場合については、通常、競争を実質的に制限することとはならないとしており、市場集中度がどの程度以下であれば競争に影響がないかの判断の参考にすることができる。

¹²⁾ 指標のファクトとなるデータの収集については、各事業所管官庁における統計に加え、事業所管官庁以外の統計やデータも活用できる。

2. 事後評価における考え方の例

以下、公正取引委員会が過去に発表した実態調査報告書を材料に、指標を活用した規制の競争に及ぼす影響の把握・分析の考え方について例示する（もちろん、下記のとおりに分析しなければならないわけではない。）¹³。

○市場シェアを使った例

例：「電力市場における競争の在り方について」6頁、24頁（平成24年9月公正取引委員会）

¹⁴「平成22年度における自由化分野の新電力のシェアは、販売電力量でみて約3.5%であった。地域によるバラつきはあるが、シェアの大きいところでも、東京電力管内の約6%、関西電力管内の約5%であり、自由化後10年以上を経た現在においても、新電力のシェアは依然として小さい。」「…電力市場の現状に照らすと、小売分野において参入が自由化されたにもかかわらず、有効な競争が行われていないと認められる。」

新電力のシェア推移（平成17年度～平成23年度）（単位：％）

年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
シェア	1.96	2.35	2.57	2.54	2.82	3.47	3.56

出所：総需要電力量速報（資源エネルギー庁）

例：「ブロードバンドサービス等の競争実態に関する調査報告書」14頁（平成16年4月公正取引委員会事務局）

「ADSL事業者ごとのシェアを示す正確な統計は見当たらないものの、各種の公表データにより主な事業者の加入者数ベースのシェア等をみると、…ADSL分野における寡占化の傾向がうかがわれる。」

○価格を使った例 ※ある時点を基準として指数化

例：「電力市場における競争状況と今後の課題について」11頁（平成18年6月公正取引委員会）¹⁵

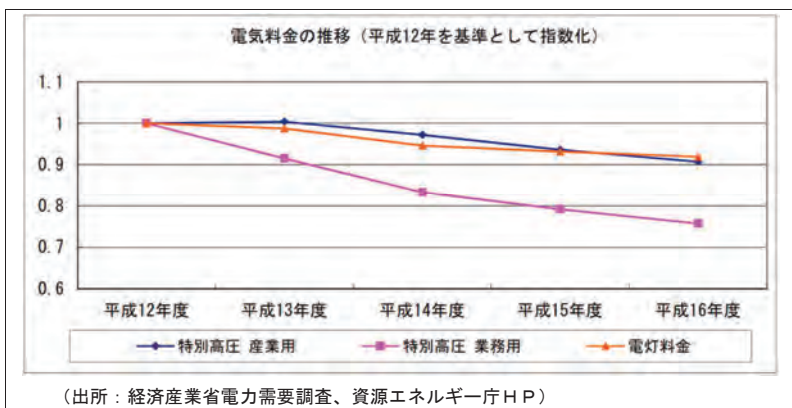
「自由化以降の電気料金について規制分野のうちの電灯料金、自由化分野のうちの特別高圧業務用及び特別高圧産業用を年度ごとにみると、一貫して低下傾向にあることが分かる。特に、各一般電気事業者の供給区域においてわずかながらも競争が行われている特別高圧業務用での料金低下傾向が他の分野と比較して大きい。このことから、PPSとの直接の競争が行われている分野での料金低下は、競争があまり生じていない分野に比して大きく、競争が料金低下の一つの要因となっていると考えられる。」

¹³ 公取委において行っている、競争への影響に関するより詳細な経済分析については、例えば「平成28年度における主要な企業結合事例について」を参照。

URL: https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/jirei/28nendo_files/170614.pdf

¹⁴ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/cyosa/cyosa-sonota/h24/120921.html>

¹⁵ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/cyosa/cyosa-sonota/h18/06060703.html>



○需要者（消費者）アンケートや供給者（事業者）アンケート、事業者ヒアリングを使った例

（１）需要者へのアンケート

需要者アンケートでユーザーの意識を把握することにより、商品・役務の選択理由から、当該商品・役務についてどのような競争が行われているか推測することが可能である。

（例）

「ブロードバンドサービス等の競争実態に関する調査報告書」19 頁（平成 16 年 4 月公正取引委員会事務総局）

→「ユーザーアンケートでユーザーの意識をみると、…現在利用している ADSL 事業者を選択した理由として、他の ADSL 事業者よりも月額利用料金が安いことを挙げる利用者が 33.6% を占め、それが群を抜いて多いことから、料金の高低がユーザーによる事業者選択の重要な要素となっている様子がうかがわれる。このような消費者による事業者選択の意向が上記のような事業者間の料金競争に大きな影響を与えているものと考えられる。」

（２）供給者へのヒアリング・アンケート

事業者数の正確な統計がない場合も、例えば、事業者数については、事業者からのヒアリングにより大凡の推計をすることができる。また、参入事業者数などについては、事業者アンケート調査で参入時期を問うことにより把握することもできる。

（例 1）

「ブロードバンドサービス等の競争実態に関する調査報告書」13 頁（平成 16 年 4 月公正取引委員会事務総局）

→「我が国における ADSL 事業者数についての正確なデータは見当たらないが、事業者

からヒアリングしたところによると、平成１５年末現在、約５０社といわれている。」

(例２)

「ブロードバンドサービス等の競争実態に関する調査報告書」１３頁（平成１６年４月公正取引委員会事務総局）

→「ＡＤＳＬ事業者の参入時期を事業者アンケートでみると、…平成１３年を中心に最も活発に参入が行われているが、最近は参入が見られない状態となっている。」

第四 より効果的な評価を行うための視点

【要点】

- 定量分析等の専門的な知識がない場合であっても、例えば、①規制によって影響を受ける市場を特定することや、②規制によって影響を受ける市場の特性を把握することによって、競争評価をより効果的に行うことができる。
 - ① 規制によって需要者（消費者）の動向がどのように変化するのか、ある商品・役務が規制によって影響を受けるとき、その他の商品・役務はどのように変化するのか等について把握することにより、規制によって影響を受ける市場を特定することができる。
 - ② 市場の現在の競争状況を把握すること、市場における重要かつ主な競争手段を把握すること及び市場における需要者と供給者（事業者）の関係や特徴を把握することにより、規制によって影響を受ける市場の特性を把握することができる。

上記のとおり、競争評価のチェックリストの質問項目は一般的なものであり、政策立案を担当する職員によって、その判断に大きな差が出ないような形式にしている。また、チェックリストの作成に当たっては、経済学等の競争評価に係る専門的な知識は可能な限り必要ないようにしている¹⁶。

一方、チェックリストの作成に当たって、定量分析等の専門的な知識を使わなくても、様々な点を考慮することで、チェックリストの回答の質をより向上させ、効果的な競争評価を行うことができる。

１．規制によって影響を受ける市場を特定する

規制が競争に影響を及ぼす範囲を適切に把握・分析するためには、規制によって影響を受ける市場を特定することが望ましい。ここでいう市場の特定とは、規制による影響が、どのような商品・役務の供給や消費に影響を及ぼすかを特定することをいう。市場の特定

¹⁶ 一方で、規制の質の向上、国民への説明責任等の観点からは、競争評価をチェックリスト以上の水準で行うことは推奨されるものである。政策評価の定量分析において重要である費用と便益の分析は、競争評価においても同様であり、例えば、便益の１つである消費者余剰や生産者余剰を分析する手法は、定量分析であるものの、競争評価においても活用できる。また、競争に影響を及ぼすような規制を定量的に分析する場合には、需要関数を推計する手法も活用できる。

の範囲を見誤ると、規制によって生じる影響を過大又は過小に評価するおそれがある。

例えば、飲料 A の値下げを行う規制を考える。この規制の影響としては、飲料 A の需要が増加するという影響が生じる。この場合、規制によって影響を受ける市場は飲料 A になる。

しかし、需要者（消費者）にとって、飲料 A が唯一の選択肢ではなく（他にも飲料の選択肢がある）、他の飲料でもいい場合、飲料 A の値下げは、これまで飲料 A を選択することが多かった需要者の飲料 A の値下げによる需要の増加に加え、これまでその他の飲料を選択していた需要者の（飲料 A が値下がりしたことによる）飲料 A の需要の増加も生じる。

この場合、値下げの規制による飲料 A の需要の増加はより大きくなるが、同時にその他の飲料市場の需要の減少を意味する。つまり、飲料 A の値下げの規制の影響を受ける市場を特定する場合、飲料 A の市場だけでなく、その他の飲料の市場の影響も把握する必要がある。このように規制によって影響を受ける市場の特定を行うには、規制によって需要者の動向がどのように変化をするのか、ある商品・役務が規制によって影響を受けるとき、その他の商品・役務はどのように変化をするのか等について把握する必要がある。

また、ある商品 B に人命にかかわる重大な欠陥が発見され、その商品 B の製造を規制する場合を考える。この場合、規制による影響を受ける市場は、商品 B 市場のみであるように思われる。しかし、商品 B を製造するために原材料が必要となる場合、規制による影響は、商品 B の製造事業者だけではなく、原材料の供給事業者にも及ぶ。さらに、商品 B の販売事業者も存在する場合、規制による影響は販売事業者にも及ぶため、その影響はさらに大きくなる。このとき、規制によって影響を受ける市場は商品 B の製造事業者、原材料の供給事業者、販売事業者が存在する市場と特定される。

つまり、規制によって影響を受ける市場を特定する場合は、その規制の影響を受ける直接の事業者に加えて、川上市場（例えば原材料供給市場）の事業者や川下市場（例えば販売市場）の事業者も含める必要がある場合もある。

2. 規制によって影響を受ける市場の特性を把握する

規制が競争にどのような影響を及ぼすかについては、影響を受ける市場の特性（市場の構造や現在の競争状況等）にも左右され、同じ内容の規制でも競争に及ぼす影響は異なる。このため、市場の特性を把握・分析することは重要となる。

（1）市場の構造や現在の競争状況を把握すること

市場の構造や現在の競争状況を把握するデータとして取得しやすいものとしては、例えば以下のものが挙げられる。

- ・新規開業率
- ・創業年数
- ・市場シェア

- ・ HHI
- ・ 市場規模
- ・ 商品・役務の種類・数

市場の競争状況や構造を把握することにより、その市場において、大規模事業者と中小事業者の割合はどの程度か、新規参入がどの程度起きているか、商品・役務の種類や数が豊富であるか、その市場は競争制限的な市場であるか等を把握することができる。

大規模事業者と中小事業者の割合を把握することは、規制の影響の大きさを推定する参考となる。一般的には、大規模事業者は中小事業者に比較して容易に資本や労働力を集められるため、大規模事業者と中小事業者では負担するコストが同等であったとしても、実質的に大規模事業者と比べ中小事業者に対してより大きいコストを負担させる場合もある。つまり、同じ規制であっても、その生じる影響については同等とならない可能性がある。

そのため、他の市場に比較して中小事業者の割合が多い市場では、コスト負担を増加させる規制の影響は、そうでない市場に比較して大きい可能性がある。一方で大規模事業者が新規参入者になることが多い市場では、新規参入に係るコストを増大させる規制であっても、大きな負の影響は生じない可能性もある。

また、市場の競争状況について、仮に市場が独占や寡占状態で、外形的には競争制限的な市場でも、参入・退出に係るコストがかからない、もしくはコストが低い場合であれば、常に潜在的な新規参入者が存在し、独占や寡占状態の市場であっても、競争圧力が生じる¹⁷。

市場規模については、将来的に拡大することが予測される市場で参入のコストを増大させる規制を導入しても、大きな利潤が期待されるため潜在的な新規参入者が発生しやすいという点においては、そうでない市場に比べて競争に及ぼす負の影響は大きくない可能性がある。

設備を導入させるなどの何らかのコスト負担を課す場合に、既存事業者には一定の猶予期間の経過後にコストを負担させ、一方で新規参入者には参入時にコストを負担させる規制は、既存事業者と新規参入者に対してコスト負担の期間について異なる扱いをすることになり、新規参入者にとっては参入障壁となる可能性がある。

(2) 市場における重要かつ主な競争手段を把握すること

規制によって影響が生じる市場において重要な競争手段を把握することも重要である。例えば、ある市場の商品・役務が同質的（性能や性質等がほとんど同じ）である場合、通常、競争手段は価格になる。このとき、価格を制限する規制を設けることは、競争への負の影響がより大きくなる可能性がある。一方、価格が同じような水準で、品質や性能が重要な競争手段である商品・役務に対して、品質や性能の制限を設ける規制は、

¹⁷ コンテストابل市場と呼ばれるものである。

競争への負の影響がより大きくなる可能性がある。

また、需要者（消費者）と供給者（事業者）の間の情報の非対称性が大きい市場においては、供給者にとって広告や宣伝が重要な競争手段となるが、このような市場での広告制限や需要者が利用できる情報における制限は、競争への負の影響がより大きくなる可能性がある。

その他、同じ商品・役務であっても、高い価値の商品・役務を提供している事業者と低い価値の商品・役務を提供している事業者が存在する市場において、何らかの理由で商品・役務の種類等を制限し、高い価値の商品・役務の水準を求める規制を設ける場合、低い価値の商品・役務を提供している事業者にとっては事業戦略の変更を伴う大きなコストが生じるため、競争への負の影響が大きい可能性がある。

（３）市場における需要者と供給者の関係や特徴を把握すること

市場における需要者（消費者）と供給者（事業者）の関係や特徴を把握することも市場の特性を把握するために必要である。例えば、需要者と供給者の価格交渉力について、一般的に、供給者が多い場合は価格交渉力は需要者の方が強く、逆の場合は供給者の方が強くなる。仮に供給者の価格交渉力が弱いときに、供給者間における情報交換を促す仕組みを導入すると、各供給者がカルテルを通じて価格交渉力を増大させるインセンティブを持ちやすくなるため、競争に大きな負の影響を及ぼす可能性がある。

過去に談合やカルテル等の競争回避的な行動が行われたことがある市場において、情報交換を促す仕組みを導入する規制は、より一層、競争回避的な行動を引き起こす可能性があり、競争に大きな負の影響を及ぼす可能性がある。

また、市場へ新規参入が起きにくい（もしくは全く起きていない）市場では、各事業者間で意思疎通が行いやすい状況であり、そのような状況で情報交換を促す仕組みを導入する規制は、より一層、競争回避的な行動を誘発することになり、競争に大きな負の影響を及ぼす可能性がある。

需要の変動が小さい場合（需要が継続的に生じる場合）や、技術革新が少ない場合は、競争者の売上げを奪い、より大きな利益を得るというインセンティブよりも、安定的に継続的に利益を得るというインセンティブが生じやすく、このような状況で情報交換を促す仕組みを導入する規制は、カルテルを形成しやすくなるという点で、競争に大きな負の影響を及ぼす可能性がある。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律ガイドブック

知って なっとく 独占禁止法



公正取引委員会

自由経済社会における 公正かつ自由な競争を守ります。

私たちの生活する自由経済社会では、様々な事業者が自由に商品やサービスを提供し、消費者が欲しいものを自由に選べる仕組みになっています。こうした中で事業者は、市場における公正かつ自由な競争に参加し、商品の品質向上、技術開発、低価格化などによって、自らの商品やサービスを消費者から選んでもらえるよう事業活動を行います。ところが、ある事業者が自らの利益を守る目的で、市場の独占やカルテルなどを行うことにより、市場の競争を制限・阻害することも少なくありません。

そこで、公正かつ自由な競争を促進するために制定されたのが「独占禁止法（正式名称：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）」です。私的独占、不当な取引制限（カルテル・談合）、不公正な取引方法などを禁止しており、国民経済の民主的で健全な発達、及び消費者の利益を確保することを目的に、公正かつ自由な競争を促進しています。





独占禁止法を運用しているのは、公正取引委員会です。

公正取引委員会は、独占禁止法を運用するために設置された行政機関です。独占禁止法に違反する行為を未然に防止し、すばやく発見するため、市場や経済の動き、事業者の活動などを常に監視しています。違反行為を発見した場合には、厳しく取り締まるとともに、その違反内容に応じた措置を採っています。

独占禁止法のあゆみ

「独占禁止法」は、昭和22年7月、民主主義社会を支える経済基盤を形成するための措置の一環として、多くの事業者が自由な競争を通じて事業を展開できる体制を整えることを目的に施行されました。また、昭和31年7月には「下請法（正式名称：下請代金支払遅延等防止法）」が施行され、競争促進政策の整備は着々と進められていきました。

昭和22年7月
独占禁止法

昭和31年7月
下請法

独占禁止法は、戦後から高度経済成長期、現在に至るまで、経済や産業構造などの変化に伴って、繰り返し強化・改正が行われてきました。最近では、確約制度の導入や課徴金制度の見直しなどの改正が行われています。

公正かつ自由な競争が、 事業者と消費者を守っています。

独占禁止法が促進する“公正かつ自由な競争”は、誰もが自由に参入できる市場において、事業者自らが商品の価格、生産数量などを決め、お互いに競い合うことです。競争が正しく行われていれば、市場メカニズムの働きによって、消費者がどんな商品を求めているかということが、事業者にきちんと伝わりまします。消費者が安くて良いものを望んでいると分かれば、事業者は自らの商品が選ばれるよう、ニーズに合った商品を供給するよう努力します。このように、公正かつ自由な競争によって、事業者にも消費者にも望ましい市場が維持されているのです。

事業者の立場では…

**消費者から選ばれる商品を提供することが、
自らの事業活動の発展につながります。**

独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることです。事業者は、自らの創意工夫によって、消費者から選ばれる魅力的な商品を供給しようと競争します。ライバルとの競争を勝ち抜いた事業者は、結果的に売上げを伸ばして成長し、日本経済の活性化・発展にも貢献することになります。





消費者の立場では…

事業者間の競争によって、消費者利益が確保されます。

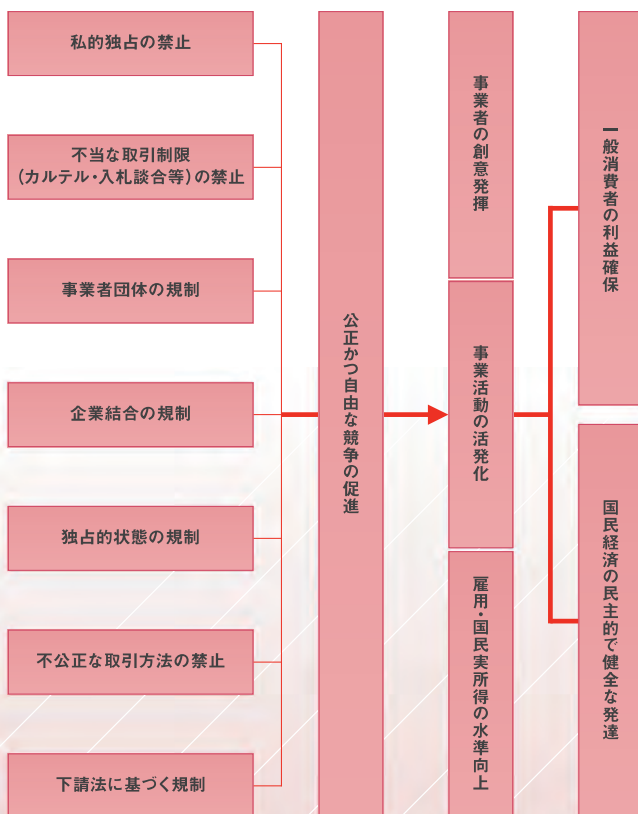
消費者は、誰もがより良い商品やサービスを求めています。その消費者を顧客として獲得するため、事業者はより安くて優れた商品を提供することで競争を行います。その結果、市場には豊富な商品が提供され、消費者はそれらの中から、より自分の欲しいものを選ぶようになります。事業者間の競争によって、消費者の利益が確保されているといえます。



独占禁止法は、事業活動の基本的なルールを定めた法律です。

独占禁止法は、自由経済社会において、事業者が事業活動を行うに当たって守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制しています。公正取引委員会は「独占禁止法」とその補完法である「下請法」という2つの法律を執行することで、競争政策を積極的に展開し、市場における競争秩序を維持しています。

● 独占禁止法の概要



独占・寡占

市場を独占しようとする行為を禁止しています。

少数の事業者だけで、ある市場を独占、寡占している状態になると、競争が有効に機能しにくくなります。独占禁止法は、不当な手段によって市場を独占したり、独占の状態を維持しようとする行為に対して、様々な規制を行っています。

私的独占の禁止

事業者が単独又は他の事業者と手を組み、不当な低価格販売、差別価格による販売などの手段を用いて、競争相手を市場から排除したり、新規参入者を妨害して市場を独占しようとする行為は「排除型私的独占」として禁止されています。また、有力な事業者が、株式の取得、役員の派遣などにより、他の事業者の事業活動に制約を与えて、市場を支配しようとすることも「支配型私的独占」として禁じられています。もちろん良質・廉価な商品を提供する事業者が正当な競争の結果として、市場を独占するようなことになった場合は、違法とはなりません。



独占的状态に対する措置

寡占状態にある産業において、一部の事業者が特に大規模であるなどの理由で、競争が有効に機能していない場合、独占的な状態にあるとして、競争を回復するための措置を命ずることができます。必要に応じて、事業の一部譲渡などの措置を求める場合があります。

【次の要件全てに当てはまる事業分野は、独占的状态にあると考えられます。】

- ①年間供給額1,000億円を超える規模の事業分野
- ②首位1社が50%超、又は上位2社が75%超のシェア
- ③他の事業者の新規参入が困難
- ④需要やコストが減っても価格が下がらない
- ⑤利益又は広告費などの支出が過大

カルテル・入札談合

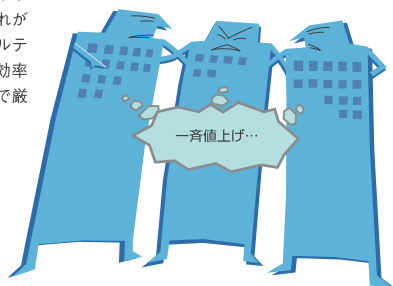
事業者が共同して、競争を制限することを禁止しています。

複数の事業者がお互いの利益を守るため、商品の価格や数量について契約、協定を行い、市場での競争を自主的に制限するケースが多く見られます。独占禁止法は、カルテルや入札談合など、人為的に行われる競争制限行為を全面的に禁止しています。

不当な取引制限の禁止

●カルテルの禁止

事業者又は業界団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為は「カルテル」として禁止されています。紳士協定、口頭の約束など、どんな形で申合せが行われたかにかかわらず、事業者間で何らかの合意があり、結果的にそれぞれが同一の行動をとればカルテルとして禁止されます。カルテルは、商品の価格を不当につり上げると同時に、非効率な事業者を温存し、経済を停滞させるため、世界各国で厳しく規制されています。



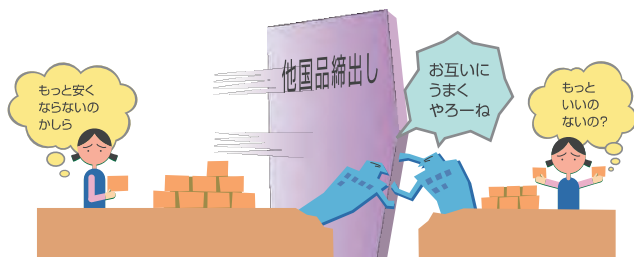
●入札談合の禁止

国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注事業者や受注金額などを決めてしまう「入札談合」も不当な取引制限のひとつとして禁止されています。事業者間の競争が正しく行われていれば、より安く発注できた可能性があり、入札談合は税金のムダづかいにもつながります。本来、入札は厳正な競争を行うことを目的としているため、入札談合は公共の利益を損なう非常に悪質な行為です。



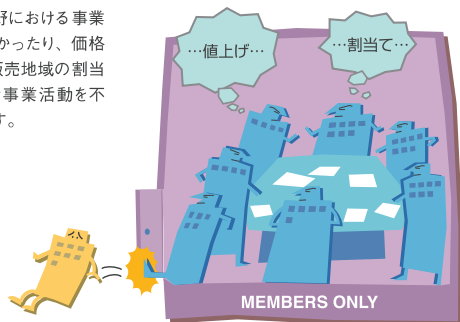
国際カルテルへの参加禁止

国内の事業者がカルテルなどを内容として、海外の事業者と国際的協定を結ぶことは禁止されています。例えば、国内の事業者と海外の事業者の間でそれぞれの商品をお互いの国に輸出しないという市場分割カルテルが行われた場合、輸入品が国内市場に入ってこないことになり、競争を実質的に制限することになるため、明らかな違反行為となります。



事業者団体の活動規制

カルテルは、事業者間の協定や申合せに限らず、事業者団体の活動として行われる場合が少なくありません。例えば、事業者団体がその分野における事業者の数を制限して新規参入を認めなかったり、価格の引上げ・数量の制限、取引相手・販売地域の割当てを指示するなど、事業者の自主的な事業活動を不当に制限する行為は禁じられています。



不公正な取引方法

公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止しています。

市場の活性化のためには、事業者が互いに競争相手より良質・廉価な商品を提供しようと公正な競争を行うことが大切です。このため、独占禁止法は、自由な競争を減殺する行為、競争の基盤を侵害するような行為を“不公正な取引方法”として禁止しています。“不公正な取引方法”には法律で定められているものと、公正取引委員会の指定で定められているものがあります。また、公正取引委員会の指定には、全ての業種に適用される＜一般指定＞と特定の業種（大規模小売業、物流業、新聞業）にのみ適用される＜特殊指定＞があります。

取引拒絶

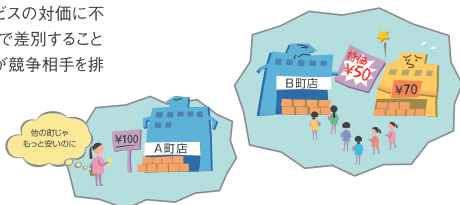
複数の事業者が共同で特定の事業者との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させたりする行為は禁止されています。例えば、新規事業者の開業を妨害するため、原材料メーカーに新規事業者への商品供給をしないよう共同で申し入れる場合などがこれに当たります。

また、小売店に販売価格を指示して守らせるなど、独占禁止法上の違法行為の実効を確保するために、事業者が単独で取引拒絶を行うような場合も違法となります。



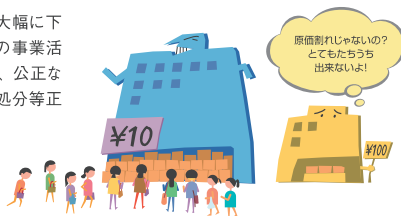
差別対価・差別取扱

取引先や販売地域によって、商品やサービスの対価に不当に著しい差をつけたり、その他の取引条件で差別することは禁じられています。例えば、有力な事業者が競争相手を排除する目的で、競争相手の取引先に対してのみ廉売をして顧客を奪ったり、競争相手と競合する地域でのみ過剰なダンピングを行ったりするような行為がこれに該当します。



不当廉売

商品を不当に低い価格、例えば総販売原価を大幅に下回るような価格で、継続して販売し、他の事業者の事業活動を困難にさせることは禁じられています。ただし、公正な競争手段としての安売り、キズ物・季節商品等の処分等正当な理由がある場合は、違法とはなりません。



再販売価格の拘束

指定した価格で販売しない小売業者等に経済上の不利益を課したり、出荷を停止したりするなどして小売業者等に自社の商品を指定した価格で販売させることは、最も重要な競争手段といえる価格を拘束するため、原則として禁止されています。また、指定した価格で販売することを小売業者等と合意して、自社の商品を指定した価格で販売させることも禁じられています。ただし、書籍、雑誌、新聞、音楽用CDなどの著作物については、例外となっています。



優越的地位の濫用

取引上優越的地位にある事業者が、取引先に対して不当に不利益を与える行為は禁じられています。例えば、発注元の一方的な都合による押し付け販売、返品、従業員派遣要請、協賛金の負担要請などの不当な行為がこれに該当します。下請取引で問題が起きる場合が多く、独占禁止法の補完法の「下請法」できめ細かに規制されています。

下請法って？

下請代金の支払遅延や減額など、下請事業者に対する親事業者の不当な行為を規制しています。製造業からサービス業まで、幅広い事業分野における親事業者の禁止行為を明確に定め、違反があった場合は簡易・迅速に改善を求め、下請事業者を守る法律となっています。



抱き合わせ販売

商品やサービスを販売する際に、不当に他の商品やサービスを一緒に購入させる行為は、取引の強制に当たりますので禁止されています。例えば、人気の商品と売れ残りの不人気商品をセットで販売し、買い手が不必要な商品を買わざるを得ない状況にするような行為がこれに当たります。



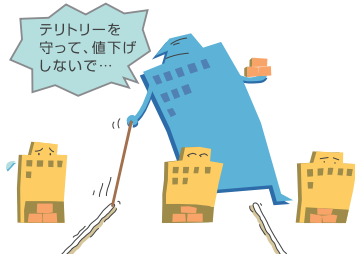
排他条件付取引

自社が供給する商品のみを取り扱い、競合関係にある商品を取り扱わないことを条件として取引を行うなどにより、不当に競争相手の取引の機会や流通経路を奪ったり、新規参入を妨げるおそれがある場合は、違法となります。



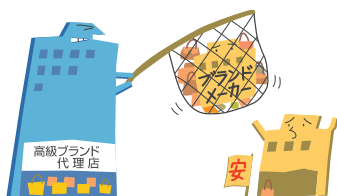
拘束条件付取引

取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けての取引は禁止されています。テリトリー制によって販売地域を制限したり、安売表示を禁じたりするなど、販売地域や販売方法などを不当に拘束するような場合がこれに該当します。



競争者に対する取引妨害

事業活動に必要な契約の成立を阻止したり、契約不履行へと誘引する行為を行ったりするなどして、競争者の事業活動を不当に妨害することは禁じられています。例えば、海外ブランド品などの輸入総代理店が国内での価格を維持するために海外の出荷元に対して国内における他の輸入業者との取引中止を求めるような場合などがこれに当たります。



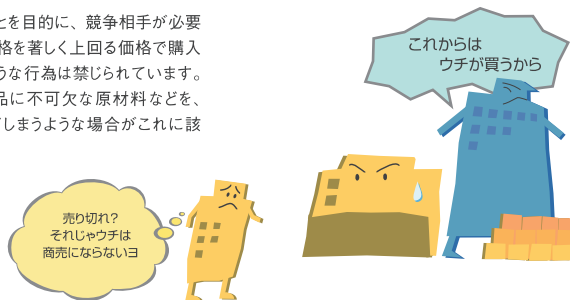
不当顧客誘引

自社の商品・サービスが実際より、あるいは競争相手のものよりも著しく優良・有利であるように見せかける虚偽・誇大な表示や広告で不当に顧客を誘引したり、過大な景品を付けて商品を販売したりすることは、買い手の適切な商品選択を妨げるため禁止されています。



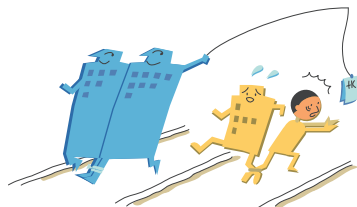
不当高価購入

競争相手を妨害することを目的に、競争相手が必要としている物品を市場価格を著しく上回る価格で購入し、入手困難にさせるような行為は禁じられています。例えば、競争相手の製品に不可欠な原材料などを、高価な価格で買い占めてしまうような場合がこれに該当します。



競争会社に対する内部干渉

ある事業者が、競合関係にある会社の株主や役員にその会社の不利益になる行為を行うよう不当に誘引したり、そのおかしたりするようなことは禁じられています。



事業者団体と不正な取引方法

事業者団体がその加入事業者などに働きかけて“不正な取引方法”に当たる行為をさせることは禁じられています。また、これに従わなかった事業者を団体から不当に除名したり、差別的に取り扱うことで、事業活動を困難にさせる行為も禁じられています。

国際的契約と不正な取引方法

国内の事業者が海外の事業者と“不正な取引方法”に当たる内容を含む国際的契約を結ぶことは禁じられています。海外の事業者が不正な取引方法を行う場所によっては、日本の独占禁止法で規制することが難しいため、契約すること自体が禁じられています。

企業結合・集中

競争を制限することとなる企業結合などを規制しています。

会社の株式取得、合併、分割、共同株式移転、事業の譲受けなどによって、競争が実質的に制限されることとなる場合、こうした企業結合を禁止しています。公正取引委員会では「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を公表し、どのような企業結合が問題となるかの考え方を示しています。この他、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立、銀行及び保険会社による議決権保有の制限の規制を行っています。

企業結合の際、届出が必要な場合があります。

一定規模以上の会社が株式取得などにより企業結合を行う際、公正取引委員会に届出・報告をする必要があります（外国会社についても同様です）。公正取引委員会に届出・報告が必要となるのは、次のような場合です。

株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業等の譲受けの届出

●株式取得

国内売上高合計額（企業結合集団内の会社等の国内売上高の合計額）が200億円を超える会社が、株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額が50億円を超える会社の株式に係る議決権を20%、50%を超えて取得する場合、事前に公正取引委員会に届け出る必要があります。届出が受理されてから30日を経過するまで、その会社は株式を取得することができません。

*銀行又は保険会社が国内の一般事業会社の議決権を取得する場合を除く。

**企業結合集団とは、会社の親会社（他の会社の子会社でないものをいい、当該会社に親会社がない場合には、当該会社をいう。）及びその子会社から成る集団をいう。



●合併

国内売上高合計額が200億円を超える会社と国内売上高合計額が50億円を超える会社が合併する場合、事前に公正取引委員会に届け出る必要があります。届出が受理されてから30日を経過するまで、その会社は合併することができません。



●分割

次のような分割を行う場合、事前に公正取引委員会に届け出る必要があります。届出が受理されてから30日を経過するまで、その会社は分割をすることができません。

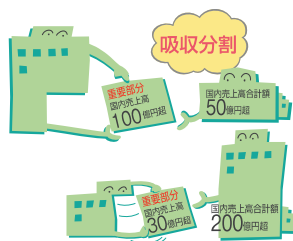
〔共同新設分割の場合〕

- ①分割の対象が事業の全部であって、当事会社中に国内売上高合計額が200億円を超える会社と国内売上高合計額が50億円を超える会社がある場合
- ②分割の対象が事業の重要部分であって、当事会社中に対象部分の国内売上高が100億円を超える会社と対象部分の国内売上高が30億円を超える会社がある場合
- ③分割の対象が事業の全部又は事業の重要部分であって、当事会社中に国内売上高合計額が200億円を超える会社と対象部分の国内売上高が100億円を超える会社と国内売上高合計額が50億円を超える会社がある場合



〔吸収分割の場合〕

- ①分割によって事業を承継しようとする会社の国内売上高合計額が50億円を超える場合で、国内売上高合計額が200億円を超える会社から事業の全部を承継するとき又は対象部分の国内売上高が100億円を超える会社から事業の重要部分を承継するとき
- ②分割によって事業を承継しようとする会社の国内売上高合計額が200億円を超える場合で、国内売上高合計額が50億円を超える会社から事業の全部を承継するとき又は対象部分の国内売上高が30億円を超える会社から事業の重要部分を承継するとき



●共同株式移転

国内売上高合計額が200億円を超える会社と国内売上高合計額が50億円を超える会社が共同株式移転をする場合、事前に公正取引委員会に届け出る必要があります。届出が受理されてから30日を経過するまで、その会社は共同株式移転をすることができません。



●事業等の譲受け

国内売上高合計額が200億円を超える会社が、国内売上高(単体)が30億円を超える会社から事業の全部を譲り受ける場合、又は譲受け対象部分の国内売上高が30億円を超える会社の事業等の重要部分を譲り受ける場合、事前に公正取引委員会に届け出る必要があります。届出が受理されてから30日を経過するまで、その会社は事業等を譲り受けることができません。



一定の会社の事業報告・設立の届出

●持株会社等の事業報告

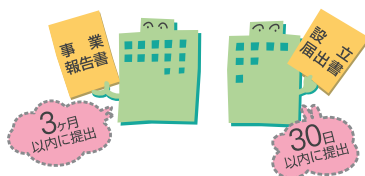
当該会社及びその子会社等の総資産の合計額が、

- ①持株会社 6000億円
- ②銀行、保険会社又は証券会社 8兆円
(持株会社及び証券仲介者を除く。)
- ③上記以外の会社 2兆円

を超える場合に、当該会社及びその子会社等の事業に関する報告書を毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に公正取引委員会に提出する必要があります。

●持株会社等の設立の届出

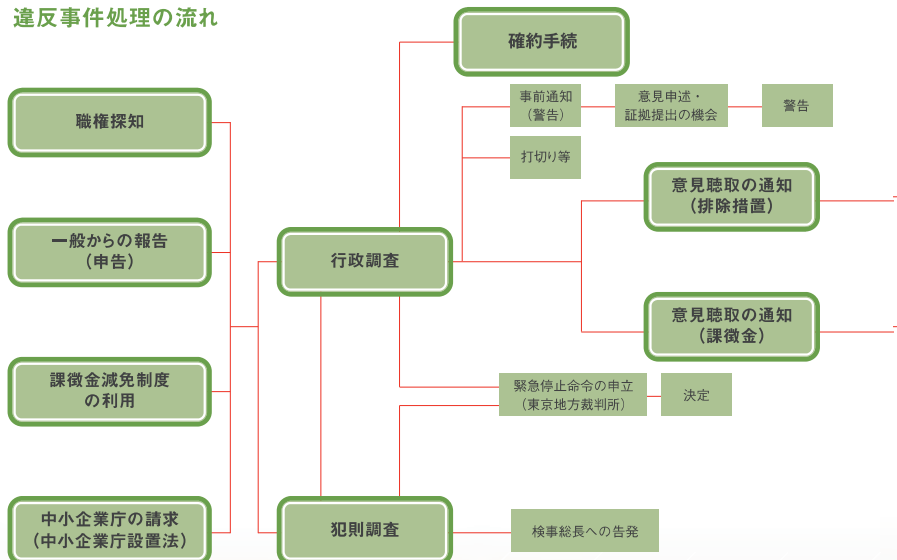
新たに設立された会社は、その設立時において上記①～③の場合に該当するときには、設立の日から30日以内に公正取引委員会への届出が必要になります。



違反行為を迅速に取り締まり、厳正な措置を採っています。

独占禁止法に違反する行為が行われている疑いがある場合、公正取引委員会は、事業者への立入検査、事情聴取などを行い、調査を実施します。調査の結果、違反行為が認められると、違反を行っていた事業者に対して排除措置を採るよう命じています。また、カルテルなどの悪質な行為については、課徴金や刑事罰などの厳しい措置が採られています。

違反事件処理の流れ



端緒

公正取引委員会の職権探知や一般の方からの報告、課徴金減免制度の利用、中小企業庁からの請求などにより、違反の疑いのある行為を発見すると、事件の調査を開始します。このような違反行為の手掛かりを「事件の端緒」といいます。

行政調査

違反行為を行っている疑いがある事業者の事務所などへの立入検査を行い、帳簿、取引記録などの関係資料を収集し調査します。また、必要に応じて、関係者に出頭を命じて事情聴取などを行い、違反行為に関する証拠を収集します。

犯則調査

犯罪調査の対象となる事件の調査を行う場合、裁判官が発する許可状によって、関係事業者の臨検、捜索を行い、必要な物件を差し押さえます。調査の結果、刑事告発が相当と認められれば、検事総長に告発を行います。

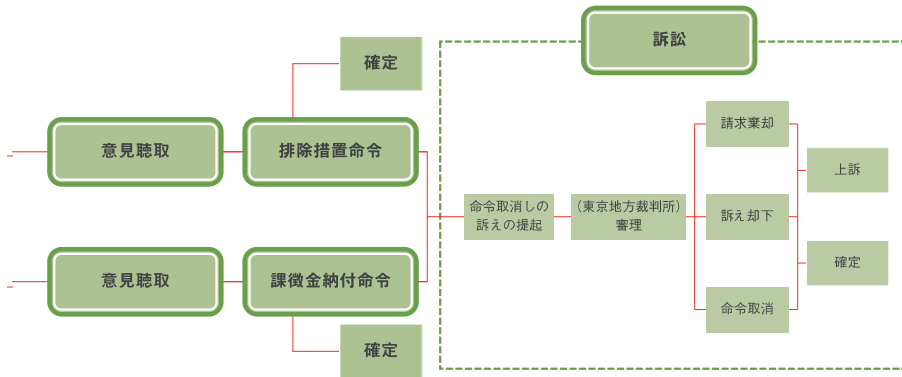
確約手続

独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続です。公正取引委員会からの通知を受けた事業者は、違反の疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置等を記載した確約計画を作成し、公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができます。計画が認定されると、排除措置命令や課徴金納付命令が行われないことになります。

●詳しくは19ページをご覧ください。

意見聴取の通知

公正取引委員会が排除措置命令や課徴金納付命令を行うとする場合、予定される命令の内容や公正取引委員会の認定した事実、意見聴取の期日などを事業者に通知します。



意見聴取

排除措置命令、課徴金納付命令の前には意見聴取が行われます。

意見聴取の期日では、冒頭、審査官等から、予定される命令の内容や公正取引委員会の認定した事実などについて説明がなされます。これに対し、事業者は、意見陳述や証拠提出などができます。

意見聴取の結果は、意見聴取官が意見聴取調書及び意見聴取報告書としてまとめ、公正取引委員会に提出します。公正取引委員会は、命令に係る議決をするときは、これらの内容を参照します。

排除措置命令

違反行為を速やかに排除するよう命ずる行政処分です。例えば、価格カルテルの場合には、価格引上げ等の決定の破棄とその周知、再発防止のための対策などを命じます。確定した排除措置命令に従わない場合、その事業者には刑事罰が科されます。

※違反行為をした事業者から合併、分割又は譲渡により違反行為に係る事業を引き継いだ事業者に対しては、排除措置を命ずることができます。

※排除措置命令の除斥期間（違反行為がなくなった日から命令を行うことができなくなるまでの期間）は、7年です。

課徴金納付命令

カルテル・入札談合、私的独占及び一定の不正な取引方法が行われた場合に課徴金を納めるよう命じる行政処分です。違反行為をした事業者は、一定の算式に従って計算された金額を課徴金として国庫に納めなければなりません。

●詳しくは17ページをご覧ください。

※違反行為をした事業者が合併により消滅した場合には、合併後の存続会社に対して、また、違反行為をした事業者が分割又は譲渡により違反行為に係る事業を承継させた上で消滅した場合には、そのグループ会社に対して、課徴金の納付を命じます。

※課徴金納付命令の除斥期間は、7年です。

訴訟

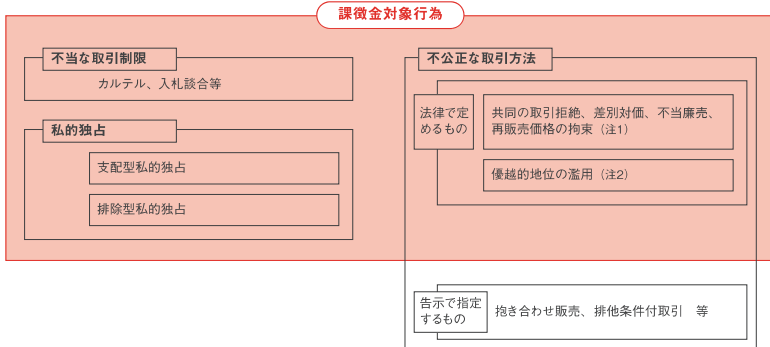
排除措置命令又は課徴金納付命令といった行政処分に不服がある場合、その取消しを求める訴訟を提起することができます。裁判所は、公正取引委員会の判断の基礎とされた重要な事実と認識があることや要件の解釈に誤りがあるといった取消事由が認められる場合には、処分の全部又は一部を取り消します。

官製談合防止法について

公正取引委員会は、入札談合の調査の中でいわゆる官製談合があると認めたとき、国や地方公共団体等に改善措置を要求します。これを受け、国や地方公共団体等は、必要な調査を行い、必要と思われる改善措置を講じることになっています。

課徴金の対象となる行為類型について

カルテル・入札談合等の不当取引制限、私的独占（支配型及び排除型）及び一定の不正取引方法（共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用）が課徴金の対象となります。



（注1）同一の違反行為を繰り返した場合（公正取引委員会による調査開始日からさかのぼり10年以内に当該違反事業者又はその完全子会社が同一の違反行為について排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合）に課徴金の対象となります。

（注2）継続して行われた場合に課徴金の対象となります。

課徴金算定率について

課徴金額は、違反行為に係る期間中（始期は調査開始日から最長10年前まで遡及）の対象商品又は役務の売上額又は購入額に事業者の規模に応じた算定率を掛けて計算します。

また、不当取引制限及び支配型私的独占の場合は、対象商品又は役務の売上額又は購入額に密接関連業務の対価の額を加えて算定率が掛けられるとともに、財産上の利益（談合金等）に相当する額と合算されます。

$$\text{課徴金額} = \left(\begin{array}{c} \text{①違反行為に係る期間中の} \\ \text{対象商品又は役務の} \\ \text{売上額又は購入額(注1)} + \text{密接関連業務の} \\ \text{対価の額(注2)} \end{array} \right) \times \text{②課徴金算定率} + \begin{array}{c} \text{③違反行為に係る期間中の} \\ \text{財産上の利益(談合金等)} \\ \text{に相当する額(注3)} \end{array}$$

（注1）不当取引制限、支配型私的独占及び排除型私的独占については、違反事業者のものに加え、違反事業者からの指示や情報に基づき対象商品又は役務を供給又は購入した完全子会社等（違反行為をしていない者に限ります。）に係るものも対象となります。

（注2）密接関連業務は、不当取引制限及び支配型私的独占の場合に対象となるものです。不当取引制限については違反行為に係る商品又は役務の供給を行わないことを条件として行う一定の業務を、支配型私的独占については違反行為に係る商品又は役務の供給を受ける者に対する当該供給を受けるために必要な一定の業務をいい、違反事業者及びその完全子会社等（違反行為をしていない者に限ります。）が行ったものが対象となります。

（注3）財産上の利益（談合金等）に相当する額は、不当取引制限及び支配型私的独占の場合に対象となるものです。対象商品又は役務を供給しない又は購入しないことに関して得た金銭等をいい、違反事業者及びその完全子会社等（違反行為をしていない者に限ります。）が得たものが対象となります。

● 課徴金算定率

（ ）内は違反事業者及びそのグループ会社が全て中小企業の場合

不当取引制限	支配型私的独占	排除型私的独占	共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束	優越的地位の濫用
10% (4%)	10%	6%	3%	1%

また、カルテル・入札談合等の不当取引制限に対する課徴金算定率については、以下のような加算要素が規定されています。

①違反行為を繰り返した場合（注4）、又は違反行為において主導的な役割を果たした場合にはそれぞれ上記の算定式の

（①×②+③）×1.5が課徴金額となります。

②違反行為を繰り返し、かつ違反行為において主導的な役割を果たした場合には、上記の算定式の（①×②+③）×2が課徴金額となります。

（注4）10年以内に違反事業者自身が繰り返した場合だけでなく、1回目の違反行為をした事業者を完全子会社とする事業者による違反、1回目の違反行為をした法人と合併した法人、1回目の違反行為をした法人から対象事業を譲り受けたり分割により継承したりした法人による違反も対象となります。また、私的独占に対しても適用されます。

課徴金減免制度について

事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について（※1）、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度です。具体的には、減免申請の順位に応じた減免率に、事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率（※2）を加えた減免率が適用されます。事業者自らがその違反内容を報告し、更に資料を提出することにより、カルテル・入札談合の発見を容易化し、事件の真相解明を効率的かつ効果的に行うことにより、競争秩序を早期に回復することを目的としています。

※1 課徴金減免制度の対象は、カルテル・入札談合（購入カルテルを含む。）に限られます。

※2 このような減算率を適用する制度を調査協力減算制度といいます。

●申請順位と減免率

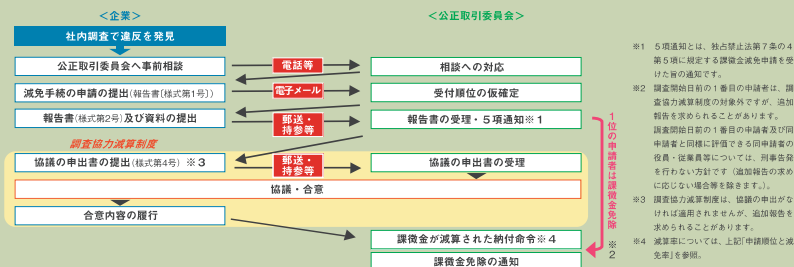
調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合いに応じた減算率
前	1 位	全額免除	十最大 40%
	2 位	20%	
	3～5 位	10%	
	6 位以下	5%	
後 ^{※3}	最大 3 社 ^{※4}	10%	十最大 20%
	上記以下	5%	

※3 公正取引委員会の調査開始日から起算して20日を経過した日までで、課徴金減免申請を行うことができます。

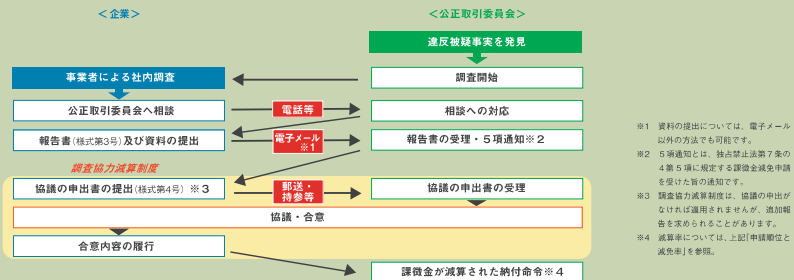
※4 公正取引委員会の調査開始日以後に課徴金減免申請を行った者のうち、減免率10%が適用されるのは、調査開始日以前の減免申請者の数と合わせて5社以内である場合に限りです。

課徴金減免手続の流れ

公正取引委員会の調査開始日前の場合



公正取引委員会の調査開始日以後の場合



課徴金減免制度をより機能させるための判別手続について

公正取引委員会の行政調査手続において提出を命じられた、課徴金減免制度の対象となる被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件で、一定の条件を満たすことが確認されたものは、公正取引委員会の審査官がその内容にアクセスすることなく速やかに事業者に還付します。

お問い合わせ先は以下のとおりです。

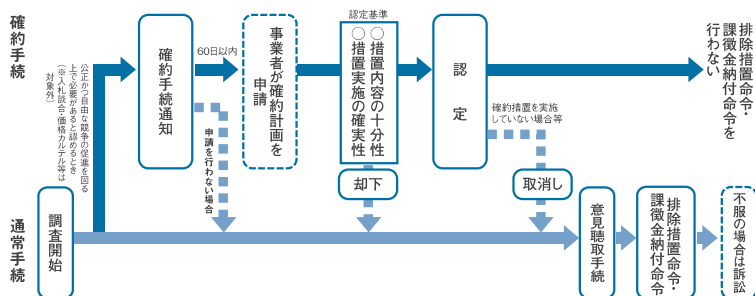
- 課徴金減免申請の方法について：審査局 管理企画課 課徴金減免管理官 (電話)03(3581)2100(直通)
- 調査協力減算制度について：審査局 管理企画課 企画室 (電話)03(3581)1831(直通)
- 判別手続について：官房総務課 判別係 (電話)03(3581)5484(直通)

※公正取引委員会のホームページでも、課徴金減免申請の方法や調査協力減算制度、判別手続に関する情報を掲載しています。

確約手続

独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決するための手続で、競争上の問題を早期に是正し、独占禁止法の効率的かつ効果的な執行に資するものです。

確約手続の流れ



法運用の透明性・事業者の予見可能性を確保する観点から、「確約手続に関する対応方針」を策定・公表しています。

・申請書の様式は、公正取引委員会のホームページに掲載されています。

罰則

独占禁止法の違反行為を行った場合、犯罪行為として懲役や罰金などの刑事罰を受ける場合があります。例えば、事業者がカルテルを行った場合、それを決定した責任者個人も刑罰を受けますし、事業者や事業者団体にも罰金が科されます。

罰則の種類	個人	法人
私的独占、不当な取引制限、事業者団体の禁止行為違反	5年以下の懲役・500万円以下の罰金	5億円以下の罰金
国際的協定等、事業者団体の禁止行為違反	2年以下の懲役・300万円以下の罰金	300万円以下の罰金
確定排除措置命令違反	2年以下の懲役・300万円以下の罰金	3億円以下の罰金*
銀行又は保険会社の議決権保有の制限違反等の罪	1年以下の懲役・200万円以下の罰金	200万円以下の罰金
届出等に関する規定違反	200万円以下の罰金	200万円以下の罰金
立入検査妨害等	1年以下の懲役・300万円以下の罰金	2億円以下の罰金

*私的独占、不当な取引制限又は事業者団体の禁止行為に該当する行為を差し止める命令に違反した場合は300万円。

課徴金と罰金の調整について

課徴金と罰金が併せて科される場合には、罰金額の2分の1に相当する金額が課徴金から控除されます。

差止請求

不公正な取引方法に該当する違法行為によって、著しい損害を受けたり、又は受けるおそれのある消費者や事業者などは、裁判所に訴えてその行為の差止めを請求できます。

損害賠償

独占禁止法違反行為によって被害を受けた消費者や事業者などは、その違反行為を行った者に対して損害賠償を請求できます。特に独占禁止法に基づき損害賠償が請求された場合には、損害賠償を請求された事業者や事業者団体は、故意・過失がないことを理由として責任を免れることはできません。

違反を未然に防止するため、 各種ガイドラインを作成しています。

時代の流れや消費の傾向、そして規制緩和の推進などに伴って、市場の規模や環境は常に変化しています。公正取引委員会は、こうした状況の下で独占禁止法等の違反行為を未然に防止するため、どのような行為が違反となるか、ならないかについて、これまでの運用を踏まえた考え方に基づくガイドライン等を取りまとめ、作成・公表しています。

これまでに公表してきた主なガイドライン

行政指導関係

- 行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成6年6月（平成22年1月改定））

私的独占関係

- 排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針（平成21年10月（令和2年12月改定））

流通・取引慣行関係

- 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（平成3年7月（平成29年6月改定））

事業者団体関係

- 公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成6年7月（令和2年12月改定））
- 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成7年10月（令和2年12月改定））
- リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針（平成13年6月（平成22年1月改定））
- 資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方（平成13年10月（平成22年1月改定））

企業結合関係

- 事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方（平成14年11月（平成22年1月改定））
- 独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等についての考え方（平成14年11月（令和4年11月改定））
- 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（平成16年5月（令和元年12月改定））

不正な取引方法等関係

- フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方（平成14年4月（令和3年4月改定））
- 不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（平成21年12月（平成29年6月改定））
- 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（平成5年4月（平成29年6月改定））
- 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（平成10年3月（平成29年6月改定））
- 適正な電力取引についての指針（平成11年12月（令和6年1月改定））
- 適正なガス取引についての指針（平成12年3月（令和3年4月改定））
- 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（平成13年11月（令和5年12月改定））
- 金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不正な取引方法について（平成16年12月（平成23年6月改定））
- 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」の運用基準（平成17年6月（平成23年6月改定））
- 標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方（平成17年6月（平成19年9月改定））
- 農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（平成19年4月（平成30年12月改定））
- 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（平成19年9月（平成28年1月改定））
- 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成22年11月（平成29年6月改定））
- デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（令和元年12月（令和4年4月改定））
- スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針（令和3年3月（令和4年3月改定））
- グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（令和5年3月）

下請法関係

- 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年12月（令和4年1月改定））

人材分野

- スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方（令和元年6月）
- フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月）

その他

- 公的再生支援に関する競争政策上の考え方（平成28年3月）
- 経済分析報告書及び経済分析等に用いるデータ等の提出についての留意事項（令和4年5月）

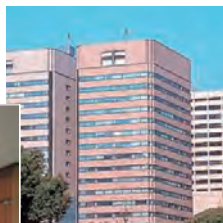
詳しくは、インターネットによる法令・ガイドラインの情報提供を御利用ください。
<https://www.jftc.go.jp/hourei.html>

公正取引委員会は、独占禁止法を運用し、競争政策を積極的に展開しています。

公正取引委員会は、委員長と4名の委員の全5名から構成される行政委員会(合議制の行政機関)です。委員長及び委員は、法律・経済に関する学識経験の豊富な者のうちから、内閣総理大臣が国会の同意を得て任命します。独立行政委員会として他から指揮監督を受けることなく、独立して職務を行っていることも大きな特色です。公正取引委員会の下には、事件の調査や事業者の活動の監視などの事務を行うための事務総局が置かれており、年々、その職員数も増えています。



委員会議室



法執行官庁として ～独占禁止法などの法を執行～

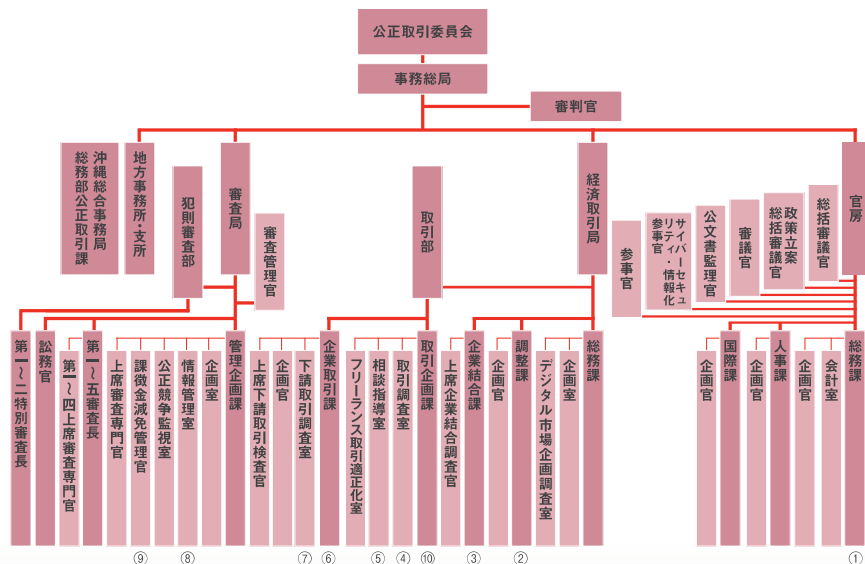
経済活動における公正かつ自由な競争を守るため、独占禁止法とその補完法である下請法という2つの法律を執行しています。もし、違反行為があった場合には、それを速やかに取り除くよう必要な排除措置命令(いわゆる官製談合事件の場合には、併せて、官製談合防止法に基づく発注機関に対する必要な改善措置の要求)、また価格等のカルテルや私的独占が行われた場合には課徴金納付命令などの措置を行い、競争秩序をいち早く回復できるよう務めています。

政策官庁として ～競争政策を積極的に展開～

国際的に開かれた、自由で公正な活力ある経済社会の形成を目指して、規制改革を推進するとともに競争政策の積極的な展開を図るための基盤整備に取り組んでいます。独占禁止法のより一層の充実化への取組、規制改革への調査・提言、競争制限的な行政指導の改善、民民規制への対応などの活動を行うとともに、競争政策に関する国際協力にも力を入れています。

また、競争政策研究センター(CPRC)を設置し、足元の施策実施はもとより、中長期的観点から独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的な基礎の強化を図っています。

公正取引委員会の組織図



届出・申請・申告・相談窓口一覧

①独占禁止法についての一般的な相談	官房総務課
②国の行政機関・地方公共団体からの独占禁止法・競争政策上の相談	調整課
③株式取得・合併・分割・事業の譲受け等の届出	企業結合課
④中小企業等協同組合の届出	取引調査室
⑤事業者・事業者団体が今後、自ら行おうとする商品・役務の取引、知的財産の利用、共同事業等に係る活動についての相談	相談指導室
⑥下請法・優越的地位の濫用規制についての相談	企業取引課
⑦下請法違反被疑事実についての申告	下請取引調査室
⑧独占禁止法違反被疑事実についての申告	情報管理室
⑨課徴金の減免に係る相談・申請	課徴金減免管理官
⑩消費税の転嫁拒否等の行為についての申告・相談	消費税転嫁対策調査室

御相談や御質問は、全国の相談窓口までお気軽にどうぞ。

●公正取引委員会事務局 官房総務課

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL.03(3581)5471(代) <https://www.jftc.go.jp/>

※令和7年冬頃に庁舎移転を予定しているため、最新の住所は、公式Webサイトを御参照ください。

●北海道事務所 総務課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL.011(231)6300(代)

●東北事務所 総務課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL.022(225)7095(代)

●中部事務所 総務課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL.052(961)9421(直)

●近畿中国四国事務所 総務課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL.06(6941)2173(直)

●近畿中国四国事務所 中国支所 総務課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL.082(228)1501(代)

●近畿中国四国事務所 四国支所 総務課

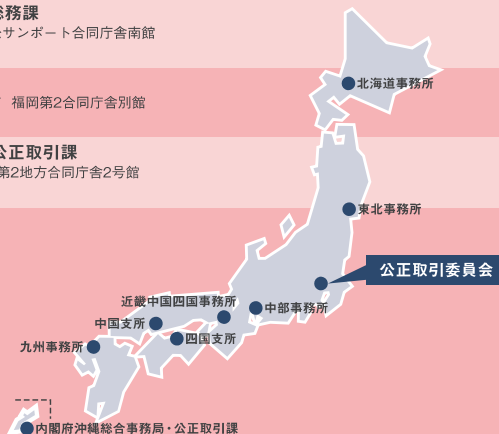
〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL.087(811)1750(代)

●九州事務所 総務課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL.092(431)5881(直)

●内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL.098(866)0049(直)



インターネットでも、様々な情報を提供しています。ぜひ、御利用ください。

公正取引委員会ホームページ

<https://www.jftc.go.jp/>

公正取引委員会X

<https://twitter.com/jftc>

公正取引委員会Facebook

<https://www.facebook.com/JapanFTC>



公正取引委員会

(2024年4月)